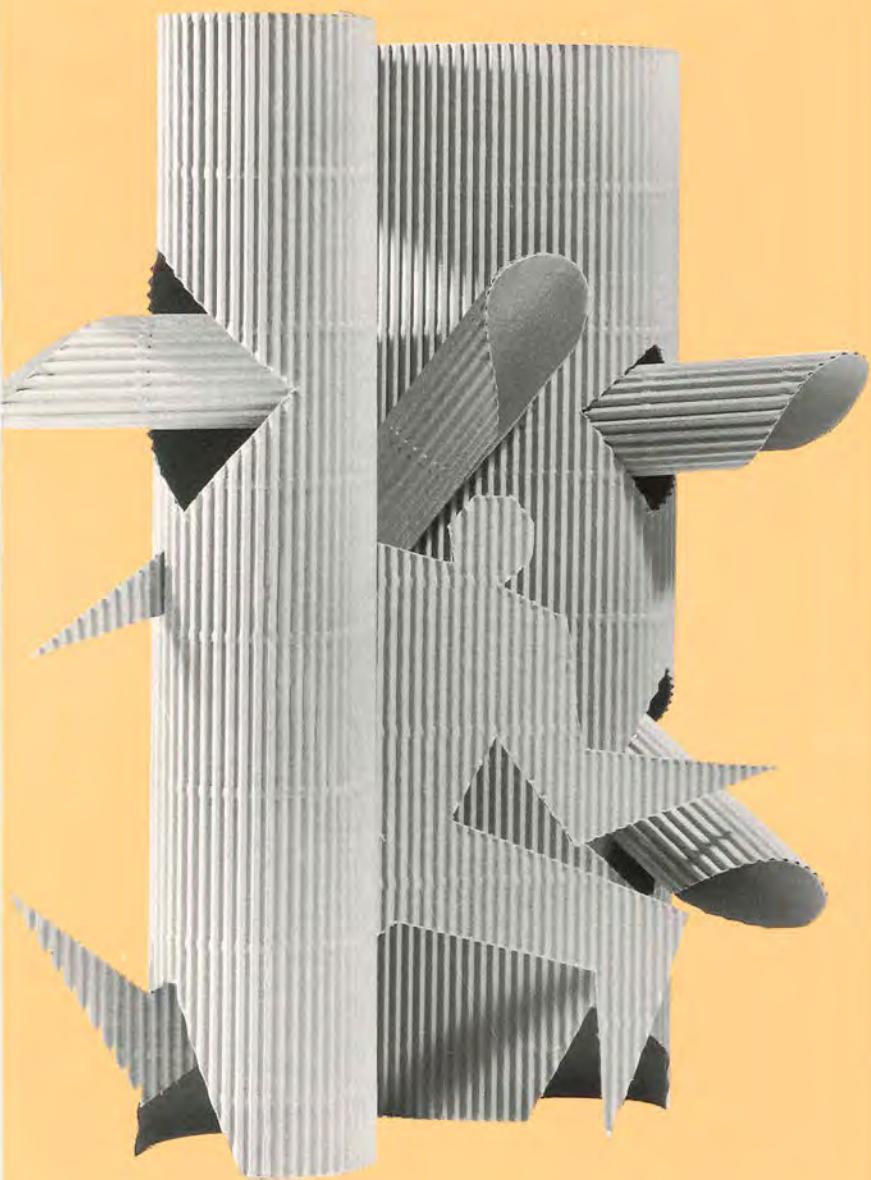


経済科学通信

特集「構造転換と日本の経済学」



基礎経済科学研究所

- 現代経済学における国家論の課題 宮本憲一
- 環境保護運動と現代資本主義 植田和弘
- 今日的生活様式論の特質 高原朝美
- 個人所得税と社会主義の三つの型 田中 宏
- 座談会・『講座・構造転換』をめぐって 有本 均・宇田綾生・角田修一・成瀬龍夫
森岡孝二・柳ヶ瀬孝三・米田康彦・重森 晓

好評！基礎経済科学研究所の出版物

経済学基礎理論研究所編

現代日本経済入門

汐文社・1972年・絶版

池上惇編著

現代世界恐慌と資本輸出

青木書店・1973年

池上惇・坂井昭夫・林堅太郎編著

現代日本資本主義の政治経済機構

労働経済社・1975年

基礎経済科学研究所・坂井昭夫編

日本の経済危機

労働経済社・1976年

基礎経済科学研究所編

資本論・帝国主義論年表

基礎経済科学研究所・1977年・絶版

向井喜典・池上惇・成瀬龍夫編

現代福祉経済論

青木書店・1977年

重森暁編

地域のなかの公務労働

大月書店・1981年

島恭彦監修

講座・現代経済学 全6巻

青木書店・1978年～1982年

基礎経済科学研究所編

人間発達の経済学

青木書店・1982年

森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編

入門・現代の経済社会

昭和堂・1985年

成瀬龍夫・小沢修司編

家族の経済学

青木書店・1985年

森岡孝二編

勤労者の日本経済論

法律文化社・1986年

基礎経済科学研究所編

労働時間の経済学

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

講座・構造転換 全4巻

青木書店・1987年6月から

基礎経済科学研究所編

資本論・帝国主義論対照「経済学総合年表」

青木書店・刊行予定

経済科学通信

第54号 (1987年12月)

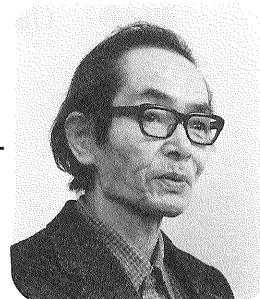


特集「構造転換と日本の経済学」

| | |
|---|----------|
| インタビュー●研究者群像（第2回）——坂寄俊雄先生に聞く | 2 |
| 特集●特集「構造転換と日本の経済学」によせて | 9 |
| 第1部●座談会：『講座・構造転換』全4巻をめぐって | 10 |
| （出席者）有本 均・宇田綾生・角田修一・成瀬龍夫・森岡孝二・ 柳ヶ瀬孝三・米田康彦 (司会)重森暁 | |
| 第2部●第10回研究大会報告 | |
| 現代経済学における国家論の課題 | 宮本憲一 22 |
| 環境保護運動と現代資本主義 | 植田和弘 31 |
| 今日的生活様式論の特質 | 高原朝美 39 |
| 個人所得税の導入と社会主義の三つの型 | 田中宏 45 |
| 現代の焦点●日本経済のもうひとつの進路——87経済白書にふれて | 柳ヶ瀬孝三 56 |
| 研究ノート●唯物史観と人間発達史観 | 森岡孝二 61 |
| ——池上惇『人間発達史観』を読んで | |
| 貿易摩擦と農業問題 | 江尻彰 68 |
| ——関下稔『日米貿易摩擦と食糧問題』を読んで | |
| 書評●ロバート・ディグラス著『アメリカ経済と軍拡』 | 中村達 72 |
| 藤岡純一著『日本経済の展開と財政』 | 大辺誠一 73 |
| 中村雅秀編『累積債務の政治経済学』 | 奥田宏司 74 |
| 吉田文和著『マルクス機械論の形成』 | 重本直利 75 |
| スティブン・マリス著『ドルと世界経済危機』 | 向壽一 76 |
| 研究所訪問●人間発達研究所 | 小沢修司 78 |
| 基礎研だより●第10回研究大会のまとめ | 高山新 80 |
| 読者の声● | 81 |
| 編集後記● | 82 |
| プレゼント●特別モニター・プレゼントのお知らせ | 83 |

坂寄俊雄先生に聞く

本インタビューは、さる8月8日午後、足のけがで自宅療養中の坂寄俊雄先生のご自宅(京都府城陽市)におうかがいして行ないました。インタビューには成瀬龍夫氏にご出席をいただき、編集局からは角田修一・高山新が参加しました。



現場に学ぶ姿勢

編集局 先生、お身体の方はもうよろしいですか。

坂 寄 やっとギブスが取れました。前号の杉原君のインタビューを読みました。彼の家は歯医者なんですが、僕の家は内科医でしてね。しかし、まったく違う方向へいっていますね。彼は僕と違ってまつとうな研究者ですから。

編集局 では最初に、現場から学ぶ研究姿勢についてお話しをお願いします。

坂 寄 私たちが大学生だった時期は、国家総動員法(昭和13年制定)下であり、また中国への宣戦布告ぬきでの本格的侵略戦争中でした。ですから大学の講義ではマルクス主義経済学などなされないばかりか、大東亜戦争を基調にした講義がほとんどでした。

ですが、マルクスの『資本論』その他は読みましたし、岩波書店刊の『日本資本主義発達史講座』や風早八十二氏の『日本社会政策史』なども読みました。それだけでなく、世界経済恐慌下の経済状況、満州事変や、右翼団体と軍人による2.26事件、5.15事件、日独防共協定によるファシズムなどを不十分ながら体験してきました。

そんなことからして卒業後の就職についてはいろいろと論議されました。産業報国会運動とか、大学や研究所での研究、会社勤めなど、ど

こで正しく積極的に働く場を求めるかなど話し合われました。私の場合は、豊崎稔先生が『日本機械工業の基礎構造』で日本工業の構造的遅れは工作機械工業が確立していないところにあると指摘されており、それに感銘を受けて工作機械工業の会社に就職して、遅れの実体だけでなく労働者状態を知りたいということで、工作機械工業の5大メーカーだった株式会社新潟鉄工所に入社したのです。

編集局 研究会活動で停学処分を受けておられながら、よく入社できましたね。

坂 寄 その社長が日露戦争中の私の父と友人でしたので、特別に頼んでくれ、自宅で面接を受けました。面接のとき、「君はマルクス経済学を本当に勉強しましたか」というようなことをきかれました。何と答えようかとまよいながらも「一生懸命勉強したつもりです」というように答えました。帰りぎわに、明日、本社にきたまえといわれて、翌日行きまして人事部長を訪ねましたら、社長からきいている、中央研究所の研究部長に話してあるから行きなさいということでお、入社ができたのです。

編集局 入社されてどんな仕事をされたのですか。

坂 寄 仕事についてお話しするまえに、社長の大内愛七さんについて少しばかり話しておきたいのです。

大内社長は海軍機関少将で退職された方でしたが、現役中、海軍の近代化に中心的役割をに

なわれた方であり、東大教授の大内兵衛先生がある本で、兄は大変な勉強家だったと書いておられます。戦前に岩波新書で『今日の戦争』を訳されています（著者は忘れました）。

また、開戦記念日などの社内講演では、アメリカの話をされましたかが鬼畜米英などということをいわれず、アメリカの黒人差別など国内の矛盾などについてもっぱら話されました。

また、私に対しては折をみて、長期戦にもちこまれ敗戦となる、敗戦したら君たちが考えていたような世の中が来るかも知れない、そのときのために大いに実務を勉強しておきたまえといわれました。そして、各地にありました工場につれて行かれ、また社長が委員長をされていた経済団体の委員会にも出席させて下さいました。

また、大内さんは青年教育を重視され、社内の青年学校の修身の教科書を私を作りなおさせられるようなこともされました。

そのような方でしたが、ある時、敗戦後良い社会が実現したら、反革命がおきる、反革命を防ぐには生産を維持できるかどうかにかかるというようなことを話されたときには、まったく驚きました。

さて、研究所勤務中と蒲田工場で何を仕事としたかをふれておきましょう。

研究所勤務は1年位だったと思います。技師の方々ばかり、私だけが経済学部卒でした。戦時統制法規を会社でどう扱うかなどを本社に報告書をだす仕事が中心でした。ひまがあるので、技術関係の本や雑誌を読み、また、工場の生産現場について知るように務めました。

蒲田工場に移籍になってからは、労務課の調査係の係長をやらされました。

賃金台帳に、就業時間、賃金支払状況を記載することが日常業務でした。それをもとにして年1回の昇給方式と年2回の賞与の支給方式の作成、それと請負利益金や奨励加給などの改定方式の作成などでした。

そのうちで最も難題だったのは請負制の算定方式作成でした。作業を動作別にして時間を定め、簡単にいえばそれらを加算して請負時間算出するのです。動作別時間でアローワンスを見て作成しますので、できた能率給方式はきつい

ものになります。この案を労務課案として、現場の部課長会議にかけますと、現場の部課長はきつすぎるという1点で一致して反対します。適当に譲歩しないとまとまりませんので作成案で譲歩できるものを作成しておかねばならないのです。これは大変な仕事でした。

昇給は職長や組長が末端での決定をしますので、一般工員をうまいこと支配して自己の昇給をはからうとすることがあります。一般工員の不満がおきます。それに対してどう労務課として対処する昇給方式を作るかということも難問でした。

なお、ぜひふれておかねばなりませんのは、対米開戦の翌年に賃上げ要求でサボタージュ闘争が3日間にわたり行なわれたことでした。機械を止めるのではなく、機械をからまわりをさせるというやり方でサボタージュを3日間にわたって行ない、要求を実現させたことでした。工場側はサボタージュがなされていることを特高警察や憲兵隊に知れると工場長の責任問題になりますので、サボタージュの責任者を問うことができなかったのです。

もう一つは、実質的な強制連行という形で徵用されてきました朝鮮人工員が、ある朝、朝食をオニギリにし、工場前にすわり込み、寮の不正を追求したことでした。調べたところ、寮長が配給米の横流しをしていました。

このように、戦時中でも労働者は要求することは要求行動をするということを学びました。そのような労働者の参加を得て敗戦後の8月23日に職工一致して退職金増額の決起集会を行ない得たことは忘れられません。

産別会議調査部から労働科学研究所へ

編集局 戦後はどうだったのですか。

坂 寄 蒲田工場を工場閉鎖するのでくびになりました。失業、大内さんの斡旋で新潟県長岡市の中企業の化学工場に昭和21年1月末に就職。労働組合づくりをやり、メーデーに参加しようとすることになりましたが、赤旗の組合旗づくりに反対で会社の紫の大旗の「株式会社」の箇所に「労働組合」のはり紙をつけて参加しました。新潟県下の化学工業の労働組合組織活動を

やり、昭和22年9月に退職して上京し、全日本産業別労働組合会議（略称、産別会議）の調査部に入り調査活動に従事し、労働組合としての調査活動の確立に努力しました。この点については詳しく述べなければなりませんが、長時間になりますので別の機会にゆずります。

編集局 労働科学研究所にゆかれましたが、いつ頃からですか。

坂 寄 昭和27年頃だったと思います。現在の若い方々は労研についてあまりお知りにならないようですが、大正10年に倉敷紡績の創立者大原総一郎氏によって独立の民間研究所として創立されたもので、労働に関する医学的研究を中心とした研究で、初代所長の暉峻氏てるおかが努力されて世界的な研究所にまで成長し、昭和15年に社会科学研究所も設置され、藤本武先生がその確立に努力されました。

中小企業労働者生活実態調査を、高木督夫さんと共同でやりました。私が中心でしましたのは下層労働者家族の生活実態調査で、約1年がかりで東京の亀戸地域の日雇労働者家庭を丹念に訪問して行ないました。この他にも藤本さんや高木さんに協力して調査をしました。

この研究所では、前年度の労働に関する調査・研究に関する資料・文献を全研究員が調査を1月間停止して整理して労働年鑑として整備していました。新たに調査をするとき、その年鑑を利用して、過去の調査経験に学んだ調査ができ、研究にも大変役立ちました。この点は研究・調査活動にはぜひやらねばならないことだと思っています。

社会保障研究をふり返って

編集局 社会保障のご専門について、主要な研究についてお話下さい。

坂 寄 昭和29年4月から大阪府立社会事業短大に移り、キリスト教関係の石井記念愛染園の委託でスラム生活者の調査をし、また、昭和32年には大阪府内職補導所委託で大阪府下約1万世帯の内職従事者調査を夏休みに学生諸君と行ないました。社会保障の講義のために、マーシャル、ピグー、ケインズの本を読み理論的研究もしました。

主な研究ですが、産別会議在職中に『賃金理論と賃金闘争』（共著）、労研在職中に『日本の労働者』（共編著）をだしました。この本の作成は明治学院大学の天達さんが中心で、各産業の労働者』（共編著）をだしました。この本の作成は明治学院大学の天達さんが中心で、各産業の労働者の労働・生活実態にそくしての労働問題と闘いを研究者、労働組合関係者など50人以上で取りくみ、研究会を何回も行ない、できた原稿をガリバン刷りにして検討しあい、書きなおしを何回もして仕上げました。共著はこのようにして作成すべきだといまでも思っています。

約4年間もかかり、社会政策・労働問題の理論の視点で社会保障の歴史的発展をみなおして、社会保障論を書くという苦心と努力でやっとまとめました。昭和42年には『現代の労働災害・職業病』（共編著）、その前後に「日本産業と労働災害」、「日本労働災害小史」、「労働基準法と労働災害」などの論文も書きました。昭和52年から法律文化社から全10巻で『現代の生活と社会保障』を共編著としてだしました。その他に社会保障関係のものが幾つもありますが、資料的なものとして紹介しておきたいものがあります。その一つは「天皇制慈惠政策について」（『立命館経営学』通巻38、39号、昭和44年）で、明治元年から昭和7年までの天皇、皇后からの御下賜金状況を調査して年表を作製し、恤救規則制（明治7年制定）による救護金支給状況と対比し、日本の救貧施策が天皇制慈惠政策であることを実証したものです。もう一つは、プロフィンテルの1930年第5回大会で「社会保険についての決議」の原文を10年以上かけてさがし、ソ連担当局から入手して、芦田文夫教授に訳出してもらい『立命館経営学』（昭和54年）に「プロフィンテルの『社会保険についての決議』」として紹介したことです。この決議はレーニンの国営社会保険についての見解を当時の労働組合運動との関係で发展させたもので、第2次大戦後の国際労働組合運動の社会保障運動に大きな役割をはたしたものです。その意味においてはレーニンのものよりも本決議の方が1930年世界恐慌後、人民戦線・反ファシズム下の社会保障運動、そして第2次世界大戦後の社会保障運動

を正しく理解するためには重要だと考えています。しかし、このプロフィールの決議を社会保障論で注目している本は『社会保障とは何か』（法律文化社刊、共著）中の私の論文しかみあたりません。

調査研究のあり方

編集局 大学での調査・研究と調査研究所での調査・研究とで違いはありますか。

坂 寄 企業での調査・研究にしても、研究所や大学での調査・研究にしても本質的に違いはない、従事してきた体験を通していってよいと思います。調査目的、調査結果の利用では大きな違いがあります。たとえば企業では直接、企業の業務に役立てるためのものになります。企業で従業員の賃金統計をつくる場合には労働の実態にそくして作ることが可能ですし、また必要でもあります。研究所や大学の研究者の方々が外部からこられて企業の賃金調査をされる場合にはなかなか困難でそうはゆかないでしょう。

調査研究所の調査ですと、実態を把握し問題点がどこにあるかを明確にすることが必要になりますので、実態を把握するために、過去の調査結果・方法を調べ、調査表作製についても徹底的といってよい程検討をしなければなりませんでした。大学の方々がされるのをみますと理論を裏付ける、発展させるために調査をされるという場合が多いように思われます。なお、先にちょっとふれましたが、学生のためにする場合は、学生に社会の実際にふれさせ考えさせるということが大きな意義をもつようと思えます。

さて、大学での教員の研究についてですが、学部教育とのかかわりが基本的に重要なと考えています。たとえば、経済学部で経済学の教育をするとなれば、経済原論、経済学史、経済思想史などと、経済史、資本主義発達史、それと労働問題論、社会政策論などから、産業論や貿易論などの各種の教科科目の設置が必要になります。それらの科目を担当教員が勝手にといふか、それぞれにまかせに自由に講義するということを考えられます。それはそれなりの意味をもちますが、現在の学生の実態からしますと簡単にそうはゆかないというのが私の実感です。

そのようなことからして、学部ごとの学会の研究会を確立して各教員が各教員の研究を知り、各自の講義が総体として経済学を学ぶというものになることが優れて必要なようと考えます。そのような意味において学部としての学会をもつ必要があるように考えております。

それによって各教員の講義が、学部としての商品としての講義が学生の教育権に対応するものになるのではないかと思っています。このような学部学会を基礎にすえての研究活動を中心にして、各自独自の研究や調査活動が必要ですし、重要な意味をもつように考えています。

このような考え方が正しいかどうかについては自信があるわけではなく、体験的にそのように考えているにすぎません。皆さんの討議の材料になれば幸いです。

人口高齢化の研究へ

編集局 ここ数年来、人口高齢化の研究に専念しておられると聞いていますが、その内容の要点はどのようなものでしょうか。

坂 寄 就業・職業などを知るために、また統計学の講義のために、早い時期から国勢調査結果報告によって研究してきましたが、1981年頃から人口高齢化を国勢調査統計によって調べだしてから7年間になります。

最初は75年と80年の国勢調査統計で都道府県と区市町村の高齢化状況を調べていたのですが、70年にさかのぼる必要があることに気付きました。そこでわかりましたことは都道府県と区市町村で人口高齢化が不均等に発展していることでした。

その当時、厚生省などが人口高齢化が短期間に急速に進み、2000年にはヨーロッパ諸国並みの水準になり、2020年頃には最高水準になると盛んに宣伝していました。それはもっぱら65歳以上人口比率が急速に上昇するということでした。確かに比率が急速に上昇するのですが、重要な問題点は47都道府県と全国3,375区市町村で不均等に激化していることにこそあることだと考えました。それを経済統計研究会（現在は学会）で報告しました。全国の区市町村で1970年、75年、80年での変化を調べるのは相当大変な努力

を必要としました。例示的にいいますと、80年では山口県の東和町（人口7,710人）では31.5%で、最低は神奈川県の綾瀬市と埼玉県の三鷹市の3.7%で約8.5倍の格差がありました。それとともに80年の全国平均の65歳以上人口比率は9.05%で、厚生省人口問題研究所発表の2000年の65歳以上人口比率推計値は15.57%でしたが、この15.57%をこえる区市町村数が652で、全区市町村の19.3%になって、区市町村での人口高齢化激化こそ注目されねばならない。しかも過疎化した町村だけにおきているのではなく、区や市でもおきている。統計表をみていただけでは所在地がわかりません、地図をみながら地理的状況を調べ、産業経済状況を調べ、いくつかの県庁を訪ねているうちに南の沖縄県庁、宮古島や石垣島などの市町村などにも行き、北海道も函館市、大滝村、札幌市、旭川市、北の猿払村と稚内市へ、少し南にさがり網走市、釧路市など市役所や役場その他をたずね、各種資料を集め、説明をきくというようなこともしました。

このようにいろいろと各地の諸資料を調べ統計表をみなおしているうちに、高齢人口比率の変化を中心とした研究では都合がわるいことに気付き、年齢3区分別の人口増減による比率の変化を調べねば人口高齢化を正しくつかめないということになりました。そこで1985年の全国3,378区市町村の国調結果が発表されたので70年、75年、80年、85年の年齢3区分別人口の絶対数の変化を基本にすえての比率の変化を見る作業をやりなおすことになりました。こうなると自分ひとりではとてもやりきれず、学生諸君などの協力申し出を有難く受けまた。研究者やその他の方々の協力やご意見を参考にして再検討を全面的に行ない、最終のまとめにこぎついているところです。

このような研究方法の基本的みなおしが進むなかで、ヨーロッパ諸国並みの高齢化をみなおすことにもなりました。1980年と2000年、2000年と2020年のヨーロッパ27か国の年齢3区分別の絶対数の変化、それにともなう比率の変化をみる統計表を作成してみました。そうすると、年少人口と生産年齢人口が減少して高齢人口は増加しているが、それでカバーされる総人口が

減少するというタイプの国が東西両ドイツ、イギリス、イスラエルなど11か国あり、年少人口および生産年齢人口減少が少なく、老齢人口の増加によって総人口が増加しているタイプがオランダ、フランス、ノルウェーの3か国で、日本もこのタイプとなっていることがわかりました。この他に三つのタイプがあり、ヨーロッパ27か国の人口高齢化は五つのタイプとなっており、単純に65歳以上人口比率の変化で、また年齢3区分別人口比率の変化で人口高齢化をどうこういうのでは不十分であり、正しくないというふうに考えるようになりました。

このように、日本と世界各国の人口高齢化統計をみなおし、加工・分析するなかで、要約しますと、次のように日本の人口高齢化について考えております。

第1は、65歳以上人口比率の大小で高齢化を考えるのではなく、年齢3区分別人口とその増減の時系列的变化を基本にして高齢化状況を把握すること。

第2は、都道府県、特に区市町村での高齢化的不均等発展に注目すること。

第3は、年齢3区分別人口の増減の時系列的構造の変化の型（タイプ）分けによって都道府県および区市町村の高齢化の進展状況を明確にすること。

第4は、女子人口および年少人口の変化に特別の検討をすること。

第5は、都道府県ごとの区市町村の高齢化を地理的状況、交通状況のみでなく、産業の歴史的変化などに関連づけて、高齢化の理解を深めること。

第6は、特定の区市町村については、町丁字別、統計区分、学区別での検討を行なうことが重要な意義をもつこと。

以上の諸点などに注目するわけですが、注目の基本的視点として住民生活の社会基盤の歪み、崩解を知る一助にするということも必要であると思います。

なお、付け加えておきたいことは1985年の国勢調査結果を検討しました結果では、区市町村での高齢化の年齢3区分別構造が大きく変化してきていることです。一例をあげておきますと、先にふれました2000年の全国高齢人口比率の推

計値を超える区市町村が1980年の652から1985年では1,162(34.4%) にもなっていることです。

今後の研究生活、若い研究者への期待

編集局 長い研究生活を振りかえられて、今後の研究生活の方向についてどう考えておられますか。

坂 寄 現在やっています人口高齢化の研究は7年程かかっているのですが、やっと研究方法がわかつってきたという程度のものです。これから本格的に地理的条件や産業経済的条件、社会的条件および国や地方自治体の行政施策と関連させて研究を深めねばなりません。そして高齢者生活実態を中心にしての国民生活のあり方、ひとことでいえば人類史になかったといわれております。高齢化社会のあり方について研究を発展させねばならないのです。それには国勢調査結果の各種調査結果の諸統計の全面的な利用ばかりでなく、事業所統計調査結果その他の諸統計などを利用しての研究が必要とされます。それをどこまでやれるかわからんが、次の1990年の国勢調査結果報告が発表される頃までにはある程度までやりたいと思っています。

編集局 これからが高齢化研究が本番だということですね。それではまとめとして若い研究者に期待されることがありましたらひとことお話し下さい。

坂 寄 高齢化問題との関係でいえば、国としての人口高齢化、国としての高齢人口の比率やその絶対数がどうなるということではなく、全国の区市町村で人口高齢化がどうなっており、都道府県としてどうなっている、そして国としてどうなのかという積上げ方式での研究が必要です。私の場合はやむえず1人でやってきましたが、研究チームを組まれて協力してぜひやっていたい。そしてこの調査研究に資料蒐集や機器利用、現地へ出向く必要もありますの

で、膨大な費用が必要になりますので文部省の科研費の配分を受けるようにして下さい。

社会保障の研究とのかかわりでは、最低生活費の研究、熟練労働者として生活費の研究を基礎にすべての社会保障としての所得保障がどうあるべきかを研究していただきたいのです。それは戦前から戦後の現在に至るまで、わが国の賃金レートが科学的な基礎をもつものとなっておりませんから。

それからわが国の社会保障の諸制度は ILO の「社会保障の最低基準に関する条約」の水準にすら達していないものが多いのですから、GNPに対して社会保障給付費がどうだということでは不適切ですから、社会保障を必要とする人々の生活実態に照らしてどうあるべきかを所得保障ばかりでなく医療制度その他の諸制度および社会福祉サービスのあり方についても総合的研究をしていただきたいのです。

もう一つは、社会保障については、国民が当然受けられる権利がありながら利用していないという遅れた状況が一般的にありますし、社会保障制度では、特に年金制度では長期にわたり保険料納入しており、複利計算すれば、多くの被保険者がもらい残しで死亡するという状況ですので、そのような点についての研究もしていただきたいのです。

最後に、社会保障、社会福祉の実施は国の責任と憲法で規定されているのですが、その権利は憲法第12条にかかれていますように「国民の不断の努力」によって実施されるものだという考え方をもたせ、そして行動するように国民に徹底させていただきたいのです。

このような調査・研究が主権者たる国民の基本的人権を日常生活と社会に定着させ、民主的高齢化社会を実現させること役立つこととなると思っています。

編集局 本日は長時間ありがとうございました。

坂寄俊雄先生の略歴と著作

略歴

| | |
|-----------------------|--|
| 1916（大正5）年9月26日 | 神奈川県に生まれる。 |
| 1936（昭和11）年4月～1939年3月 | 山形高等学校。 |
| 1939年4月～1942年5月 | 京都帝国大学経済学部。 |
| 1942年1月～1945年12月 | 株式会社新潟鉄工所（中央研究所、蒲田工場）勤務。 |
| 1946年1月～1947年9月 | 北越電化工業株式会社勤務。 |
| 1947年9月～1952年5月 | 全日本産業別労働組合調査部書記。 労働組合生活対策協議会事務局長。 その他研究所嘱託研究員。 |
| 1952年6月～1954年3月 | 労働科学研究所研究員。 |
| 1954年4月～1957年3月 | 大阪府立社会事業短期大学助教授。 |
| 1957年4月～1962年3月 | 立命館大学経済学部助教授・教授。 |
| 1962年4月～1982年3月 | 同経営学部教授。 この間、学部長、教学担当常務理事、評議員などを歴任。 |
| 1982年4月～1984年3月 | 阪南大学商学部教授。 |
| 1984年4月～現在 | 日本福祉大学社会福祉学部教授。 立命館大学名誉教授、中小企業診断士（1962～1985年） |

著作（著書・共著・実態調査報告のうち主なもの）

| | | |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 『日本の労働者』（共編著） | 東京大学出版会 | 1953年 |
| 『社会保障』 | 岩波書店 | 1958年（改訂版1974年） |
| 『日本の労働問題』 | 雄渾社 | 1965年 |
| 『経営労務論ノート』 | 雄渾社 | 1966年 |
| 『現代の労働災害』（共編著） | 労働旬報社 | 1967年 |
| 『同和行政の理論と実務』（共著） | 部落問題研究所 | 1968年 |
| 『生活協同組合と現代社会』（編著） | 法律文化社 | 1977年 |
| 『地域社会と生協運動』（編著） | 法律文化社 | 1982年 |
| 『現代の階級構成と所得分配』（共編著） | 有斐閣 | 1984年 |
| 『現代の生活と社会保障』（共編著） | 法律文化社 | 1977～81年 |
| 「高齢化の不均等発展」塩田・戸木田編『基本的人権と労働者』 | 法律文化社 | 1985年所収 |
| 『中小企業工場労働者家族の生活』 | 労働省婦人少年局委託 | 1953年 |
| 『下層労働者家族の生活』 | 同 | 1953年 |
| 『下寺・日東地区生活実態調査報告』 | 社会福祉法人石井記念愛染園委託 | 1955年 |
| 『福知山市および宮津市卸売業調査報告書』 | 京都府中小企業総合指導所 | 1968年 |
| その他に、賃金調査、内職調査その他あり。 | | |

特集「構造転換と日本の経済学」によせて

10月19日に起ったニューヨーク株式の暴落は、1929年10月28日の下げを大幅に上回る史上最大のものとなり、ロンドン、東京、そして世界中に波及した。世界的なドル不安、金利高予想、ペルシャ湾戦争、インフレの兆しといった材料により、過剰資金による投機的な株式ブームがいつか破綻するとはわかっていたが、いつそうなるのかは誰にもわからなかつたし、これからどうなるのかもわからない。とはいえ、サムエルソンのように、「今やまさに心理学の世界のことだ、経済学とは別世界のことだ」などといつてはいられない。

今回の株価暴落が、自民党の密室的な政権交替劇とほとんど同時だったことはきわめて象徴的なことであった。今回の株価暴落は政権党「暴落」への不安感をともない、先行き不透明さをいっそうひとびとに印象づけたのではないか。

世界と日本の「構造転換」が、ときにこうした暴力的な形の調整をともなって進行するにしても、それがひとびとの目を曇らせ、現実からの逃避につながるのではどうしようもないが、しかし、時代の流れに敏感な若者・学生のここ数年の「経済学離れ」をぶつとばす出来事が続発している。世界と日本の流れは確実に変わりつつある。アメリカや日本での新自由主義経済政策の失敗、ソ連・東欧の立て直し政策、中国の党政分離、韓国の民主化闘争と大統領選挙、等々。

いちはやく、「構造転換」の経済分析を世に問うことのできた基礎研は、時代の流れの「深部」にある過程（たとえば労働過程）や日常の過程（たとえば生活過程）の問題をほりおこし、もつとも目だつ次元の問題にいたる経済過程の総体を徹底的に分析し、なすべきことを明らかにする集団力をもっている。いまこそ、理性と科学の力が必要なことを語ろうではないか。

本号は、「構造転換と日本の経済学」と題して、さる7月の第10回研究大会での報告と、講座刊行をうけた座談会の記録を特集した。一見すると、それぞれ異なったテーマにみようが、すべ

て、時代の変化に照準をあわせた意気込みあふれるものばかりである。

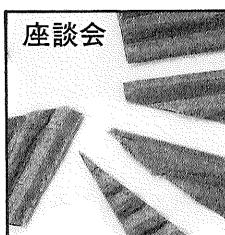
宮本憲一氏の記念講演は、経済学における国家の問題性をほりおこし、いまあらためて国家の問い合わせと国家論の体系化が必要なことを訴えたうえで、公共性の明確化や国際化と分権化の課題を具体的に解き明かすよう問題提起している。植田論文は環境の危機と環境保護問題の現状をていねいにおさえ、環境政策における公共性と民主主義のもつへゲモニーやを提起するものである。

また、高原論文は、現代生活様式をめぐる諸理論を整理し、今日的生活様式への接近方法を、生活の社会化論と生活主体の多面的欲求志向の分析にもとめた意欲作である。田中論文では、現代社会主義の動向を分析整理し、そこから古典をもふまえて社会主義の三つの型を摘出するという新しい内容がもられている。

そして、講座『構造転換』完結にあたっての座談会は、外部ゲストや読者と執筆・編集諸氏とのあいだで、講座の成果と弱点に大胆にふみこんで展開された議論を誌上再現したものである。必見のものといえよう。

本誌としては、第50号の総特集「経済学の革新」につづく大きなテーマになったが、いずれの論稿もそれにふさわしい内容とレベルをそなえたものであることをはじめに申しあげたい。

（角田）



●特集——「構造転換と日本の経済学」

『講座 構造転換』
全4巻をめぐって

はじめに

重森 本日はお忙しいところお集りいただき、有難うございます。基礎研が総力をあげてまる4年、あしかけ5年にわたって取り組んできました新しい『講座：構造転換』全4巻が完結いたしました。講座の表題が確定するまでにはさまざまな糾余曲折もあったのですが、奇しくも先日発表された政府の『昭和62年版経済白書』がその副題に「進む構造転換と今後の課題」をかかげるという事態になっています。本日の座談会では、講座をお読みいただいた方と執筆者に集まっています。次の順序で問題をさらに深めていきたいと考えております。

- ① 編者を代表して、講座にいたる経過やねらい、反省点など＝森岡氏
- ② 全4巻についての基調報告：総論的な評価や問題点＝米田氏
- ③ 各巻の編集あるいは執筆者の感想＝柳ヶ瀬、成瀬、宇田、角田各氏
- ④ 読者代表としての感想や意見＝有本氏
- ⑤ 全員による自由な討議とまとめ

編集者を代表して

森岡 はじめに講座編集委員会の一員として、出版にいたる経過・意図した課題・反省点などについてお話しし、討論の素材に供したいと思います。

出版経過については、第1巻冒頭や第4巻の巻末にだいたいのことが記されています。それにありますように、基礎研では今回の講座にさきだち島恭彦先生の監修で『講座・現代経済学』全6巻を刊行しました。この旧講座は1巻から3巻までは1978年中にでたものの、4巻は79年、

出席者

(50音順)

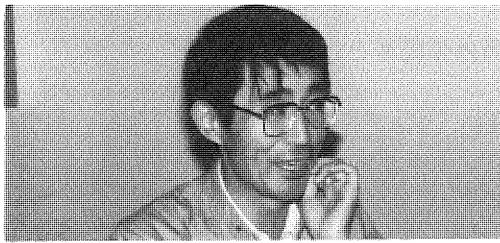
- | | |
|-------|--------------|
| 有本 均 | (読者代表) |
| 宇田 綾生 | (第3巻執筆) |
| 角田 修一 | (第4巻編集) |
| 重森 曜 | (第3巻編集・司会) |
| 成瀬 龍夫 | (第2巻編集) |
| 森岡 孝二 | (編集委員会代表) |
| 柳ヶ瀬孝三 | (第1巻編集) |
| 米田 康彦 | (ゲストコメンテーター) |

5巻は81年になり、最後の6巻がでたのは82年のことです。旧講座の提起をうけて基礎研で『人間発達の経済学』という本を出版したのも1982年のことです。

このころから私達の考えの中に、研究所の共同研究をひきつづき活発に組織していくにはなかなかあたらしい出版プロジェクトが必要だという思いが生まれてきました。しかし、それが具体的なプランとしてかたまってきたのは翌83年です。最初は世界経済篇・日本経済篇・経済理論篇を網羅した10巻前後もある氣宇壮大なプランもでしたが、結局、第4巻の「あとがき」にあるように現代日本の構造転換の分析に課題をしぼった4巻本とすることに落ち着きました。ただし、講座名および巻別のタイトルは印刷にまわす時点で現行のとおりに変更になりました。

今度の講座は企画が固まってから満4年(83年6月から87年6月まで)を費やしています。とくに集中的に研究会をもったのは後半の2年たらずであったという事情もつたって、執筆者のあいだには時間がたりなかったという反省もあると聞いています。最後にかなり無理をいつて一気呵成にしあげてもらった人もいます。

しかし、時間をかけなければかけただけいいものができるというわけでもありません。むしろ新講座の意義は、「構造転換」とよびうるほどに大きくかつ目まぐるしく変化しつつある日本経済の現状を変化の過程そのものにそくして分析するという仕事を、それも30人からの執筆者を擁



森岡孝二氏

した4巻本の共同執筆の仕事をわずか3カ月の間に全巻完結にこぎつけうるまでに足並みを揃えてやりおおせたことにあります。

どんな講座でも現状分析、とくに日本経済にかかる卷は、刊行が遅れがちです。旧講座の場合も第6巻の『現代日本経済論』がいちばん遅れました。日本について論ずる場合はすぐ結果があらわれてくるからうかつなことはいえない、もっと資料がでてからでないと確かなことはいえない、すでにいろんな見解がだされているから新味のあることをいいにくい、そういううちに集めた資料が古くなつて使えないなどの理由が、日本経済の現状分析を難しく重たいものにしています。ブルジョア評論家のものだと時流にのってマスコミうけすればよいという無責任な立場から書いているのが多い。そういう安っぽいものでも、日本経済の現状や将来について疑問や不安を抱いている読者の関心に応えるところがあるので、驚くほどよく売っています。ところがマルクス経済学の側からの日本経済の現状分析は数がすくなく、いつもだしおくれるために、体制側の議論がほとんど批判にさらされずにまかりとおっている。こういう現状を考えても、新講座が日本経済の構造転換というホットなテーマをホットに論じたことの意義は大きいといえます。

構造転換ということばはこの講座では、筆者によって多少の違いはあるものの、総じていうと、「国際化」、「ME化」あるいは「情報化」、「サービス化」、「再都市化」、「高齢化」などがからみあって進行することによって日本社会の経済的構造と行政構造が変化しつつある過程として理解されています。第1巻で中小企業について論じた小森さんが指摘していることですが、これらは政府・財界の構造調整政策なり構造再編戦略の「誘導」スローガンとしての性格

をもっており、第1巻第9章の青木論文がいうように国民にたいしては「抗うことのできない」枠組であるかのようにおしつけられているという面があります。ここからして「構造転換」の経済分析は三重の課題を担わざるをえません。すなわち、

第1にいま進行しつつある「国際化」・「情報化」・「サービス化」などの実態をそれぞれの現実過程にそくしてリアルに分析すること。

第2に政府・財界戦略の「誘導」スローガンあるいは「強迫」イデオロギーとしての「国際化」・「情報化」・「サービス化」の意味内容を批判すること。

第3に政府・財界戦略に対置される民主的・革新的な生活転換のありようを「国際化」・「情報化」・「サービス化」のそれについて提示すること。

私の見るところ新講座はかなりの程度これらの課題をやりおおせていると思います。しかし、第1の課題も第2の課題も報告書や白書などの政府文書を材料に行なうしかないとみか、政府文書の総論的検討におわっていることが多く、第1の課題については事実分析の突っ込みがいまひとつ足りず、第2の課題についてはイデオロギー批判が弱いような気がします。

国民の多くは、失業も配転もパート化も長時間労働もサービス残業も産業空洞化も軍備拡大も福祉切り捨てもいまの「円高」「国際化」「ME化」のなかでは避けられない、と考えさせられています。かとおもうと他方では「情報化」や「サービス化」によって生活はいよいよ便利に、いよいよ豊かになるという考えもかなりいきわたっています。こういう考え方から人々を解き放つには政府政策の国民操作的側面にたいし徹底した批判をくわえることが大切です。この点ではたとえば「情報化」のイデオロギー的側面についての、第3巻第1章末尾にある「キーワード」での説明や、「高齢化」のイデオロギーについての第2巻第6章の武田論文の指摘にみるような見地はもっと重視されてしかるべきだと思います。

基礎研の「人間発達の経済学」についての議論がその真価を問われるのは、民主的・革新的「構造転換」の道を提起するという第3の課題に

おいてです。「人間発達の経済学」はなによりも「労働と生活の経済学」である、いな経済学とはそもそも労働し生活する諸個人の人間的発達の諸条件を研究する学問である、というのは旧6巻講座の基本的見地でした。この見地を徹底させて、「労働と生活」を主題にした第2巻や「人間発達の民主主義」を主題にした第3巻だけではなく、講座全体をつうじて、労働し消費し統治する諸個人を「生活者」ととらえ、国民の労働生活と消費生活にわけいり、「労働者が人たるにあたいする生活を営む」という理念にそった生活転換の道——生活者の自立と協同の道——を探求した新講座は、日本経済論に新境地をひらいたものと評することができます。

しかしこれでも欲をいえば、資本を廃止して可能となる遙かなる理想と資本を規制するだけで実現可能な具体的な政策課題との区別が不明確であったり、「ゆたかな社会」へ転換するための対案ビジョンがきわめて抽象的であるために、かえってそこで批判的に取り上げられている財界・官僚側のビジョンのほうが説得的であったりする、というきらいが個々にみうけられます。それにややきびしくいえば、資本主義における人間発達の諸契機はたえず発達障害との矛盾のうちにあるはずですが、その矛盾が十分にとらえられず、情報化と発達との関連にしても発達可能性の側面だけが唐突に論じられる。しかも発達の問題は現状分析においては一つの契機（本質的ではあるがすべてではないという意味で）に落とされるべきであるにもかかわらず、無理に発達論議に話をつないでいるところもないではありません。またそれとともに「ネットワーク」や「ヘゲモニー」についての議論もやや説明不足となっているのではないかと思われます。

以上、成果より反省点に目がいきましたが、新講座も基礎研の今後の課題からみると一つの通過点の過渡的産物にすぎません。それに講座がとりあげた諸問題は理論的にも事実的にもこれからおおいに論議して深めなければならない新しい問題ばかりです。講座での成果を成果として発展させるためにも反省と批判はきっちりやっておくべきです。この座談会でも大いに自由に反省点、批判点をだしあってつぎの研究への糧にしてほしいと思います。

所外の読者として

米田 まずこの新講座は、前の『講座・現代経済学』（全6巻、1978-82年）と『人間発達の経済学』（1982年）をうけてだされたものですが、「刊行にあたって」（第1巻所収）によりますと、前の講座は「経済理論と日本経済分析の橋渡しを企図し」、今回の講座は「日本経済の構造転換分析を主題にした」というように大きく発展されたのだと思います。経済関係の本が売れないという状況が長く続いてきましたが、ここしばらく経済関係の本が書店に山ほど積まれ、一体どれを読めばいいのかわからないというような状況になっているなかで、日本経済の課題を解き明かすこの講座が出たということは非常に重要だと思います。

しかも、ここではいくつかの新しいキーワードを駆使しながら分析がすすめられています。「構造転換」「生活様式」「市場民主主義 vs. 生活者民主主義 / 工場法民主主義」などがそうですが、これらが具体的・積極的に展開され、運動ともむすびついで経済学の構築がなされています。これは、経済学の立場から社会を総体としてつかむ視野を拡大したという意味で、本講座の特色であり、大いに勉強させられるところです。

わたくし自身、第1に、従来のマルクス経済学のなかではつかめない問題、その視野の狭さについて最近いろいろ痛感しているところで、結論は出ていませんが触発されるところが多かったわけです。第2点として、この講座の出版を契機に思うことですが、いま改めて論争が必要であり、その仕方ということも考えておかなければならぬ。戦前戦後のマルクス経済学の多岐にわたる論争は経済学の発展に意味をもったのですが、同時にそれがイデオロギー批判だけになったり、相互に壊滅的打撃をあたえるだけの批判になったりした経験もあります。その後、論争があまりみられなくなり、さまざまな流派ができ、それがセクト化し沈滞していった。そのなかでマルクス経済学の保守化ということもあったのではないか。論争のなかでそのルールが節度をもってつくられ、論争が民主主義的



米田康彦氏

に行なえるような、そういう契機になるという意味でもこの講座を評価しています。

さてそのうえで、わからない点や教えていただきたい点をだしていきたいと思います。

(1)「構造転換」の内容はいったい何かということ。「構造」の意味、また転換とは「構造」から「構造」への移行なのか、「構造」の解体なのか。また、「……化」がもつ歴史的スパンの問題。講座にはこれらが並列されており、各執筆者によってもやや違いがあるように見受けられました。

(2)「構造転換」に対置されるかたちで「労働と生活にねぎしたネットワークの形成」とか「発達を基盤にした協同」などいくつかの提言がなされているのですが、これは現在の生産と蓄積の状況が不可避的に生みださはずのものです。ところがその媒介項が抽象的であるために、生活のきびしさや疎外や空虚さに対抗するためにはこれが必要だということにしかなっていない。媒介環をもっと解明する必要があると思います。

(3)「生活者民主主義」あるいは「工場法民主主義」の対置は前回の講座以来のものですが、この際に戦後民主主義のなかに反省すべきものはなかったのか。戦後民主主義が、単なる「市場民主主義」ではないけれどもいわば「物取り民主主義」みたいなものになったことが、運動の弱体化の基礎になってはいないか。

「市場民主主義」は所有者の民主主義ですが、戦後の場合、ケインズ政策との関係で一方では大企業の利潤の拡大とならんで、完全雇用なり賃上げなりの方策をとってきた。それは一面では労働者国民にとっての改良でありながら、他面では運動のなかに改良主義的なものをうみだす基盤になってはいなかつたか。そのことをいまどきの整理しておくかが必要だと思うのです。ですからここでも、市場民主主義と生活者

民主主義とのあいだになにか媒介環が必要な気がします。

(4)生産力と生産関係についてですが、マルクスの『資本論』における資本主義分析は事実上、生産力の運動をふくんでいたし、これを基礎にしながら現代資本主義を分析することは必要であると考えています。

各巻の編集・執筆者から

柳ヶ瀬 今度の講座は「構造転換」をキーワードとしているということで全体でもだいぶ議論しましたが、1巻のところでは日本経済の現実過程に即してどうとらえるべきか、ということで大変苦労しました。世界経済分析の巻を断念したこともあって重かったのですが、その結論は、一応、第1章の冒頭でその四つの側面(ME革命、投機的蓄積、公私分業再編、国際秩序の転換)ということで簡単なまとめをしておいたつもりです。

第1巻は、当初、少なくとも1970年代以来の日本経済の構造変化過程をていねいに分析してみようということもありましたが、その際、支配層の戦略的対応という点を含まざるをえないわけですから、その面からみると、1985年9月のG5以降というのは新たな局面ないし構造転換の新しい段階だ、ということで、最終的にはそこに焦点を絞っています。もちろんそれには、時間と体制という問題もあったのですが……。

しかしその点では、多国籍企業化、情報化と金融化、流通再編、中小企業、農業、財政と主要な柱について今日的な分析ができたと思います。また、その際、国際的にも国内的にも「公共性」という問題、その解体と再生ということが実践的に重要な論点であるとして1巻でも重視しました。これらのおのおので一定の問題提起もできたと思っています。

ただ、金融面にもっと力を入れたかったなど反省点はたくさんあります。米田さんが指摘された対置するものとの媒介項という点では、矛盾の側面とともに寄生性の問題を企業秩序や社会制度の問題を含めてもっと具体的に明らかにしたかったというところです。

成瀬 第2巻ですが、ひとことでいえば大変疲

れました。

研究会は全部で7回やりましたし、執筆者によっては何度も書き直してもらいました。それは、第2巻が労働・生活過程をトータルにとらえるという守備範囲の大きなものだったということや、これからどうなっていくかということを科学的に予見するというような、今から考えるとゾッとするようなテーマを追いかけていたということもあります。

第2巻の大きな狙いは二つあって、一つは、21世紀にむけて「情報化」「国際化」「高齢化」等、労働と生活の全面的な再編の戦略になっているものを、それ自体として明らかにしていくということです。これらのうち、「情報化」はまぎれもなく世界共通のものですが、あの二つはかなり日本特有のものであろうと思います。第2は、こういう再編にたいして国民生活の立場からどういうパラダイムを対置していくのかということです。むこうの論理が「豊かさ」論を提起しているので、われわれは「経済大国・生活小国」、日本の貧困の現実をふまえながらむこうの論理をのりこえて、「真のゆたかさ」を対置する、大前研一の「新国富論」に対抗する「真国富論」を書きたかったということです。

いま振りかえってみると、それぞれの執筆者は書きたいことを書けたし、それなりにオリジナルな論点も各章でだされたのではないかと思います。ただし、やはり全体としてこなしきれなかかったのは、「真のゆたかさ」のイメージですね。また、各執筆者が日常の研究テーマと違うことを追いかけたこともあって、書いてほしいことが最後になって登場するという感じがあったことも否めません。

重森 第3巻は、ひとつひとつが好論文で大変よかったです。とくに第2章で、宇田さんが布川さんとああでもないこうでもないと執筆にあたっていろいろ相談されていた姿が眼に浮かぶのですが、宇田さんいかがですか

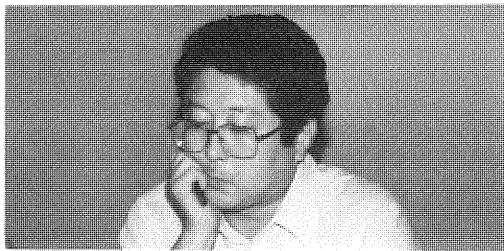
宇田 いや、わたしなどは昨年、布川さんと話していてその話を講座にのせようというような調子でしたから、3巻全体のこととはいえないのです。ただ、当初執筆予定で、前宣伝のところまで名前でのていたものがでなかったのは、読者に申し訳なかったし、残念でした。



柳ヶ瀬孝三氏

わたしは大阪西成区の「あいりん」地区で労働福祉の仕事をしているのですが、近年この地区に、鉄鋼や造船などから労働者がかなり入ってきていまして、全体としても、ずっと1万数千人ぐらいだったのが2万数千人にまで増えている現状です。「あいりん」はいつでも、放出された労働者が集積してくるところなんですね。そういうのをみると、民主主義という場合に、やはり労働手段のアクセスが一番大事で、資本による産業の転換に振りまわされない形で職業能力の形成をはかることが労働運動の大きな課題だということを感じます。ここではとくに婦人の状況を書きましたが、女性が男性と対等の能力を身につけることが「均等法」などから要求されていますが、現実には多くが単純な労働をおしつけられている。そのなかで、ごく一部のひとだけが男に伍して身を粉にして働いている。しかし、女のひとはそうして身を粉にして働くだけでは満足しないんですね。それは、身を粉にして働いただけでは自分の生活はまもれないということをよく知っているからです。男のひとだけが男に伍して身を粉にして働いている。しかし、女のひとはそうして身を粉にして働くだけでは満足しないんですね。それは、身を粉にして働いただけでは自分の生活はまもれない、そこがわたしたちの最大の関心事でした。その職業能力の形成というとき、資本の要求する能力にとらわれていると必ずまた放出されますが、それにとらわれない職業能力を身につけていくということは資本にとっては脅威で、つねに対立する事柄ですね。

生涯教育権というとき、じつは情報化の問題がどうしても入ってくるのですが、いろいろ議論はしましたが、申し訳ない形に終わっていますので、情報と教育ということを入れて労働手段へのアクセスをこれからも考えつづけたいと



成瀬龍夫氏

思っているところです。3巻全体で民主主義が大事なんですが、そのさいやはり「自立と連帯」ということですね。今までの日本の労働者は、「安く良いものを作つていればそれでよい、みんなの生活がよくなる」と考えてきたと思うのです。いま、それだけでは通らない時代になってきて、日本の労働者が構造転換のなかでどういう労働をするのかということを考えないと、労働者の側からの構造転換ということはなしえないと思うのです。

角田 1 - 3巻をうけて理論的深化をはかる第4巻ですが、先の講座では第5巻の日本資本主義論争といった、いわばすでにそこに論争があるからとりあげるという設定の仕方だったのに比べて、今回の講座では1 - 3巻がとりあげたものと同じ対象をとりあげているということが、その特色になっています。その代わりに、従来からなされている原論や学史の研究テーマで多くの所員に加わっていただけなかったという恨みが残りますので、今後、基礎研としての配慮をお願いします。

内容上でいえば、7章以外にも、国家論、危機論、発達論と経済学というようなテーマを企画はしたのですが、実現できなくて残念でした。

「構造転換」という表題についていえば、客観的な構造転換と主体的な構造転換との関係というあたりの理論問題はなお残っているのではないかでしょうか。また、編集作業上痛感したのはやはり従来のマルクス経済学の狭さということで、理論的に開拓しなければいけない理論テーマはなお多くあるということですね。

それから、第4巻の執筆者内部でもかなり激しい議論もありました。生活の捉え方もその一つですが、とくに民主主義の捉え方では、自立・自由と協同との関係をどう考えるかということでお意見の違いが残りましたので、今後もオ

プンな議論がのぞまれます。いずれにしても、各人が自分の持ち味を生かしながら、大いに議論しあうことで認識を高め、またそこから思考上の材料を見いだすことができるということはすばらしい組織であると感じました。

重森 諸個人とりわけ研究者の自立と協同は大変だということのようです。では、読者としての率直な感想を有本さんからお願いします。

読者として

有本 わたしは72年ごろ、「基礎研」の芦田亘さん（大阪外国语大学）などと一緒に研究会をやっていました。昨年またある機会に「基礎研」に参加するようになりました。その程度ですから経済学の素人ではありますが、職業人として、職業を基礎に運動する場合に、現場ではどうしてこうなのか、一体何が問題なのかを理論的に論議したり研究したりする場がきわめて少ないよう思います。東京では芝田進午先生の社会科学研究セミナー、関西では基礎研といったところでしょうか。

率直な感想ということですが、ひとつは第4巻でだされています生産力と生産関係の問題です。生産力を研究しなければならないということは大変納得させられたのですが、それが1 - 3巻ではうまく展開できていないのではないか。経済学は労働自体を研究するもの、というのがわたしの期待なのですが、その点でもうひとつ発展させてほしいというのが率直な感想です。

二つめには、そうした経済理論が運動論や組織論にいかなる問題を投げかけるのか。この点では従来から、生産点か生活点かという議論がなされているようで、自分なりに決着をつけたいと思っています。生活民主主義、生活手段、生活時間、生活空間という問題が提起されているのですが、たとえば、銀行の住宅ローンを考えた場合、生活への銀行の進出と同時に、銀行労働の問題としても捉えられると思うのです。そこではどちらが基本的なのか、充分応えてくれるところもあるし、また疑問もありますので、さらに読みこみたいと思います。

重森 いま有本さんから、はからずも基礎研の次期プロジェクトの課題が提起されました。こ

これまでのお話で、次の三つの論点が出されています。それは、①構造転換の意味、②構造転換と民主主義、あるいは発達可能性と発達障害との関係と媒介項の問題、そして③生産力と生産関係の問題、です。これを柱にあとの議論を自由にしていただきます。

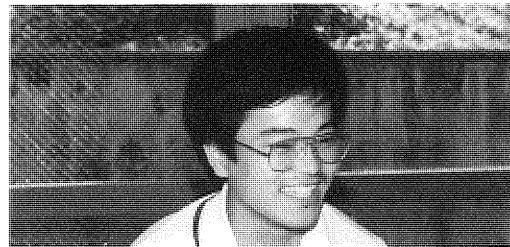
構造転換の意味

重森 まず最大の問題の構造転換をどう捉えるかということで、この点は、経済白書も「構造変化」と「構造改革」とを区別したりして苦労してはいるようですが、なおあいまいですね。

米田 さきほどのお話のなかで、日本にひきつけた場合に、オートメーションの展開のなかでのMEの登場、それがさらに通信技術とむすびついて現在の「情報化」が進展している、そのインパクトはなにか。そういうものと、いま問題になっている「国際化」との関係ですね。これはまったく別のものだろうかという疑問がわきます。それから、「国際化」と「高齢化」とは日本の特殊性だというご意見がありましたら、かならずしもそうではないだろうと思います。だから、国際化等々がそれぞれ一定のズレやズパンの違いをもちながら、なおかつそれらを統合できるような何かが欲しかったなという気がしてしまうがないんです。

森岡 構造という概念にはある程度固定化されたものという意味があります。それまで維持されてきたものを突き崩すだけの大きな変化がなければ、構造が変わったとはいいくらい。

従来の歴史区分では、たとえば19世紀末の長期不況と独占形成、第1次世界大戦とロシア革命、1930年代の大恐慌、第2次世界大戦といった大事件や大きな危機をきっかけにして資本主義体制や世界経済の構造が大きく変わったという見方をしてきました。戦後は世界戦争も大恐慌もないままにきましたが、かといって資本主義の構造に変化がなかったわけではない。国家独占資本主義という概念でとらえてきた国家財政や公企業や完全雇用政策の枠組みにも大きな変化がある。上部構造だけでなく、ME化とか情報化とかいわれるよう、最も基礎的な労働過程の組織と技術にも大変化が生じている。そ



宇田綾生氏

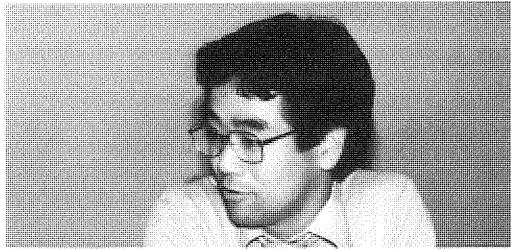
れが日本資本主義にあっては新たな帝国主義的国際化と絡み合いながら進展している。この講座ではこういう変化の意味をはっきりさせようではないかということで「構造転換」という視点をえた。すえたうえでいろいろ作業をしてみているが、十分確証するまでには至っていない。私としてはこれは中間的なまとめ作業だと思います。

重森 最初は情報化やME革命を問題にしていたけれど、だんだんそれが日本経済とくに産業構造の変化とむすびつき、国際的関係とむすびついてきたということで、最終的に情報化と国際化との媒介項をきちんと捉えるところまではいっていない。国際的な構造転換と特殊日本的なそれとの関係とか、客観的な過程と主体的な過程との関係とか、いろいろ論議はしてきましたけれどもね。

成瀬 構造という言葉で考えるべきことは、現代の資本蓄積様式つまり生産様式、労働様式、生活様式がいつ、どんなかたちで成立してきたのか、ということですね。

第2巻で展開したことですが、生産様式では大量生産様式、労働様式ではテーラーシステムやフォードシステムの登場、生活様式では大量消費生活様式が出てきたことで、やはり1910-20年代以降の独占段階の生産一労働一生活様式というものを基本的に見ていく必要があると思います。戦後、アメリカ独占資本主義が生みだしたこうした様式が国際化してきたというように、第2巻では見えています。

「構造変化」といえば、ちょうど1929年にフーバー大統領のもとでつくられた委員会が“structural change”という言葉を使っています。それが1960年代になると、今度は“structural reform”という言葉がでてくる。そういうひとつのダイナミズムのもとでおさえていくと、現代



角田修一氏

の構造的危機のなかで、従来の生産一労働一生活の様式が破綻しゆきづまってきた、その再編過程がでてきたというように「転換」を見ていいだろう。転換の契機、推進力になっているのが情報化で、それは生産力構造を大きく変えるということです。生産力構造というと技術、産業、労働力の各構造を含むわけですが、わが国では、労働力でいえばそれに高齢化がかかわってくるし、さらに国際化が蓄積基盤の国際化として展開されている。このようにおさえれば、ほぼ間違いはないだろうと考えます。

重森 「構造転換」という言葉が「構造変化」と「構造改革」の両方を含むものとしますと、経済白書の用法と似てくるのですが、それでは白書や前川レポートのいう「構造転換」「構造調整」とどこが違うのか。柳ヶ瀬さんいかがでしょうか。

柳ヶ瀬 國際化や情報化、サービス化などはそれ自身イデオロギー的側面ももって語られており、歴史的変化という点では現代は重層性、複合性をもって語りうる面があると思います。ただ1巻の場合、日本経済の現実に即してみればやはり国際化つまり戦後のわく組みの問題を軸とすべきだということでした。構造転換という場合、それが戦後のわく組みの再編を問題にせざるをえなくなっているという点を重視したつもりです。

1巻は、戦後のアメリカ中心の国際秩序の70年代における危機とそこからの再編過程ということを基本におきながら、それを生産力構造の変化を基底にしてさきほどもふれました四つの側面、とりわけ、制度的側面の変化との相互関係も視野に入れて把握しなければいけない。そこから新しい芽にも光をあてるということです。

独占資本のイデオロギーの問題では、78年(円高局面)を分析した経済白書もまた「構造転換」

という用語を表題につかっています。ちょうどそのころにOECDで「積極的産業調整政策」というものが合意されてくる。それははっきりと70年代のスタグフレーションやOPECに対する先進諸国共同の危機脱出の協調行動としてです。その後、80年代のあらたな状況のなかで単に「構造調整」という言葉で再登場した、といってよいと思います。それは、80年代半ば以降のアメリカの「双子の赤字」を背景とした世界恐慌瀕戸際の矛盾に満ちたものとしてでてきた。とくに日本はそうです。臨調行革時代と比べて矛盾の混沌はいっそう激しいというわけで、ポスト霸権システムなど「国際システム論」や債権大国にふさわしい、「国富論」とかを組み入れた新たなイデオロギー装置が野村総研などの活動を背景に打ち出されてきたんだと思います。

重森 そういう78年あたりの転換と、かなり長期的な情報化などの技術構造の変化と、30年代以来のケインズ政策あるいは国独資の変化、これらをどのように重層的に整理するか。まだまだ課題は残るようです。

米田 第1巻の内容にはかなり共感できるものが多いのです。そのうえでですが、「構造」というときに蓄積構造を考えるとすればやはり戦後的な、70年代初めまでにつくりあげられたものが崩れたと見たほうがいいように思うのです。その最初の現われ方が世界的なスタグフレーションで、そのあと80年代になってかなりはっきりしてきたのはむしろ不均等発展であった(それはレーニンのいったものとは違うのですが)。そのなかでバクスアメリカーナの再編が問題になって、そこに日本の国際化が組み込まれているよう思うのです。

そのことと、国際化の議論のなかにもうひとつ、海外生産、空洞化があって、これはアメリカではすでに60年代からある問題ですが、多国籍企業による空洞化がいまあらためて問題になる背景にあるのがじつは情報化、ME革命ではないでしょうか。

森岡 私も同じような考えをもっています。いちばん大きなスパンでいえば、19世紀にヨーロッパに資本主義が確立した。市場と資本の支配のもとでは労働者はひとまずは奴隸以上にみじめな存在におとしめられた。それに抗して労働者

階級がみずから防衛のためにかちとったのが工場法であり、工場法民主主義が拡大することにともなって教育や医療の面にも広く社会福祉と人権保障のシステムがつくられてきました。

今日の構造転換で問題になっているのは、この工場法民主主義と社会保障をはぎとることによって資本蓄積の基盤と条件とを時代逆行的に再建しようとする動きです。そのための労働の弾力化や労働市場の多様化を可能にする技術的条件はME化・情報化でうまくあたえられているという事情が新自由主義のイデオロギーを勢いづけています。

そこで工場法民主主義や社会保障のシステムをどうやって再建するかということになれば、かつてのケインズ主義的福祉国家ではだめですから、自立とか協同とか発達とかいった基礎的な人間生活のありかたから論じ直さなければならぬ。それをどこまで意識的にやれたかは別としても、結果として全4巻をみるとそういう流れになっていると思います。

柳ヶ瀬 70年代以来の資本主義世界をどうとらえるべきかという点は重要ですが、今日は充分な時間もないと思いますのでとりあえず残された世界経済の巻に期待することにして、ただ、少なくとも、依然としてアメリカ中心の国際秩序ということになっていてアメリカ金融資本に多大の特権を保障するものとして継続している、それだけに矛盾と寄生性が激しいという側面を1巻は強調したという点だけ述べさせておいてください。

民主主義的対置は成功しているか

重森 だいぶ整理されてきたようなので、ここでわれわれが対置した民主主義的転換の問題に移りたいと思います。いかがでしょうか。

森岡 現在、政府・財界がいいふらしている構造転換というのは、多分に脅迫的な説得論理です。こういう枠組みに従わなければおまえたちの生活はまもれないぞという。

これは支配イデオロギーとしても相当大きな変化です。高度成長期には、労働組合の賃上げ要求や生活改善要求を企業、とくに大企業が先取りして、物取り主義的組合の影響下にある労

働者を企業がひきつけることに成功した。今日では企業主義はつよまっていますが、実利的誘導はできにくくなっています。生産性基準原理という自分たちに都合のいい論理ですら、生産性があがってもペイはふやせない、時短もできない、というわけで従来の実利による誘導の面が弱くなり、強制なり脅迫の面が強くなる形で説得論理が展開されています。

この点はかなり厳しく見ておかないと、とくに学生・青年はこの強制論理にスッポリはまっていますから。学生に社会はひとびとが集まって作るものだし、こうやれば実際つくりかえることができるということを納得してもらえるだけの議論をわれわれが提供できるかどうかが大きな問題ですね。

重森 そのあたりは全く同感です。これをやっていくと、従来の労働者民主主義とかの民主主義観とわれわれの生活者民主主義や人間発達の民主主義との関連をもっとやらなくてはなりませんし、それは現状の運動や理論の相当厳密な検討をふくむことになりますね。

柳ヶ瀬 政府財界のイデオロギーのひとつの特色は「自由化」とむすびついていることです。国際化、情報化、サービス化が市場メカニズムの拡大と不可分に語られている。あるいは、そのための秩序維持コストの負担は当然であるとして、そのため、いろんな方面からサバイバルに駆り立てるものともなっています。それは逆に民主主義の徹底にもとづく国際化の提起が必要だということでもあります。そこまでいかないと本当の国際化批判ができにくくなっています。また、それは国際化は他面で人間発達も刺激しますから、そのための条件を急成長させています。講座の各レベルで諸制度の問題を含む民主主義の徹底を口をそろえていっていますし、私自身は、民主主義や制度の問題が人間発達の客観条件ということを視野に入れれば外在的な要因だとは思いませんが、具体的に考えれば考えるほど労働と生活のなかに民主主義をそれこそ具体的に徹底させることの意味が明らかになると思います。

重森 その点では、第2巻の「国際化のなかの国民生活」が生活の実感をふまえてそういう問題を提起していくよかったです。



有本 均氏

米田 民主主義には運動や思想という面もあるので、ヨーロッパからの導入の仕方や、戦前と戦後はそれぞれどうだったのか。ここで表現されている市場民主主義的ものも、「物取り」民主主義的なものも全部ひっくるめて民主主義として受けとめてしまったことによる弱点がなかったか。そこをもうすこし分けをして、あらたな民主主義の展開が欲しかったなと思うのです。

重森 そうですね。その点、宇田さんいかがですか。

宇田 民主主義というのは幅がひろくて、書くときにも困ったところなのですが、働くものからいえば、自分が生きている価値を支えるものが一番大事なところだと思うんです。ところが、日本の労働運動でも、働く価値というのを賃金や収入に限定し、自分の労働の在り方、質、何をつくるかを考えないできたのではないか。また、競争の民主主義を容認して、義務教育の段階から優勝劣敗が組織され、「差別と選別」ができるのはしかたがないというようなことでやってきたのではないか。これではやっていけない。自分の将来を考えたときにも、そういうものを捨てなければいけないと思うし、国際社会における日本の労働者の役割を考えるうえでも必要ではないでしょうか。

柳ヶ瀬 経済学としては、民主主義の経済的基盤ということが大切であると思います。広範に小生産者の基盤が残されているもとで成長した今日の日本の労働者階級ということを考えると、講座でも、小生産者民主主義から労働的な民主主義への移行をそれなりに重視して区分けしてきたのではないでしょうか。

成瀬 この講座の議論の過程で相当大きな議論になったのは、「生活者」という言葉でしたね。民主主義の危機をのりこえて、民主主義の内容を豊かにさせようとすれば、やはり今までの民

主主義の発想の枠を突きやぶる必要があったと思うのです。生活者をめぐる議論はそれがあった。

政治的・制度的民主主義論を別として、経済学の分野でも「労働者民主主義」「生産者民主主義」「消費者民主主義」などがこれまでいわれてきました。この10年ほどのあいだに、生産者という主体把握だけでは不十分だという反省がでてきた。たとえば農民も、農協がわれわれは生活者だといいだしているし、生協運動でもこれまで消費者概念でやってきたけれども生活者をうちだしている。消費者という市場民主主義の担い手として、独占的高価格とか消費者被害に対抗してやってきて、それも引き続き大事だけれども、もっと生活の文化を主体的に創造していかなければならないということがでてきて、それで消費者にとどまっていてはダメで生活者概念への転換論がでているわけです。また労働者も、われわれは生活者だといいだしてきていた。だから、生活者概念を考えていく局面がたしかにあると思うのです。

かつての生産者、消費者、労働者はそれぞれがひとつの人格概念だったのですが、いまは全人格的な概念が要求されてきている局面だということですね。もちろん、言葉をつくったからといって万能薬ではないので、もういちど、全人格的主体把握にふさわしい内容づくりが必要だと思うのです。それと、米田さんが指摘されたような弱さの反省がなければ、言葉を綺麗につくったからといってどう変わるわけではない。

労働を基礎とした民主主義といった場合に、日本では研究面でどこに弱さがあったかということ、わたしは非常に技術論的な傾向が強かったと思うのです。ヨーロッパではこの点、もっと組織論、人間関係論とワンセットになっていた。マルクスの『資本論』でもそうですね。もっと、労働過程における人間がみえてくるような研究が必要です。

有本 生活という概念からイメージすることは、なんとか人間生活をトータルに捉えられないかということですね。その目標自体は当然のことですが、ただ問題はなにが基本かということだと思うのです。統治、生活、生産等のなかで、なにが基本かといえば労働そのものだし、そこ

に民主主義形成の物質的基礎があると思うのです。

その労働を基礎にというときまた議論があつて、ひとつは「職場に憲法を」という側面ですね。もう一方は、宇田さんの論文で書かれているイタリアのような、労働そのものの内容を理論的に考えたり、運動化していくことで、その二つはかなり違った意味あいがあるようだ

うです。

後者のように、労働の形成に眼をむけた研究が民主主義形成の基礎になっていくのではないか

でしょうか。

基礎研の流れになっている生活者民主主義はわかるのですが、対象に比重をつけるとすればやはり労働の形成に基礎があるという気がします。

宇田 いまの話で、臨教審や労基法改悪の動きと関連して、情報化・ME化がもたらすことわざしがいいたいのは、労働力編成の「能力」によるセグメント化と労働力調達の「カンバン方式」に変えられようとしているのではないかということです。たとえば、コンピュータ産業では技術の階層で配置がされるとか、サービス産業でもそうです。どういうものを作りだすかを構想する者と、実際に売り込む者とを分けていく。それを技術的に支えているのがME化ではないか。労基法の改悪もまさにそれにあうようなフレキシブルな配置が可能なように考えられています。

もうひとつは臨教審のいき生涯教育ですが、これもそういう技術を基礎にして格差をつくりだすような教育基盤をつくるものです。従来は、企業規模とか男女の性別だったのを、能力にもとづく格差構造に転換しつつある。一面では受け入れやすいのですが、労働者は本当にそうなのかということを問わなければいけない。ここに民主主義の視点がありはしないでしょうか。

森岡 民主主義論と関連して労基法がでてきましたが、労基法を民主主義論との関連だけでなく自由論との関連で議論しなければいけないと私は思っていますし、その点で不十分さを感じます。現行の労基法でも新しい改悪労基法でも、最大の問題は、時間短縮の以前に時間規制、とくに一日一日の時間規制がはっきりしていない



重森 晓氏

点にあります。この時間規制が弱いことが、サービス残業の強制や、全人格的な会社人間化の原点になっていますし、押し広げていうと女性差別の問題や夫婦生活・家族生活の歪みにもつながっています。

今日の焦点である規制緩和論を日本の民衆が受け入れている背景には、かつての規制が戦時中の動員や配給のように、ひとびとの自由を抑圧するものであったという経験がある。ところがひとびとの自由を拡大する規制ということでは、憲法はそれをうたっているけれど実効性に乏しい、社会制度として弱い。だからこそ、労働時間規制や公害規制のような市民生活の自由を拡大するための規制の意義にもっと注目する必要があります。この自由のための規制について論ずるのは民主主義論とは相対的に区別されるべき自由論の課題です。

重森 規制と自由の関係はまさに経済民主主義の問題で解明しなければいけないところで、そこは確かに弱かったです。

柳ヶ瀬 宇田さんから出された労働の格差構造の問題や自由論をつめることは「転換」のプロセスをさらに具体的に考えるうえで必要であると思います。わたしが先に言った寄生性の問題も、寄生的蓄積と雇用問題との表裏の関係、労働力の選別的制度と階層的構造の再生産の問題はもっともっと分析してみたかったですね。それが感想です。

米田 さきほど、軸になるのが労働だといわれたのはそのとおりだと評価しながら、ぼくは逆に今までの経済学が、だから労働だということを強調しすぎていた側面がありはしないか。しかも、そういうながら、労働の生産力が資本のそれに転化することの評価をドロップアウトしていた側面がある。だから、労働を基軸にしながら、生活者ということに論点をすえなおし

たことは大きく評価したらいいのではないかと思います。それは、資本のつくりだす体系が疎外の体系だし、人間の一面化だということを批判する一番基礎になるだろうと思うからです。

とはいって、労働についてはもっと議論する必要があるのではないかということは、この本を読んだ時にも感じました。

もうひとつ、労働編成が国際化しているなかで、自分の職場のなかだけでは見えないところまで事態がすすんでしまったことをふまえておく必要があります。

それから、労働の資本による編成をこえて労働をとりもどすという課題では、経営学で議論された労務管理の二重化論争の成果をもっと評価しなければならないと考えています。また、「労働の人間化」がこの講座で何箇所かでてくるのですが、やや評価が違うようですので、もうちょっと聞いておきたかったですね。

森岡 では最後に簡単に2点ほど強調させていただきます。

この講座はきわめて新しい問題を短期間のうちに論じたことから、いちはやく変化の方向を読みとろうとする読者に受け入れられやすい面と、従来の日本経済論とトーンが違うのでなじみにくいと感じられる面との、ふたつの反応が予想されます。わたしたちはそのことを承知のうえで、この講座では、読者の現下の関心に応えて新しい有意味な情報、通説の单なる繰り返しにおわらない新鮮な情報を提供することのほうを重視してきました。読者もそういうことと

して読んでいただきたいと思います。

それから米田さんから提起のありました研究者間の論争についてひとこと。基礎研では研究は共同研究でも研究交流でも諸個人の自立性と創意性を尊重したうえでの多様性の統一でなければならない、真理を形成するのは自己批判と相互批判において誠実で柔軟な討論と論争のプロセスであると考えてきました。

しかし、日本の経済学研究はともすればシェー・学派に閉じこもってセクト化する傾向があります。わたしたちは今後も共同研究や研究交流はどんどんすすめるが、けっして学派にならない、自分や集団の議論を権威化しない、ひとまず獲得された理論を絶えずみずから突き崩し、作り直していく、そういう自己革新を怠らない集団でありたいと思います。

重森 本日は大変有意義な議論ができました。これからも自己革新を怠らぬようにしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

(この座談会は、さる8月24日午後、立命館大学で行なわれたものを、編集局の責任でまとめたものです。)

(ありもと ひさし 有本行政書士事務所)

(うだ あやお 所員 西成労働福祉センター)

(かくた しゅういち 所員 立命館大学)

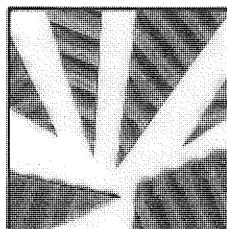
(しげもり あきら 所員 大阪経済大学)

(なるせ たつお 所員 滋賀大学)

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

(やながせ こうぞう 所員 立命館大学)

(よねだ やすひこ 中央大学)



●特集——「構造転換と日本の経済学」

現代経済学における国家論の課題

宮本 憲一

今日の話は「現代経済学における国家論の課題」という大変大きなテーマで、その骨子はこの緑色の表紙の『第10回研究大会報告要旨集』に書いておきました（末尾に掲載……編集局）。一部分しか説明できないことでしょうが、それはお許しいただきたいと思います。

I 経済学における国家

経済学における国家の問題というのは、おそらく16世紀のマクシミリアン帝の下のカーメラルヴィッセンシャフト（Kameralwissenschaft, 官房学……編集局）から始まるだろうと考えられます。そういう意味では、経済学の立場から国家を考えいくよりも、国家論の中から経済学が生まれてきたのが社会科学の歴史ではなかったかと思うのです。我々が今日の経済学における国家論を考えいくとすれば、できればそこまでさかのぼって絶対主義時代における国家と経済の関係を考察する必要があります。あるいは21世紀への展望ということであれば、近代国家が乗り越えられる可能性があります。さきほど日本経済の国際化という言葉が（司会者から……編集局）出ましたが、そういうことであれば、中世における都市あるいは地域と経済との関係が国際的にどう組織されていたのか、つまり国民国家をのりこえた形での都市と世界経済の関係を考えていきますと、案外、中世時代までさかのぼってそういう経済関係を考えいく必要があるかもしれません。とりあえず、我々がこれから問題を考えいく上では、ブルジョア革命時代からの国家と経済の関係を考察していくことが必要ではないかと考えているのです。

ブルジョア革命時代における国民国家の成立というのは基本的には王領地などの封建的な土

地所有と封建的諸特権を廃止し、資本主義的な所有制度を確立したのであります。そのブルジョア革命により元首あるいは国家が無産化した。つまり資本主義経済は無産国家あるいは租税国家を生み出したのであります。

それがどういう意義をもっていたかといいますと、絶対主義時代には王の私家計と国家の財政とは未分離であったのであります。王の私事と国事行為とは離れたがたくむすびついており、たとえば戦争という行為も国家対国家の交戦権を主張するということがなく、王の領土目的のために行なわれたり、あるいは宗教的な目的で行なわれたのであります。軍隊も王の私兵という性格をもっていたのです。王は直営地や直営事業をもっていたので、同時に王の私家計のために租税や貢租を調達できたのであります。そこにおける行政官僚あるいは行政というものは元首の私事と国家の財政の双方を運営して、王の私家計と混合した財務行政を行なっていたのであります。

後期の絶対主義時代に入りますと、王の私家計と公家計が赤字状態となり、財政は直営地の収入だけでもかなうことができなくなり、租税への依存が非常に大きくなっています。重商主義時代には諸特権をもった独占商人への依存が非常に大きくなっていくわけでありまして、だいぶ成熟しつつあった資本主義経済からの租税への依存を深めざるを得なくなっています。そのため十分の一税などの直接税を徴収したり、あるいは塩税などの間接税を賦課したりするわけでありますけれども、そういうものを身分議会の協賛を経て行なわれる形をとりながら、次第に重税化していくのであります。それがやがて身分議会の中で最も租税負担をしていた第三身分の反乱という形で革命が起こるわけで、ブルジョア革命の直接の契

機が重税であり、ブルジョア革命が「財政の革命」であるといわれる所以あります。

この「財政の革命」が行なわれて、フランスの人権宣言やアメリカの独立宣言などは、イギリス革命などとは違って、非常に明快にその原則を唱いあげているわけであります。この財政の人民主権がブルジョア革命の成果であるといっていいと思います。このブルジョア革命によって成立した公家計としての財政はその第1の性格を公共性をもつとされたわけであります。つまり財政が王の私家計ではないとされ、国民国家の公家計、つまり財政の公共性が「財政の革命」の第1の原則だったわけであります。行政的には国民国家の権力というのは、特定個人の所有物あるいは特定グループの利益に奉仕する私的権力ではなくて、国民に等しく奉仕する公権力であることが主張されたわけであります。つまり財政は公家計として国民の共同の利益、生命や財産を守るとともに、一般的福祉を増進するために運用されることを、ブルジョア革命時の宣言は唱ったわけであります。元首の行為はその革命をへて私事と公事とを明らかに区分することになったわけであります。

イギリスの場合には、2回の革命を経て絶対主義的性格はなくなっていましたが、名誉革命の結果、国王が元首になったわけであります。国王はブルジョア革命以前のように王領地や諸特権をもつということにはならなくて、シビル・リストによって家計は公開される、王の家計を公開する、国家財政によって扶養されることになったわけであります。シビル・リストという名前自体は非常に矛盾した名前ですけれども、その名前にこめられているのは、ブルジョア革命期において、「今後財政は王の私家計ではない」ことを明快に打ち出したことではないかと思います。これはアメリカの大統領の習慣の中では、元首としてうけた外国からの贈答品ですら私有をみとめないということの中にも、元首の私会計と財政とを峻別するブルジョア革命の原則が法的には続いていることを示しているわけであります。

ブルジョア革命によって成立した公家計、財政の第2の性格は財政民主主義であるといっていいと思います。つまり、タックス・ペイヤー

の権利、タックス・ペイヤーの財政権を確立したということであります。予算が国民に公開され、国民の代表である議会が決定権をもつことをあきらかにしたことであります。つまり、国によって議会の予算権の内容に違いはありますけれども、予算の公開、国家の財務行為の予算への一括計上、議会の審議・修正・決定は納税者としての国民の財政に対する権利として定められたわけであります。そういう意味では納税者の権利としての財政権こそ人民主権の基礎であるといっていいかと思うのであります。

このブルジョア革命によって成立した財政の第3の特徴は、国家の財源を国家あるいは元首の財産や封建的特権による収入ではなくて、国民から一般的に徴収する租税でもってまかなうことを見たかにしたことではないかと思うのです。これはフランスの人権宣言が明快に唱っているわけで、フランスの人権宣言をみると資本主義国家が租税国家として出発したことが明らかであります。

それは経済的にみれば、あらゆる権力が個人を離れる、特定の個人を離れて国家に集中する反面で、あらゆる私有財産が、とくに生産手段が、広くは営業手段がと言った方がいまの人たちにはわかりやすいかもしれません、——生産手段といいますとサービス業はどうなのか、金融業はどうなのかという人がいますから、営業手段といった方がいいかもしれません——、そういう生産手段が資本階級に集中するということであったのであります。この私有財産権の成立、営業の自由、商品交換の自由、消費の自由など、こういう国家権力からの個人の自由と自治の裏腹の関係で租税が公権力、財政の物的基礎となったわけであります。資本主義を進めていく自由と自治が認められていく代償として租税が財政の土台となつたのです。

こうして資本主義国家はそれまでの有産国家ではなく無産国家、租税国家になったわけであります。戦争などあらゆる国事行為が議会の承認を必要とするようになったのは、国家が無産であり租税に依拠するようになったためであります。つまり租税こそ近代民主主義の物的基礎であるといつていいのではないかと思います。これはアダム・スミスが『国富論』の中で、「封

建制下の人頭税は奴隸のバッジであったけれども、租税はいかなるものでも、いまやそれを支払う人にとっては奴隸のバッジではなく自由のバッジである」といったのはそういう意味であります（『諸国民の富』岩波書店版、第4分冊、348ページ……編集局）。つまり租税を代償として財産権の承認が行なわれたということになります。国家や元首の財産や事業が私人に還元され、生産手段が私人や私企業の所有となり、各人が自由に利益を追求する「自然的自由の制度」を国家が保障する代償として租税が支払われると考えられたからであります。

その結果として、絶対主義時代の末期には非常にたくさんの目的税がありました。その目的税がすべて一般税に還元されているわけであります。たとえば海軍ですが、これは王や女王の政治軍隊的性格、海賊という性格をもっていて、海軍は他国の船から略奪したものを王に献上しておきました。その代わりに海軍を維持するために海運業に関税が課せられ、その関税はもっぱら海軍費にまわされていたのであります。あるいは十分の一税が陸軍費にまわされるという形で、それぞれの税金が目的税であったわけであります。それがブルジョア革命以後、一般税とされ、さらにその一般税を国庫に統一する統一国庫制度、統一予算制度をつくってそこに一括していった。そこで租税と特權とのむすびつきをきったわけであります。租税が個々の経費や特權とむすびつく行為をたちきることによって、租税が一般的に徴収されて、一括して経費にあてられることになったわけであります。また、経費はすべて予算に統一される形になりました、イギリスでは1830年代にほぼ完了するわけであります。日本の場合にはこういう行為が非常に長く続くわけでありまして、とくに地方財政をいれて考えれば、大正末期までこういう予算の近代化は行なわれてこなかったと考えていいわけであります。法制上、統治権と財産権が分離して、国家は租税という市民の経済活動に依拠した財源によってまかなわれることになったわけで、つまり国家は国民経済に支配されることとなつたわけであります。

ところで租税は、資本主義経済を保障するために生まれて、その再生産を阻害しないように

してつくられた独自の経済制度であります。商品経済とは異なる法則によって規定されています。租税は民間経済から強制徴収する収入でありまして、スミスは「自由のバッジ」と呼んでおりますが、それは私有財産をブルジョア革命によって保障された個人や企業の「心意気」を示すものであります。寄附金のように自発的に納入するものではありません。また、強制といつても、封建的貢租のように肉体的暴力や支配階級の恣意によって徴収するものではありませんで、いったん議会で法制化すれば、国家の一方的意志によって課税対象、課税標準、税率が定められるという形で強制的に徴収されるという意味では、権力そのものではないが、商品経済の運動法則と違う。したがって資本主義経済は発生したときから、資本主義経済にとって異物である租税が国民経済の中で非常に大きな役割を占めて存在していくことをどのように理解するのかということが、必至の課題とならざるをえなかつたのであります。にもかかわらず、この租税を経済学の外へと次第に押し出していくわけであります。

国家の行為は行政的には一般的に公共サービスをしているので、個別的な報酬や反対給付はしない。たとえば消防などはそうです。こうした建前の下に——それは建前なのであります。実際に資本主義がすすむにつれまして、この公共サービスが特定の階層、特定の個人の利益に供するようになります——それに伴って強制的に徴収される租税が所得にしめる割合が大きくなり、租税の種類も増えてくるわけです。理論的には、国家の行為を経済的行為とちがう外部性だとして、できるだけゼロに近い形に収斂していくという理論をたてておいて、国民経済にとって重大な攪乱要因ではなく中立性をもつてると理論的建前をしていくわけでありますが、しかし実際にはそれ以後も資本主義経済の発展、社会的な矛盾の増大はそれをゼロにするどころか、しだいに大きくしていくのであります。その結果として、国家活動の公共性もくずれていくわけであります。徴税に対しても、それは「自由のバッジ」どころか、国民の大きな抵抗を生み始めるのであります。

それはどこに問題があったかといいますと、

スミスに代表される自由主義イデオロギーでは、租税は社会的剩余から払われるから中立的であると考えたのでありますが、しかし実際にはそうはない。スミスは3大源泉——賃金・利潤・地代を所得の3大源泉と考えたのですが——と租税負担の関係を考察した結果、地代に一元化することが最も望ましいと考えるわけであります、現実にはそうはない。現実の租税制度としては消費税が望ましいと考えたが、これは結局は、消費全体でいうと消費者に転嫁されてしまう。消費者に負担される場合、スミスは、価格が上昇して労賃が上がらないとすると労働の減少を招いて社会の再生産が妨害されるから、それは地代という社会的剩余に還元されると考えたのですが、必ずしもそういうことはならない。ですから、実際には資本家が商品価格を引上げて消費者に転嫁するものを、地代に課税する、あるいは利子に課税することと同列にし、しかも労働者の負担にならないと楽観していたのです。現実の租税の運動を考えいくと、最初から租税の中立性の議論、つまり社会的剩余から払われれば中立的であるという議論は成り立たなかったわけであります。

経費論としても、実際に社会的諸矛盾が増大していくれば、国家の軍事・治安の行為が拡大していく、あるいは都市化・工業化とともに公共事業が拡大していくということを通じまして、しだいに経費そのものが公共的性格を失ってしまう。

つまり、ブルジョア革命時代に人権が確立をしたといわれるわけですが、正確にいえば財産権が確立したわけであります。国民主権が確立をしたといいますが、正確には納税者主権が確立したわけであります。19世紀を通ずる歴史は、この財産権が基本的人権として確立をしたがために；無産者の人格、無産者の人権が侵害されるという歴史であったわけであります。無産者階級がブルジョア革命によって成立をした基本的人権＝財産権のために生存権がおかざれることになって、財産権を規制して生存権を確立するための闘争が始まる。納税者主権をこえて国民主権を主張して、その結果としていろいろな社会政策、公衆衛生行政でありますとか、公害政策とか、住宅政策を要求して、



都市改革を通じて社会政策へ、国家の公共的な介入を労働者が求めていくわけであります。そのとき、労働者が主張する基本的人権とは財産権に代わって国民の人格権であり、生存権を中心とした社会権であったわけであります。今日の資本主義経済で剩余価値を生み出している労働者が、かりに租税を納めなくても政治に参加する権利をもつということを主張する国民主権であったわけであります。

その過程で、一方では、国家の本質が大変明確にされてくるわけで、国家というものは結局、資本主義的な生産関係を擁護する、財産権を基本的人権とし、納税者主権によって無産者を抑圧する、あるいは国民の主権を侵害する国家であるということを明確にする。その一方で、国家に対して国民が社会権としての基本的人権を要求して、そして国民主権によって政策を転換させ、政策を確立していくという歴史であったと思うわけです。その過程で——これらあたりから大変難しいことになってくるのですが——20世紀に入り福祉国家の成立、国家が経済的に介入するということの中で、いろいろな形で新しい権利の要求、新しい主権の要求、新しい政策の要求が徐々に各国の憲法を変え、法律を変え、自治体が政策を補っていくのであります。そういうフランス革命期の人権宣言とは異なる各国憲法で権利が制定されることになる。たとえば、イタリアの憲法や日本国憲法、あるいはドイツ共和国憲法などをみると、共通して平和・生存権・社会権を含む基本的人権、そして人民主権が明確に唱われ、地方自治を尊重する規定、あるいはそれ以上のいろいろな行為、文化とか教育とかを保障させる、そういう内容を含む憲法が確立されてくるわけであります。そ

して実際にもそれに沿う政治制度が出来あがっていくのであります。これは第二次大戦というものが民主主義を守るための戦争でもあったということもあって、そういう第二次大戦の衝撃が世界の憲法、国家の理念を変えていくのに大きく作用をしたということは間違いないところであります。そういうものをひとつの武器にして、国家を改革する、あるいは日常的に国家に自らの権利を要求する運動が第二次大戦後、多くの国で生じてきたわけであります。そういうものが改めて国家の公共性を要求し、現代の国家が特定の独占体や特定の資本家の道具としてではなくて、租税というものがもっと公共的なものに使われるということになっていったのであります。あるいは国家を通じて基本的な生産手段を掌握することによって、物価を規制したり経済計画を立てさせるという行為を要求していくことになっていったわけであります。現実に第二次大戦後に生まれた新しい状況、その中での先進工業国の政治、社会運動のあり方がわれわれにとって現代経済学の中で国家を考えていく場合に非常に大きな問題になると思うのです。

いうまでもなく、体制と法律の関係、経済と法律の関係、社会運動と法律の関係というのは単純なものではないわけでありまして、たとえ話をしますと、制度というものはゴムマリの皮のようなものだと思うわけであります。体制が変わりますと制度も変わるわけでありますから、外皮=容器が新しい内容と大きさのものになります。しかしどっちにしても、仮にゴムマリがあったとして、社会運動という空気が詰まっているなければ、実際ゴムマリがあったから、つまり憲法があったから保障されるとか、制度があったから政策が実現するということにはならないで、常に社会運動が空気の役割をしてゴムマリをふくらましているときに、その権利が保障されるわけであります。たとえば、現代日本資本主義の下で民主主義的権利が保障される憲法で厳密に書かれているからといって、それはゴムマリの皮ができたようなものなんにして、運動が起こってきたらそれを利用してふくらますことは可能なんですけれども、しかし、社会運動がそのエネルギーと権利を維持・拡大

していく動きがなければふくらまないわけでありまして、不況になつたり、政治的反動がおこるとすぐペシャとなってしまって、権利にはならなくなってしまいます。そういう含みをもっているわけであります。つまり現代における権利と社会運動の関係にはそういう問題がある。しかし、私は現代というものを考えてみると、常に憲法あるいは権利を前提にしながら行為をしているわけであります。その点は19世紀における社会運動とは違った側面をもっていることは事実として認めなければならないと思うわけであります。

いざれにしても、私が今日言いたかった第1の点は、経済学における国家を考える場合、もう一度ブルジョア革命期までかえっていただいて、その中でその時期における国家とはなにか、基本的人権とはなにかを考えた上で、今日における国家を問い合わせ直すことが必要なのではないかということなのであります。もう一つは、そのブルジョア革命期に生まれた国家というものをみていきますと、その中に明確に経済学の対象にしなければならない諸現象があって、経済学の外側においやることはできない。それがどういう具合に経済学に包み込まれてくるかということが基本的な課題としてまだ十分解決されていないのではないかということであります。私も『現代資本主義と国家』の中で多少とも試みたのですが、まだまだ経済学における国家の体系化というものはこれから仕事ではないかと思っています。

II 新自由主義と新保守主義 —「大衆資本主義 (Popular Capitalism)」—

ところで、現在、私が『現代資本主義と国家』を書きまして以降——これは81年に出版したのですが——、明確に現われてきたのは「大衆資本主義」(Popular Capitalism)といわれる一つのポスト福祉国家の体系ではないかと思います。これは新自由主義と新保守主義といつてもいいところではないかと思うのですが。つまり民営化、規制緩和、社会サービスのカットを通して財政再建というものがすすんでおりますが、そのイデオロギーや経済政策の理論、それを弁

護する経済学の潮流として登場したのがマネタリズムとか公共選択論とか、あるいは供給の経済学というものであります。これらが連合いたしまして新自由主義の経済を支えるということであります。これらが、今日、実際には破綻しつつあるということは説明するまでもないことであります。今日の資本主義国家には貿易摩擦にみられることでありますけれども、あるいは失業の増大、財政危機、対外債務の増大にみられることなんですけれども、これは新自由主義と新保守主義とが今日の危機を超える理論的枠組みたりえなかつたことを証明していると思います。

しかし、その中で非常に注目しなければならないことは、こういう危機が深化していくとそれを克服する主体がなかなか形成されないのはなぜか。たんに危機を説明することだけでいいのかということだろうと思うわけです。私はこれは中間層の問題であって——中間層の問題というと「中流意識の幻想」の問題にしてしまっているわけなのですが——、私はそういう意識の問題としてかたずけるのではなくて、むしろ現実にそういうふうになっている中間層をどう労働者階級として掌握するのか、労働者の一部が中間層的になっているものをどう労働者階級の陣営の中で前進させていくかという、その具体的な手段や経済政策を考えることが必要ではないかと思っているわけであります。

この間テレビを見ておりますと、NTTの株主総会をやっていました。その株主総会を見ておりますと、赤ん坊をつれた若いお母さんがきている。一人をおんぶし、もう一人の赤ん坊をうばぐるまにのせてきているわけです。私はあれこそ大衆資本主義ではないか、サッチャーのいう大衆資本主義の象徴的な光景ではないかと思ったわけです。つまり民営化してその企業の株を大衆にもたせる——全員がもてるわけではないけれども。株を売れば300万円手に入れることができる。そうすれば、民営化して良かったと思うわけですね。そうなればもう一度国営化するとなれば、大反対にまわるにちがいない。そういう現実が行なわれている——実際は幻想だと思うのですね。しかし、赤ん坊をうばぐるまにのせてきているような株主総会が成立し始め

ているという事実。それからもっとサッチャーのやっていることでいえば公営住宅の払い下げなどもそうだと思うのです。公営住宅が私有化されてしまっているわけです。こういう具合に株主になり、家持ち土地持ちになり、財産所有者になってしまふと否応なしに保守的になって、もうこれ以上公営住宅を作れとか、税金を出せとかいうことにすごい反発をしてくるに違いない。このように中間層を意識的に作り出して、それを新保守主義の中に組込んでいっているという現実も重視しなければならないわけです。そういうものをどうくつかえしていくかということを考えていかないといふことは、つまり新保守主義というものは、単に社会党が悪い、総評がダメだというだけではすまない問題であって、それは味方のほうがだんだん小さくなっていくわけです。そうではなく、むしろ中間層になってきている人たちの基盤がどこにあって、その人たちをどういうふうに結集させていくのか。実際にはNTT株の株主になった——ごくわずかなですけれども——、そういう階層を作り出す現実をもつとはっきりさせておかなければならぬと思っています。

III 公共性の理論

私は、そういう意味で、今の大衆が考えている要求は変化したと思っているわけであります。たとえば保育のあり方の問題ひとつとりましても、70年代初頭における都市問題としての保育問題はなくなったと思っているのです。あの時期の保育問題は都市問題でありまして、急速に都市に集中する若年労働者の要求として保育問題があり、その保育施設の増大は都市政策の中心におかれるべきものであった。それを担った革新自治体が成功を収めた。しかし、いまはそうではない。むしろ保育の公共性が問われているわけであります。つまり保育というものがなぜ行政の社会的責任で行なわれいかなければいけないのか、民間でやらせてなぜいけないのか。つまり保育が持っている幼児の発達、教育という問題とからんで保育の公共性が明確に国民に理解されて公共負担というものが納得されなければならないのです。保育の質が問題にな

ってきているわけでありまして、そういう公共性について一つひとつ説き明かす必要というのが出てきているのではないか。あるいは保育のようなものが貧困層だけでなく、多くの市民が保育を求めていく行為の中における公共性というものを明らかにしていかないと、中間層の要求は掌握できない。そういう意味で、保育の公共負担を要求すると、一体高齢化社会にすすむ中で老人福祉をどうするのか。福祉社会に対する攻撃としてたいてい出てくるわけであります。結局、高齢化社会の中では保育よりも老人福祉に対する要求がたくさん出てくる、だから保育に対する財源を切捨てて老人福祉の方へ流すというようなことが地方自治經營学会の問題提起であります。実際、かなりそういうふうにながされている面もあるわけあります。けれども、じゃあどうやって社会福祉の全体的な計画と財政を作り出していくのか、その社会福祉の持っている公共性というものを明らかにするのか、それを明らかにするだけでなくて、地域の中で地域福祉の体系としていくのかという努力を住民がどれくらいやりうるのかということが問われている、大変わざらわしいことやっていかないと前進はしないだろう。中間層というものは、——私も自分の仕事以外のたくさんの公共的な仕事をするという多少わざらわしいことはいやなんですかけれども——、そういうわざらわしさを超えて、社会福祉の体系というものを地域の中で確立をする。その上でその公共事務負担を明らかにするということをやっていかないと、私はいまの社会サービスの民営化に対する明確な対抗策にならないだろうと思うのです。ちょっと論旨からはなれてしまったかもしれません、……。

そこで、いま、新自由主義と新保守主義というものが現われてまいりまして、公共的な分野も民活によって行なわれております。われわれの現代の国家論の最大の課題はこういう誤った民活ではなくて、自治体や国家の公共性というものを充実して公共部門を拡大していくことを明確にしていかなければならない。それが今日の課題だと思うわけです。この民活が語られる場合に大切なことは、民活といっていますけれども、実際には国家と企業のむすびつきについ

ていうならば、これは民活というものによって強化されているという現実をもつとはっきりさせなければいけないのではないかということであります。たとえば、規制緩和といっていますけれども、規制緩和は国民と国家との関係の部分における規制、つまり国民と国家の関係の下で国民が保護を求めている、たとえば公害問題にしても住宅政策とか、土地政策とか、そういうところは規制を緩和する。そこでは民活を行なっていくということであって、つまり国家は国民が求めている社会サービスのところでは民活をする。企業が求めている国家の仕事やむすびつきのところではむしろ強化されつつあるということをもつとはっきりさせなければいけないのではないか。たとえば、民活法案などというものは財政補助を企業に支出するのです。あんなものを認めて何が民活か、民間企業にどうしてあれほど国家が援助しなければならないか。そういう意味では企業と国家のむすびつきが民活の名の下で強化されている。大変敏感に企業は国家の補助や減税を要求しているという現実をもっとみなければいけないのではないかと思うわけであります。

V 国際化と分権化

時間がきてまいりましたが、最後にぜひ言つておきたいこと、議論していただきたいことは国際化と分権化のことであります。

いまの多国籍企業の活動、国際化といわれているものは、確かに生産力の高度な発展を反映している面があると思います。ですから、そういう生産力の高度な発展の段階でわれわれは否応なしに国際化の問題、国民国家を超えた多国籍企業の行為について考えていかなければいけないと思うわけであります。ではその国際化というものが国民国家の枠組みとどういう関係をもってくるかということについては、必ずしもまだ明確になっていないと思うわけであります。たとえば、軍事活動とか国際間の財政活動というものを考えてみて、そういうものが現実にどういう範囲で国民国家の枠組みを超えてつあるのかについて、もっと正確に把握しなければいけないと思うわけであります。われわれは

レーニンの『帝国主義論』という一国資本主義論を超えた体系をもっているわけありますが、その『帝国主義論』における国際化に対する理論的枠組みで今日の国際化を解けるのだろうか、今日における多国籍企業の運動が解けるのだろうかということを考えてみると、やっぱりもう少し新たな議論が必要になっているのではないかと思います。そういう意味でぜひ、多国籍企業の問題と国民国家の関係の議論を進めていただきたいと思います。

同時に、もう一方で私は分権化というものが進んでいるし、各国とも分権化あるいは地方自治の拡大ということがあって、国家の機能が分権化の中で動きつつあるという現実をみなければいけないと思います。

こういう国際化と分権化というものがどういう全体としてのシステムを打ち出そうとしているのかについて、あまり硬直的にではなく自由に議論していく必要があると思っています。これは公共性の問題とならぶ国家論の課題、国家が死滅するかどうかという問題と関連して重要な課題でありまして、抽象的な議論ではなく現実の日本の状況と関連をさせて議論していただきたいと思っているわけあります。

(これは1987年7月11日に行なわれた基礎経済科学研究所第10回研究大会における記念講演を編集局の責任でまとめたものです。)

(みやもと けんいち 大阪市立大学)

〈宮本講演レジュメ〉 現代経済学における国家論の課題

I 経済学における国家

アダム・スミスの『国富論』を論理的な終末として、以後の近代経済学の歴史は、国家を市場経済の外部性として理論の外に放逐した。1929年恐慌は否応なしに、経済への国家の介入をみとめ、国家の経済学の必要をよびおこした。しかし、ケインズ主義にみると、国家は経済の調整者としてあつかわれ、国家と資本主義経済の矛盾、国家間の対立・摩擦や国家それ自体の経済行為の矛盾は、考慮の外におかれていたといってよい。

マルクス経済学の場合も、国家は政治経済学批判の中での位置が定まらず、宇野理論のように、それは一般理論の外にあって帝国主義段階あるいは現状分析の対象として、個別にとりあげられるにとどまっていた。

しかし社会資本をとりあげれば明らかのように、国家なくしては資本主義の再生産の軌道は確立せず、また租税なき資本主義経済はありえない。その意味では、国家の経済は一般理論の枠組みの中でとりあげ、その運動の法則性を資本主義の発展に応じて、解明することが、われわれの課題である。このことを私は『現代資本主義と国家』においてとりあげたので、ここではこれ以上ふれない。

II 新自由主義と新保守主義 —(「大衆資本主義」Popular Capitalism)

拙著以後の80年代を通じて、福祉国家の危機＝スタグフレーションを解決するために新自由主義の潮流がすすみ、とくに英米日では、これにしたがって、民営化、規制緩和、社会サービスのカットを通じる財政再建がすすんでいる。このようなイデオロギーと経済政策の理論となつたのが、フリードマンのマネタリズム、ブキャナン＝ワグナーの公共選択論、その他供給の経済学といわれる反ケインズ論である。この新自由主義の経済を支える上部構造が新保守主義である。この政治潮流は、重税に反対する中間階級の反税＝福祉国家反対からはじまった。その後サッチャーの大衆資本主義論にもとづいて、中間層を民営化した旧国営企業の株主や払い下げた旧公営住宅の財産所有者にすることによって、現体制の支柱とし、民活の主体としようとするものである。この国民の資産所有者化は下層中間層や一部組織労働者におよんでいる。この新保守主義のない手の増大につれて、中間政党と一部の社会主義政党が右傾化をはじめている。FAやOA化による産業構造の変動、所得水準の上昇とホワイト・カラー化とともに、民間労組を中心に労組の右翼的再編をすすめ、また、労組に無関係な未組織労働者をふやしつつある。

新自由主義と新保守主義は、インフレの抑制－民間企業の活性化－保守政治の安定にはある程度成功したが、しかし、いまや貿易摩擦に象徴される資本主義間の発展の不均衡、失業の増大、財政危機、対外債務の増大などの矛盾を生み出しつつある。

民活といつても、それは産業資本主義段階にもどるのではなく、企業と国家のむすびつきはつよめ、国民と国家とのむすびつきを断ち切っていくのである。したがって、市場経済の矛盾の調整者

としての国家の役割は減退し、この結果、公害・都市問題、農村問題、地域格差、地価上昇、貧富の格差など、市場の欠陥といわれてきた社会問題が激増しあげている。

III 公共性の理論

このような時期に、われわれはあらためて、国家の経済理論をつくり上げる必要があろう。この場合、福祉国家のもっていた欠陥、中央集権制、官僚主義、一国資本主義などを克服しなければならぬ。また、現代社会主義の矛盾、一党独裁の強度の統制による民主主義と自由の衰退、官僚主義、閉鎖主義、非能率などの原因を明らかにせねばならないだろう。

これまで、マルクス主義者と批判的な近代経済学者の双方とも、公共性は否定的にしか理解してこなかった、マルクス経済学者にとって、公共性は階級国家の権力性をかくすイチジクの葉にすぎず、批判的近経論者からは、公共性は私利の総和であった。つまり、いずれの批判的立場からも、国家の公共性は否定されたのである。

しかし、国鉄の民営化の時期には、それに反対する根拠は公共性であった。公共性を否定するのではなく、公共性を守るために、その基準を明らかにする必要がでてきたといってよい。また、今日の民営化論の対象領域にみると、混合財あるいは準公共財が多くなっているので、公共性の序列論がつくられねばならない。そして、その公共性が侵害される場合の国家の責任—救済のあり方が明らかにされなければならないだろう。

公私両部門の配分原理、それぞれの部門の財源

特集キーワード

中間層 ミドル・クラス。主として社会学で使用され、ある階層構造のなかで中間部分をしめる人々をいうが、その基準が政治、経済、社会意識のどれであるかによって多様な内容を含む。科学的社会主義の階級論からいえば中間層は経済的に規定される中間階級であるから、資本家と労働者との間に位置する自営業者層（農民をふくむ）のことであり、資産面からいいう中産階級と同義である。

しかし、社会学者の多くは、企業における

のあり方、国家内部での中央と自治体との機能分担、三権分立の関係などが明らかにされねばならないだろう。

IV 國際化と分権化

今日、各国は新保守主義の下でナショナリズムが強くなっているが、他方で生産力の高次化、国際化とともに、多国籍企業の活動などによって国際化がすすみはじめた。これによって、経済的には、国民経済の枠組みがこわはじめた。これは軍事や貨幣という一国の主権の象徴であったものが、他国に軍事活動を支配されたり（日米軍事同盟）、共通の財政金融手段（ECの貨幣や国際間補助金）をもたらすをえなくなっていることにあらわれている。ニューヨークの都市問題や東京一点集中のような地域問題ですら国際金融資本や国際労働力の動向に左右されている。

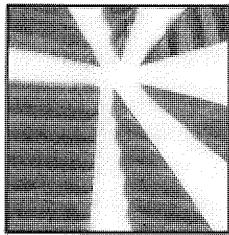
つまりナショナリズムの強化のようにみて、いまや国民経済は崩壊し世界経済という新しい舞台が広がっている。この場合には国家とはなにかが改めて問われるのではないだろうか。

他方、未来の国家が現代社会主義の中央集権制や官僚制を打破するためには企業の論理ではなく、住民参加の論理が必要であろう。

（参考文献）

- 宮本憲一『現代資本主義と国家』（岩波書店）
同 『地方自治の歴史と展望』（自治体研究社）
同 『日本の環境政策』（大月書店）

る中間管理者層や専門的技術的職業従事者、あるいは事務販売従事者であるホワイトカラーを生産労働者と区別して「新中間層」とよんできた。また、この「新中間層」の増大を根拠にして、科学的社会主義の階級論に批判や疑問を提起するものも多い。しかしこれは、労働の組織的過程の変化による労働者階級の内部構成の変化の問題として、理論的に発展させなければならない問題だと思われる。
(角田)



●特集——「構造転換と日本の経済学」

環境保護運動と現代資本主義

植田 和弘

I はじめに——環境の危機——

新しい社会運動としての環境保護運動と現代資本主義や労働運動とのかかわりをどう考えるかという問題は、そのこと自身重要な課題であると同時に、それは環境をどう規定し今日の環境危機の原因をどう考えるかということとおそらく切り離すことができないだろうと思います。

環境の現状は、公害があらゆる先進工業国で大きな社会問題になった1970年代初頭と比較しても、いくつかの新しい特徴を持ちつつより危機的状況を呈しています。一つは、地球的な規模で問題になる環境破壊が非常に多くなっていることです。最近のことと言えば Chernobyl の原子力発電所の事故による放射能汚染ですか、有害化学物質によるライン川の汚染、あるいはインドのボバールで起こったユニオン・カーバイド社の工場爆発事故による有毒ガスの流出ですか、酸性雨あるいは熱帯雨林の破壊等々、直ちに数多くの事例をあげることができます。一国の経済活動の影響が国境を越えて広域的に伝播するないしは環境破壊の原因をつくりだした経済活動の震源地とは異なる空間、地域が被害を受けるケースがふえています。これらはいずれも経済の国際的な相互依存関係が深まつたことに起因しています。つまり、従来の国家主権の概念を前提にしたのでは対処できない「地球共有財産」(global commons)¹⁾の保全・管理の問題が提起されているところに今日的特徴の一つがあります。また、最近のアスペクト問題にみられるように、身近なところに非常に多くの人工的な有害化学物質が存在していて、その処分あるいは管理に困っています。今、アメリカで過去に蓄積した有害廃棄物の浄化が問題になっていますが、そのための基金（通称

スーパーファンド）として連邦レベルだけですでに過去5年間で16億ドル支出し、さらに今後5年間に85億ドル支出する予定ですが、それでも浄化できる処分地の数は必要数のごく一部です²⁾。このようなことは先進工業国ならどこで発生しても不思議ではありません。さらに、景観や文化財の破壊は著しく、いたる所でその保存運動がおこっています。しかも、このような環境問題は先進工業国だけでなく、発展途上国さらには社会主義国において近年きわめて深刻な問題になっていることも特徴の一つであります。³⁾まさに「地球総汚染」といった状況です。それほど環境破壊がある特定の地域の特殊的現象ではなく発現形態は多様でも、あらゆる地域の普遍的現象になったことを示唆しています。環境の危機はこのように深刻なわけですが、それは現代において生産力の水準が飛躍的に高まり、そのことが一面からいえば人間生存の基盤を根本から破壊しかねない段階に到達していることを示しています。そもそも生産とは自然の制御ですが、現代における巨大な生産力を制御するシステムすなわち自然の制御を制御するシステムとは何かが、環境の危機を克服するために、そして人間生存の基盤をより豊にするためにも問われなければならないのです。

環境の危機が人間生存の危機を招いているのではないかという認識は1960年代から先進工業国を中心に急速に広がります。1972年にはローマクラブから『成長の限界』⁵⁾が、英エコロジスト誌から『人類存続の計画書』⁶⁾が出され、さらにストックホルムにおいては人間環境問題会議が開催されています。最近になりまして、1980年7月にアメリカ政府の環境問題諮問委員会と国務省が特別報告『西暦2000年の地球』⁷⁾をまとめ、地球が環境という側面から見れば非常に狭くなっている、逆に言えば世界の経済活動の水準が

急速に高まってきており、現在のトレンドがつづくならば西暦2000年には地球の破局というものも想定されうる状況にあるという警告を行っております。この報告はアメリカ政府がカーター政権時代に国家機能を動員して未来予測に取り組み長期計画の基礎を提供することを企図されたものですが、レーガン政権の出現によって残念ながらまったく無視されてしまいました。これらの報告はいずれも分析の前提や方法の点で必ずしも科学的とはいえない点が含まれており、したがってその处方箱も現実的で説得的な提案ではないという批判も多いのですが、客観的にみれば経済成長一辺倒の風潮の中で環境の将来に対して悲観論的立場から警鐘乱打を鳴らしたという意味は少なくともあるといえるでしょう。もう一方でそういう悲観論的な流れとは逆に、環境の危機に対して非常に楽観的な主張も出ています。1970年代はじめに出た顕著なものとしては、ベッカーマンの『経済成長擁護論』⁸⁾であり、その流れを汲むものとして、最近においては、ハーマン・カーンやジュリアン・サイモンらの主張が世界的に強い影響を与えておりますが、彼らは環境の将来についてきわめて樂観的な予測をしております。すなわち『西暦2000年の地球』⁹⁾とは正反対の結論として、現在のトレンドがつづくならば、西暦2000年の世界は混雑や汚染がより少なく、生態学的にはより安定で資源供給面の問題も現在よりは弱点が少ない世界だというのであります。環境の将来について悲観的な見方と樂観論的な見方との間で、認識の落差が非常に大きいのですが、自然のもつ様々なメカニズムや人間活動の自然に対するインパクトおよびその人間への反作用のメカニズム、総じて人間と自然との間の物質代謝の機構とそれに対する人間活動の作用と反作用、さらにはその予見可能性の全面的な解明は自然科学の発展をまたねばなりません。しかし、環境の将来に対する樂観論が常に環境の危機を憂える報告に対するレスポンスとして提出されていることは大変興味のある事実です。

Ⅱ 環境の危機と環境保護運動 —— “緑の党”を中心には ——

1960年代から1970年代の初めにかけて先進工

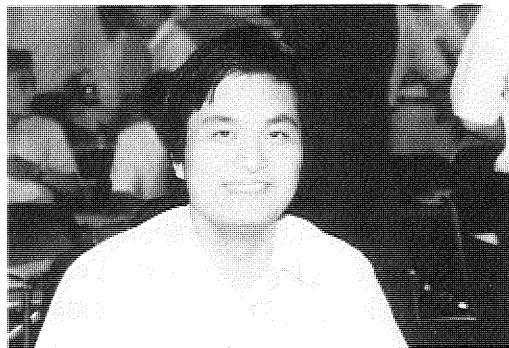
業国を中心に世界的に環境問題が噴出する中で環境の危機に対する行政の対応は常に遅れ、特に日本においては数多くの被害を出しました。1969年にアメリカの国家環境政策法 (National Environmental Policy Act — 略して NEPA と呼ばれる) が成立し1970年にアメリカの環境保護庁ができます。日本の場合は1970年の公害国会で公害対策関連の基本法が成立し、翌1971年に環境庁ができます。発展途上国も含めて1970年代に環境政策や環境行政組織の枠組みが確立していくことになります。

一般に1970年代に環境政策や環境行政組織の枠組が確立していくのは、一方で公害裁判の続出で危機意識を抱いた産業側の要請があり、他方で環境保護運動の非常に強い圧力があったことは確かでしょう。しかし、環境保護運動のルーツや思想、その行動様式についてはきわめて多様であり議論百出であります。したがって、環境保護運動を一般化して論ずることは困難でありますし、危険であります。今日ここでは、社会に対する影響力の大きい環境保護運動の代表的な例としてヨーロッパにおける西ドイツの緑の党を主としてとりあげます。もちろん、環境保護運動あるいはエコロジー運動というものは、先ほども申しましたように非常に多様でありますし、たとえばイギリスでは1975年にエコロジー党ができましたが、これはヨーロッパができるエコロジー党の第一号なのですが、その前身は1973年にできました環境改善をめざす保守的な国民党であって、エコロジー党もかなりイデオロギー的には保守的な団体であったと言われています。

環境保護運動は非常に多様なのですが、同時に共通点もあります。一つは生命とか生態系というものが大切なものであるにもかかわらず非常な危機に瀕しているという点では共通した認識を持っているということが言えるでしょう。もう一つはその生命の再生産の危機とか生態系の危機というものを現代の資本主義、物質的な生産力そのもののありよう、いわゆる生産様式、生活様式、人々の生活意識や価値観のあり方を批判するという点で共通していると思います。現代資本主義の生産力批判と言えるかと思ひます。

そういう共通性は持っているわけですが、では、緑の党というような環境保護運動が、具体的に何を目的にどういう政策と行動様式を持ち、どう影響を与えたかということが問題になります。これに関する研究は必ずしも系統的につきと行なわれているわけではないのです。緑の党は次の四つの課題を掲げて運動していると言われています。環境、左翼運動、フェミニズム運動、それから社会の少数者の人権を守る(サブカルチャーの尊重)運動です。これらの運動に対しては全体として見てみれば、要求をつきつけるだけで明確なビジョンを持たない運動であるという批判が当然出てくるわけあります。しかし、その緑の党がいろいろ運動していく中で具体的な影響としては、社会民主党の政策とりわけ環境に対する政策が、極めて大きく変化してきたということがわかります。具体的には核エネルギーの平和利用路線からの漸進的撤退を決議しています。もちろんそれには Chernobyl の大事故が影響しているわけですが。それから、社会民主党が政権をとっているノルトライン・ヴェストファーレン州、そこは西ドイツで唯一の増殖炉がすでに 65 億マルクを投資して完成直前にまでこぎつけたのですが、その稼働に許可を与えないことを発表しています。また、同州では将来予定されていた 4 地域における原発建設計画が中止されることになりました。¹²⁾

ここで環境保護運動、緑の党がめざしている社会経済システムを仮にグリーン・モデルと呼ぶことにします。もちろん、既に申しましたように、緑の党には明確なビジョンがないともいえるわけですが、何故こう呼ぶかというとバーラット・ブラウンが彼の著書の中で、資本主義経済のモデルということで七つのモデルを掲げているのですが、たとえば市場モデルとかケイシアン・モデルとかマネタリスト・モデルとかいうことなのですが、その中の一つとして、このグリーン・モデルというのも資本主義経済のモデルとして挙げているのです。バーラット・ブラウンの説明によりますとバーロはバーロはこの緑の党的理論的な主柱になった一人なのですが—グリーン・モデルの特徴を三つにまとめています。第 1 に他の資本主義経済のモデル



が、基本的に産業化といふものの肯定的側面を強調するのに対して、グリーン・モデルは逆に産業システムの失敗を指摘しています。その場合資本主義国あるいは社会主義国を問わず産業システムは同じ一つのシステムであり、本来致命的なシステムであると考えるので。極端な場合には産業化を否定するということです。産業化のプロセスで人間のニーズとはかけはなれた大量の物的生産が行なわれ、資源は浪費され環境は破壊される。さらに、産業化の本質は危険な物の生産、核兵器につながるといふのです。第 2 は、産業化の否定ということが逆に現代の資本主義とは異なるオールタナティヴを求める運動だと言っていることです。これは生産様式だけでなく、生活様式も含めてそうなんですが、オールタナティヴ運動ということを強調しています。これは緑の党が良い技術、悪い技術の選別をすることなく可能な限り産業システムの拡張を阻止すると主張するために、必然的につけられた、それでは何のために産業システムを破壊するのかという問いへの答を模索する動きだといえます。第 3 に、既存の労働運動に対して極めて批判的であるということです。グリーン・モデルは産業システムの失敗を指摘とともに労働運動の失敗も同時に指摘するのです。それは、要約すると、一つは産業労働者が資本主義システムの墓掘り人ということではなくてむしろ主要な支持者になってしまっていると言うわけです。経済成長は雇用はつくりだすが、必ずしも人間のニーズに貢献するとは限らないし、雇用といつても軍需産業への雇用などは無益で危険な雇用だと主張するのです。しかも今日のような経済不況の高失業率の下では雇用という名目の下に環境規制の緩和が世界的に進行

中です。もう一つはその事と非常に密接に関係がありますが、労働運動が極めてナショナリスティックであるという指摘です。先進国の労働組合は自らの雇用と生活水準の維持向上のために植民地主義を支持することがあるというのです。これら二つの点から労働運動に批判を加え、労働運動を今担っている労働者層では環境保護の運動は担えないと指摘しています。この批判は現実に社会民主党の支持者の多くが労働組合で組織された人々なのですが、そういう人々に対する批判として位置づけられ、社会民主党の一部が緑の党の運動に流れる傾向になり批判が一定効を奏したといわれています。バーロの主張は現在の労働運動に対する批判としては鋭いものがあり、それゆえ環境保護運動は新しい社会運動と呼ばれています。では何故労働運動と環境保護運動のどちらか一方を選択しなければならないのか、両者を結合することはできないのかという問い合わせが当然でできます。ここで環境保護運動の扱い手は誰かという事を考える必要があると思います。

イギリスの環境保護運動がどういう層によって¹⁶⁾担われているかを調査した研究によりますと、イギリスの場合は環境保護運動の伝統がかなり古くからあって1960年代に多くの環境保護運動のグループができるのですが、それ以前にも、たとえばカンサベーションのソサエティなどがつくられていて地域に密着した活動を伝統的につづけています。それがどういう人々によって構成されているかというアンケート結果によると、専門職者など教育のレベルが高くて所得水準も高い人々が環境保護運動を担っているケースが多いといえます。アメリカにおいても同様のことことが指摘されています。同時に環境問題に対する意識に関する世論調査を別にやっていまして、環境問題に関心があるかないか、ないしは環境保護運動に対してサポートする気があるかないか、という設問なのですが、その調査によりますと、熟練労働者あるいは肉体労働者も専門職者の人々と環境問題や環境保護運動に対する関心や意識では同程度の高い数値がでてくるわけで、その意味では、労働運動を本来担っているであろう人々が、環境保護運動に関心がないわけではないのですが、現実には扱い手に

なっていないという結果になっています。

それは何故かという点も興味のある問題です。

III 環境保護運動の公共性と民主主義

“緑の党”は何故これほどの支持と実績を得たのでしょうか。この説明についてはオッフェが¹⁷⁾興味深い指摘を行っています。オッフェは、環境保護運動の発展を念頭におきながら、現在の事態を二つの相容れない政治行動と決定の合法的原則が争っているというふうにとらえています。二つの合法的原則とは何かというと、一つは多数派が少数派に対して持つ支配権、これを第1の原則としています。これは、議会制民主主義体制の中で、国民多数がある種の政治習慣として承認してきた、選挙をして、多数派が形成されて、多数派の意志すなわち国民多数の名による政治が国民的な政治として合法化するという原則であるわけです。その第1の原則に対して、オッフェは第2の原則を立てるのですが、それは、生活を破壊する近代化に抗して、生活と生活様式を守ろうとする維持権であります。ですから、第2の原則というのは、多数派による第1の原則に基づく、代表権とか支配権が絶対性を失いそれに代わって「生命の維持」が至上命令になるというわけです。ですから、そこでは多数派原理は一般的には否定されないけれども、生命とか生活がおびやかされる場合（たとえば環境の極端な悪化）には無条件でそれを守ろうとする妥協のない闘いであるし、それが合法化され、生存や生活の維持が多数派原理に優先されると述べています。第2の合法的原則を代表するのが環境保護運動、エコロジー運動であると理解しています。

もともと環境保護運動、緑の党の中では極めて根強く直接民主主義的な発想が見られるのですが、議会制民主主義に対する失望が直接民主主義へ傾斜をしていくことになるわけです。その意味で間接民主主義、いわゆる議会制民主主義と直接民主主義の結合のあり方というものが問題になってくると思います。たとえば環境アセスメントはある意味では直接民主主義の一つの手段であり議会の代替物ではありませんが間接民主主義の補完物として位置づけられると思

います。

資源問題とか環境問題の深刻化と民主主義の関係についてコーンは、自然破壊が深刻であればあるほどそれらの資源にかかわりを持つ社会的権威に対してより厳しい社会的責任が課せられるべきだと言っています。さらに、環境の危機が重大であればあるほど、この問題に対処するための社会全体の協調的努力が必要であればあるほど、そのような努力の必要性を社会全体が納得するための民主的な手続きの必要性が高まるとして、自然の制約条件への適応が問題であればあるほどより広範な人々の創造的参加の必要が増すと主張しています。すなわち民主主義こそ人類の環境を守るために戦略の中核である、¹⁸⁾とコーンは述べています。

同じように、先程グリーン・モデルを資本主義経済のモデルの一つとしてとりあげたバーラット・ブラウンはカップの著書 *The social of Business Enterprise* の1978年に出版されたリプリント版の序文を書いているのですが、その中でも述べておりますが、実は、何故グリーン・モデルが労働運動と対立的にどちらかを選択しなければならないのか、むしろ両者を結合することはできないのかという問題を提起しています。彼は、マルクス主義者もフェミニストもエコロジストも主張していることの最も基本的なことの一つは意思決定 (decision-making) を最もベーシックなところまでおろす方法をみつけなければならないという点であり、その点ではいずれも共通しているといいます。すなわち人々がそこで住み、生活をし、希望を持ち心配をし、いろいろ考えたりフラストレーションがたまったりする、そういう人々が自らの将来や地域や環境の将来に関して自ら意思決定を行なうシステムを考えるべきだと述べています。そう述べた後、彼は、社会変革を行なうという問題は、極めて全体的な問題で、かつ複雑で相互関係のある問題であるから、最初に爆弾の問題に対処して、次に生態系の問題に対して、その後に搾取の問題に対処して、その次に自主管理の問題に対処するというような順序のある問題ではないと主張します。社会変革は全体性という事が重要なので、関連するあらゆる要素を関係づける方法、彼に言わせれば代替的な政治経済

モデルの中に、すべての要素を関連づける方向を見つけなければいけないと結論づけています。

IV 環境の危機と経済学

そのように結論づけていきますと、環境の危機とは環境を保全し管理していくシステムの危機だということになります。私自身は今日の環境の危機というものは人間生存の基盤を根本から崩壊させる危険性をもつ非常に重大な時期を迎えてると思うのですが、ではこのような環境の危機を経済学はどうに受け止めたのでしょうか。日本でも著名なウイリアム・カップは1950年に『私的企業と社会的費用』を書き、環境破壊を社会的費用という概念で把握しようとした。この本は、単に五カ国語に訳されたというだけでなく、実はいろんな人を環境問題研究に引き入れる契機になったという大きな影響力を持った本です。たとえばクネーゼは新古典派的な方法を使う人なのですが、カップのこの本に非常に影響を受けて、環境経済の研究をするようになったと述べています。²¹⁾

カップはその著書の中で「過去150年間の政治史は社会的生産費の一部の第三者又は社会への転嫁に対する大衆の反逆の歴史であると考えることによってのみ十分に理解することができる」と述べています。ところがこれまでの経済学はその環境問題、社会的費用といった問題を unfortunate side effect つまり非常に不幸な例外的な副次的な事象としてしか受け止めていないと批判をしています。これは補償原理に基づく部分的限界的修正によって環境問題は解決可能であるとする厚生経済学に対する痛烈な批判です。またクネーゼは一先程も申しましたように新古典派的な方法に基づいて環境問題を一貫して研究していますがやはりカップと同じように、経済学が環境問題を部分的な例外的な事象としてしかとらえないことの問題点を鋭く指摘しています。²³⁾

経済学の中で、私が注目している環境に対する一つの概念の中で、common property resources というものがあります。日本語訳では共有的資源と呼ばれています。クネーゼは論文のなかで「誰もが満足するように環境や環境の質

を定義するなどということは、できそうもない。しかし、多くの社会学者（およびおそらくは他の分野の人たちも）が環境という言葉を使うときには、経済学者のいう“共有的資源”に似たものを考えていると言ってよさそうだ。共有的資源をいう考え方（法律の分野でもこれに似た表現があるが、それとは違う）は、自然界の価値ある属性で、個々的な私有化が不可能か、または不完全にしか私有化できず、したがって市場における交換過程の中にうまく入りこめないものを指す。この種資源の中で顕著な例を挙げるとすれば、地球をおおう大気圏、われわれの水域、複雑な生態学的体系、そして空間的外延のある側面などであろう。」と述べています。

共有的資源は、要するにその利用の個別化がそもそも不可能であるか非常に困難であり、かつ圧倒的多数の人々の利害にからむ資源だということです。具体的に言えば、水とか大気とかになるのでしょうかが、そういうものを素材的にだけ見た場合利用の個別化は不可能かということです。それは少し疑問が出るかと思います。素材的には、最近アメリカで汚染権の売買という方式が導入されつつありますが、環境を個別化することが可能になるような方法はでてくる可能性はあるかも知れません。素材的にみて利用の個別化が不可能な性質を持っているということではなくて、そもそも環境というものは、水とか大気とか、廃棄物なども含めてすべて、実は地域、経済全般の中で総合的に考え共同的に保全されなければならないという意味で、利用の個別化は不可能なのではないかと考えられます。

ところが、人間と自然の間の物質代謝の関係というものを見ますと、環境という共同の空間からそこに実際に居住している人、生活している人が、何故疎外されるのかが問題になります。幾多の要因があろうかと思いますが、たとえば、労働時間と生活時間の問題、特に職住近接関係の破壊と長時間労働の問題これは非常に大きな問題です。また、地域における人間関係が破壊されているという問題ないしは、もともと地域をどのように変えていくかという地域計画に関する情報からそこの居住者とか生活者がそもそも疎外されている、というような事が非常に大きな問題でもあるでしょう。たとえば、人間と

自然の間の物質代謝の関係を社会的に担う空間をどう想定するかといった場合に、クネーゼ²⁵⁾などは、河川の事例研究をしていますし、それからため池などもそうですね。しかし、ため池や河川をどう利用するかという決定ないし、それを、将来どのように変えていくかという真の生活情報からはそもそも生活者や居住者が疎外されているのが現状です。

他にもいくつか要因があろうかと思いますが、本来、人間と自然の間の物質的代謝の関係を担う共同的資産、共同的空間というものから、居住者、生活者がそもそも疎外されているということが環境の危機の原因であろうかと思います。

そういう危機がおこっているということに対して、ではどのようにそれに対処していくかという手がかりをどこに求めればよいのでしょうか。カップの社会的費用論を考えてみたいと思²⁶⁾います。社会的費用論の定義については論争もありますが、カップは「生産過程の結果、第三者または社会が受け、それに対しては私的企业家に責任を負わせるのが困難なあらゆる有害な結果や損失」と社会的費用を定義しています。形容矛盾のようですが社会的費用を支払われない費用ということもできます。カップの社会的費用論は、社会的費用の問題を私企業制という歴史的に特殊な体制の問題としてとらえたところに特徴があったわけです。ですから、カップの環境問題に対する处方箋はいわゆる社会的費用の内部化論といわれる市場メカニズムへの信頼に基礎を置いた議論とは異なり、きわめて政治経済学的であります。すなわち、環境を改善することを社会的便益と把握したうえで、「社会的便益は分割不可能であるから、それを作り出したものの手を離れ、自動的に万人のものとなる。社会的便益を組織的に生産してゆくためには、社会的目標や公共目的の策定にたずさわる専門的な公共機関による社会活動が必要になる。つまり、社会的便益は私企業では作られないから、それをつくりだすためにはどうしても共同の決定が前提となるのである。」と述べています。それは環境権とかアメニティ権を基本的人権として確立したうえで公共機関による民主的な公共的意思決定と、臨界ゾーン（人間と自然の自己回復力の限度）や最小安全基準（Safe

Minimum Standard) 等の自然科学的知識を基礎にした環境の社会的制御を提唱しているのです。²⁹⁾

V おわりに —ヘゲモニー装置としての環境政策—

以上のように考えていきますと一カップは150年間の政治史を社会的費用の認識における民衆の発展の歴史と考えたということで、オッフェのいう環境保護運動の中にある、第二の合法的原則といいますか、公共性という言葉を使ってもいいのですが、環境保護運動の中にある公共性がある種のヘゲモニーとして使われて、それが公共政策、公共機関の中で環境政策として概括されていくと考えられます。

そのように考えますと、環境アセスメントもあるいはもっと一般的に環境政策自身が運動の中にある公共性がヘゲモニーをとるのか、それともそうでないのか。すなわち、公共機関とか環境政策というものが、社会構成員の同意を、先程のカップの言葉を使えば、民主主義的な、公共的意思決定と自然科学的知識というものを獲得するうちに、自然科学的知識の担い手として獲得しうるか、という点において、争いの場として位置づけることができるのではないかと思います。こういう考え方をもって環境保護運動（環境保護運動の中にある公共的な性格、公共性の中に）が公共部門の中にはいっていくと考えることができます。その意味で社会の階級的な編成とはまた別に公共性をめぐるある種のイデオロギーの争いというものがあるのではないかでしょうか。そして、この両者の関係をどう考えるかということが環境保護運動を現代の資本主義義の中にどう位置づけるかということと密接な関係があるのでないでしょうか。

参考文献

- 1) World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, Oxford University Press, 1987 (大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店, 1987年)。
- 2) 植田和弘「アメリカの有害廃棄物政策—RCRAとSuperfund—」『公害研究』第16巻第1号, 1986年, 49-59ページ。
- 3) 植田和弘「中国における開発と環境—環境政策を中心に—」宮崎義一他『中国の経済発展政策の課題—財政、対外開放、環境政策を中心に—』KIER 8403, 1984年, 87-105ページ。
- 4) たとえば雑誌『世界』の特集「地球汚染—蝕まれゆく人間」(1985年3月号) 参照。
- 5) Meadows, D.H. et. al., *The Limits to Growth*, Earth Island, 1972 (大来佐武郎監訳『成長の限界』ダイヤモンド社, 1972年)。
- 6) この訳書名は出版されている訳書名とは異なる。Blueprint for Survival, The Ecologist, January 1972 (上村達雄・海保真夫訳『人類にあすはあるか』時事通信社, 1972年)。
- 7) The Global 2000 Report to the President — Entering the Twenty-First Century, 1980 (逸見謙三・立花一雄監訳『西暦2000年の地球』家の光協会)。
 1. 人口・資源・食糧編, 1980年
 2. 環境編, 1981年。
- 8) Beckerman, W., *In Defence of Economic Growth*, Jonathan Cape, 1974.
- 9) Kahn, H. and Simon, J., *Resourceful Earth*, Basil Blackwell, 1984.
- 10) *Ibid.*, pp. 1-2.
- 11) とりあえず寺西俊一「“環境危機”とエコロジー問題の経済理論」基礎経済科学研究所編『経済学の新展開』青木書店, 1987年, 参照。
- 12) 仲井斌『緑の党—その実験と展望』岩波書店, 1986年, 27ページ。
- 13) Barratt Brown, M., *Models in Political Economy: a Guide to the Arguments*, Lynne Rienner Publishers, 1985.
- 14) *Ibid.*, pp. 105-115.
- 15) 新しい社会運動については、とりあえず雑誌『思想』1985年11月号所収の諸論文を参照。
- 16) Lowe, P. and Goyder, J., *Environmental Groups in Politics*, George Allen & Unwin, 1983.
- 17) オッフェは環境保護運動等の新しい社会運動は、後期資本主義システムの組織的な盲目性と危険な効果を指摘し、草の根政治の補完的な形態を主張し、全社会システムの学習能力を増大させようとする一つの試みだと評価しています。Offe, C., *Contradictions of Welfare State*, MIT Press, 1984 (一部、星野智訳『福祉国家と社会主義の将来』『思想』1986年5月号, 118-120ページ)。
- 18) Coates, K., "Socialism and the Environment", in Coates, K. ed. Socialism and the Environment, The Spokesman, 1972 (華山謙訳『生活の質—環境問題と社会主義』岩波書店, 1981年, 195-217ページ)。

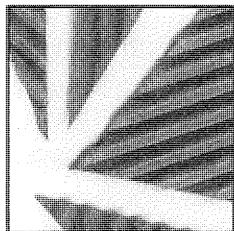
- 19) Barratt Brown, M., "Editor's Preface to the New English Edition", in Kapp, K.W., the Social Costs of Business Enterprise, The revised and extended edition, The Spokesman, 1978, pp. vii-xxiii.
- 20) Kapp, K.W., The Social Costs of Private Enterprise, Harvard University Press, 1950 (篠原泰三訳『私の企業と社会的費用』岩波書店, 1959年)。
- 21) Kneese, A.V., "Benefit-Cost Analysis and the Atom", in Steppacher, R., Zogg-Walz, B. and Hatzfeldt, H. (eds.) Economics in Institutional Perspective: Memorial Essays in Honor of K. William Kapp, Lexington Books, 1977, pp. 93 - 100.
- 22) 前掲訳書 20) 18ページ。
- 23) Kneese, A.V., Ayres, R.V. and d'Arge, R.C., Economics and the Environment-A Materials Balance Approach-The Johns Hopkins University Press, 1970 (宮永昌男訳『環境容量の経済理論』所書店, 1974年)。
- 24) Kneese, A.V., "Directions of Needed Research and International Cooperation in the Future", in Tsuru, S. (ed.), Proceedings of International Symposium on Environmental Disruption, Asahi Evening News, Tokyo, 1970, p. 294 (訳は都留重人氏による。都留重人『公害の政治経済学』岩波書店, 1972年, 32ページ参照)。
- 25) Kneese, A.V. and Bower, B., Management Water Quality: Economics, Technology, Institutions, The Johns Hopkins University Press, 1968.
- 26) Michalski, W., Grundlegung eins operationalen Konzepts der "Social Costs", J. C.B. Mohr, 1965 (尾上久雄・飯尾要訳『社会的費用論』日本評論社, 1969年)。
- 27) 前掲訳書 20) 16ページ。
- 28) Kapp, K.W., "Social Costs and Social Benefits-A Contribution to Normative Economics", in Beckerath, E.V. and Giersch (eds.), Probleme der normativen Ökonomik und der wirtschaftspolitischen Beratung, Verein für Sozialpolitik, Berlin: Duncker & Humblot, 1963, pp. 183 - 210 (柴田徳衛・鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店, 94ページ)。
- 29) カップの理論に関するこのような理解については, 池上惇『人間発達史観』青木書店, 1986年, 196ページ, 参照。
- (付記) 本稿は基礎経済科学研究所第10回研究大会における報告を加筆補正したものである。

(うえた かずひろ 所員 京都大学)

特集キーワード

エコロジスト 環境保全主義のこと。人間は自然との物質代謝のなかで生きているが、資本主義の経済発展は、この物質代謝をしばしば破壊してきた。その結果、時として人間は「自然」による強烈なしつけ返しを受けてきた。それは、わが国の例でいえば、1960年代後半の工業化の急進展による大気汚染問題の発生、農業の「近代化」と称して大量に使用された化学肥料・農薬による食品公害問題の発生は、その典型といえる。また、現在、進んでいる地球上で

の農地の砂漠化の進行などもそうである。エコロジストたちの主張は多様であるが、一般的には、このような現代社会の経済(エコノミー)優先にあり方に反対し、自然の生態系(エコロジー)の保護による環境保全を主張している。しかし、わが国的一部のエコロジストのなかには、自然保護を強張するあまり、人間による自然の物質代謝を否定したり、社会の工業化の発展、さらには社会の進歩そのものを否定したりする誤った議論もみられる。 (江尻)



●特集——「構造転換と日本の経済学」

今日的生活様式論の特質

高原 朝美

I はじめに

本稿は、勤労諸階層の今日の生活様式の特質を明らかにすることを試み、その作業を通じて、生活様式を把握するための方法についての課題を明らかにすることを目的としている。そのさい、生活様式が経済・社会構造によって規定される側面については、労働・生活過程を貫く社会化の傾向を軸に、また主体的志向性の発揮という側面については諸個人がいだく欲求に着目しながら、国民諸階層の生活様式を分析していくこととしたい。

II 「消費社会」論の活性化

生活過程をめぐる最近の議論の特徴は、すぐれて「ライフ・スタイル」論として展開されていることにあると思われる。すなわち、諸個人が主体的に生活を営み、自由な個性の表現として生活に彩りを与えるつあるという側面が重視されている。「生活を生きる」とでも言いうような側面が注目されているのである。そこでは、諸個人の生活過程は、労働条件や所得水準、あるいは職場や地域におけるさまざまの集団の人間関係等々を通じて経済構造・社会構造から一方的に規定されるだけではない、という点が強調される。こうした見地は、たとえば消費構造研究会『消費構造変化の実態と今後の展望——「大衆消費」から「消費ルネサンス」へ——』¹⁾、山崎正和『柔らかい個人主義の誕生——消費社会の美学——』²⁾、武藤博道/日本経済研究センター編『成熟型消費社会——1990年こう変わる日本人の生活』³⁾に代表的に示される。

こうした見解の背景として、それらに象徴されるような社会的現実が、全面的であるか部分

的であるかは別として、形成されてきていることを否定できないであろう。まず第1に、長期的に見た場合、高度経済成長以降の実質賃金水準の上昇、量的な意味での物的消費水準の向上である。さまざまな矛盾現象が含まれているとはいえ、「量」の限りでは、一定の「ゆたかな社会」が達成されたという社会的現実は否めない。そのことを基礎として第2に、「個性」を売りものにする企業側の「多品種少量生産」にも対応して、消費者の側にも個性的な文化スタイルを追求したいという欲求が強まっていることである。また余暇生活の拡大と多様化の動向も顕著である。

以上の現実が提起していることは、今日の生活様式を考察するさい、生活様式が経済・社会構造から規定される側面だけではなく、諸個人が個性の表現として、主体的な志向性を発揮しながら生活条件や人間関係、生活価値をゆたかにつくりあげていく側面を視野に入れて、両側面の相互関係を分析していく必要があるという問題である。

III 分析の視角と方法

本稿における生活様式の概念内容について、あらかじめ限定しておきたい。従来、生活過程の研究においては、「生活構造」という概念も用いられてきたが、それは、どちらかと言えば生活に対する経済・社会構造からの規定性を強調する概念として用いられてきた。これに対して生活様式概念は、一つには、「生活の社会化」とされる消費手段の変容を動態的に把握する概念として用いられている。二つには、社会学においては「ウェイ・オブ・ライフ」として生活態度や思考様式を意味し、「ライフ・スタイル」として用いられる場合には、生活文化や「生き方」

という意味を強調する。本稿が生活様式の概念を用いるのは、これらの点を含意したいからである。

生活は広範な内容をもつとはいえるが、まずは労働力再生産過程として存在しているのであるから、生活様式論は、基底となる消費生活過程をまずは分析の対象とし、生活主体と生活手段の組み合わせの様式、その変容を問題にすることになる。こうした消費過程における消費行為にも、諸個人の社会関係、意識、価値が体現されていることは言うまでもない。本稿は基底である消費生活過程を対象とし、その限りでの諸個人の社会関係、意識、価値の問題を考察していきたい。

生活様式の分析において、諸個人が主体的に生活を創造していく側面をも視野に入れるという課題は、具体的には次の点を明らかにすることであろう。生活における主体的志向性の展開には、いかなる領域、次元が存在しているのか。そして今日、生活において個性化が進展しているとされているのは、どのような領域・次元であるのか。さらに消費の「個性化」を「進歩」として楽観的に受けとめるのか、あるいはそれに一定の限定を付して、生活のいっそうの非主体化をみるのか。これらの諸点を解明していくことが、外的規定性と主体的創造性との相互連関において生活様式を把握していくことになると思われる。

IV 国民諸階層の生活状態

上記の課題を追求していくためには、今日の消費生活過程の客観的条件および主体的志向性が、社会的生産力のいかなる構造変化に規定されて生じたのか、そのなかで諸個人はどのような欲求をいたしているのかを、あらかじめ整理しておく必要がある。そこで、まず最近の「消費社会」論の前提となっている国民諸階層の生活状態について、労働・生活の社会化を軸に、生活様式が社会的に規定される側面に留意しながら整理したい。

(1) 状態分析論としての「貧困化」理論の限界性

従来、生活過程における国民諸階層の状態を

分析することは、「資本主義的生産関係に規定された矛盾の発現」=いわゆる「貧困化」をもっぱら基本視角としてなされてきたと言えよう。しかし国民諸階層の状態は、資本主義的生産関係からの作用(→「貧困化」)にのみ規定されているわけではない。生産力の発展こそが人類史を貫く基本的原動力である。国民諸階層の生活状態を分析するにあたっても、社会的生産力の発展がもつ積極的作用すなわち人間諸力の発達作用をも、正当に評価しなければならない。今日の「消費の個性化・多様化」論、「成熟社会」論の展開も、ここに必然性があるのである。この見地に立てば、生活過程における諸個人の状態を規定するものは、一つには社会的生産力の発展を通じた人間諸力の発達作用であり、二つには生産関係側面からの人間諸力の歪曲・破壊作用である。現実の生活状態は、この二つの作用の複合的結果として考察されるべきであろう。

(2) 労働・生活の社会化、意識・文化の社会化

国民諸階層の生活様式に対する社会的規定性の発現傾向を、ここでは、基本的には労働の社会化⁴⁾、それに規定された生活の社会化⁵⁾、いずれも総括的には資本主義的社会化の進展という視角から分析していく。さらには、意識・文化状況についても資本主義的社会化という視角から考察していくこととする。

資本主義的協業および社会的分業の発展として進展する労働の社会化は、一方で労働の部分化・細分化をすすめ労働を無内容化しつつ、他方では管理労働の重要性を増大させ技術者やテクノクラートを増大させてきた。またこの過程は、農民、自営層を労働者階級へと階級的に移動させてきた過程でもある。この過程を通じた社会的生産力の発展によって、生活資料の豊富化と低廉化がもたらされることは言うまでもない。

労働の社会化の発展段階として、特に、ベルト・コンベア生産方式に象徴されるフォード主義的労働過程編制とその後の自動化による大量生産方式に留意すべきであろう。なぜなら基幹労働力までが賃金労働者となり労働者階級が増大したこと、基幹労働力の熟練の解体、「大衆消費」的な商品消費様式といった一連の変化は、

フォード主義的な労働過程の確立をまって初めて構造的・現実的な基盤を与えられたからである。⁶⁾

消費過程に生じた変化は、生活の社会化からみるなら労働力再生産の様式における社会的性格の増大である。それは、①賃金収入への依存、生活手段の商品化とサービス化、それらの豊富化と多様化、②家族および地域社会における村落共同体的な相互扶助機能の衰退、国家による共同消費手段の整備あるいは社会保障制度の進展、③諸個人間の社会的交流・接触の増大などである。

以上に整理した変化は、資本主義的社会化の進展として要約できるであろう。それは、第1には商品化（労働力、生産物と生活手段・サービス、文化、余暇の商品化、社会関係における人格的結合から市場的結合への変化。「普遍的市場」⁷⁾の成立）の進展であり、第2には国家化（資本・労働力の社会的なレベルでの再生産を保障し「社会統合」を行なうために、国家が経済過程や労働力再生産過程に介入する傾向）⁸⁾の進展である。

社会関係、意識・文化に生じた変化は、諸個人の社会関係や価値意識に対する資本の直接的・間接的管理と組織化が進展したという意味で、資本主義的社会化として整理できる。その特質は、今日においては、資本による管理と組織化が「自我」を確立した諸個人によって「主体的」に受け入れられ内面化されているということ、そのため資本の管理が社会のなかに浸透していく過程は、表面上は個人の「自発的」あるいは「同調的」態度を通じておこなわれているということである。その具体的な姿は、消費における「差異化」意識や「私生活」のなかで消費文化に埋没する個人などに見出すことができる。

(3) 国民諸階層の生活状態の特質

以上に整理した国民諸階層の生活状態の特徴を、労働過程、労働力再生産過程（生活過程）、さらにこの両過程にまたがる社会関係、意識・価値次元でそれぞれ整理するなら、①【労働の無内容化】——②【私的財貨・サービスにおける大衆消費の豊富化】——③【享受型「私」民意識】の連関および再生産の構造として要約でき

るようと思われる。

この含意について若干の説明を行なおう。労働過程における人間諸力の発達は、労働における主体性の伸長、労働技能の発達を内容とするであろう。この観点からすれば、①の【労働の無内容化】はその逆方向である。労働力再生産過程では、生活手段の量的豊富化・多様化、自由時間の拡大、余暇における主体的営為の発揮などが人間諸力の発達の内容になるであろう。この見地からすると、最近頭著になっている消費手段の豊富化と「多様化」、余暇時間の拡大は、それ自体、欲求と享受の能力の成長、自由な自己表現を可能にする条件の成熟とみてよい。しかし、それが同時に次の③の問題性をも生み出す一つの基盤ともなっている点で、相矛盾する二面性をもっている。②の【大衆消費の豊富化】によって含意したかったのは、このことである。③の【享受型「私」民意識】について言えば、近代的自我の確立を促したという限りでは、人びとの社会関係が商品関係のなかに分解したことは人間発達の確かに一段階であった。だが人類社会である限り、常に何らかの「生活の共同性（協働関係）」を創り出すという点からみれば、「私生活」のなかに埋没する諸個人はその歪曲であろう。資本による欲望の操作に対して「享受」的な諸個人は、人間諸力の発展にとって逆方向への展開であるように思われる。

しかも注意すべきは、【享受型「私」民意識】という価値観を内面化した個人であるがゆえに、諸個人は、私生活の快適を生活原理として消費を享樂し、それによって、労働過程のなかでは熟練が解体されて無内容化した部分労働を甘受することができる、という点である。それが結果として生産性を飛躍的に上昇させ、生活資料の豊富化・低廉化・多様化をもたらすというよう、上記①②③は連鎖的な再生産の構造を形成しているのである。

しかし②にあげた発達基盤の形成は、それを生活主体の側から生かすことができるなら、この再生産構造を変革することも可能なのではないだろうか。そしてその可能性の解明は、人間の営為の起動力となるべき欲求の所在と内容の分析に求めなければならない。

V 主体的志向性の四つの理論パターン

次に、生活様式を主体的に創造していく側面について考察していきたい。ここでは、今日までに展開されてきた生活様式論のうち、諸個人の主体的志向性に着目していると思われる理論をとりあげ、各々の理論が展開する主体的志向性の次元について特徴点を整理する。それらは、注目する主体的志向性の次元ないし展開方向によって、次の四つのパターンに類別できるであろう。以下に掲げるものは、必ずしも直接に「生活様式」論の展開を目的とするものばかりではないが、生活の変化とそこでの主体性の発揮に注目される点で、生活様式論として考察することは可能であると考える。

(1) 「個性的消費者」志向に着目する理論

前掲した山崎『柔らかい個人主義の誕生』、消費経済研究会『消費構造変化の実態と今後の展望』、武藤・他編『成熟型消費社会』などをあげることができる。山崎氏の見解が「消費社会」の美学論として展開され、他のものはマーケティング論として展開されているという違いはあるが、いずれも、「ゆたかな社会」に到達した「消費社会」では、諸個人は自己の精神的・文化的価値にあわせて個性的消費や余暇・社交生活を楽しみ、生活を豊かなものにつくりあげているとの認識では共通している。これらは、80年代に入って提起されている。

これらの見解に共通する特徴は次の2点である。第1に、これらの見解が強調する個性の表現なり自己実現の追求は、事実上、私生活の範囲内にあって共同消費とは区別された私的消費のレベルで、もっぱら商品および私的服务の選択として現れる限りで個性が強調されているにすぎない。たとえば『消費構造変化の実態と今後の展望』が、「消費者自身が自己的商品・サービス選択において、これまでよりも一層自己の欲するものを、自己の内部にある意識、価値観や感性、そして心理に照らして決定することが以前より、より重要になってきている」と言うとき、その具体例とされているのは、「外食」「バック」「衣料」「音声多重」のテレビ等々の商品で

¹⁰⁾ある。第2に、これらの見解には、「個性」を売りものとする資本のマーケティング戦略が「個性的」に見える生活スタイルをつくりだしている、という認識が希薄である。

(2) 「コミュニティ形成」志向に着目する理論

この理論パターンには、松原治郎氏、園田恭一氏など、都市および地域社会学において提起された「コミュニティ」論をあげることができ¹²⁾。それは、村落共同体の解体に伴う「部落会」の衰退に代わって、「人びとの欲求や必要性の充足」ということや、直面している課題の解決¹³⁾のために、地域社会のなかに共同的人間関係と連帯性の回復を展望する理論である。この見解は、60年代末から70年代にかけて提起された。

(3) 「自主的協同化」志向に着目する理論

吉野正治氏、橋本和孝氏などをあげることができ¹⁴⁾。これらの理論は、生活協同組合を典型とする消費者・生活者の自主的共同事業グループを新しい生活様式形成の担い手として期待し、それを通じて質を重視した生活の創造を展望する。この理論の特徴は、自主的事業と運動とを両輪として展開することであり、さらには地域の他の市民運動との連帶をも展望することである。この見解は、労働組合運動や階級的連帯にもとづく運動が停滞状況を示すなかで、市民的な連帯にもとづく運動および事業として、最近、その活性化が注目されている。

(4) 「要求運動」志向に着目する理論

¹⁵⁾成瀬龍夫氏、E. プレトセイユなどが挙げられる。賃金、労働諸条件の改善のための要求運動、社会保障や地域における共同消費手段あるいは「集合的消費手段」とサービスの改善を志向する。とくに共同消費手段等をめぐる生活困難は、労働者だけでなく地域の勤労諸階層との利害の共通性をもつことから、労働運動と勤労諸階層の社会運動、地域住民運動との連帶が展望される。この見地に立つ理論は、労働者階級の主体的志向性が階級的意識・自覚にもとづく社会変革という次元に収斂していくことを強調するものである。

上掲の論者のうち、諸個人の欲求や願望、要

求を理論の基軸にすえて、今日の生活様式を分析し新しい生活様式の創造を展望するのは、プレトセイユである。彼は、国家独占資本主義の矛盾と危機の発展にかかわらせて、欲求の発達とそこでの不充足の問題を考察し、そこから社会運動、階級闘争の発展の必然性を具体的に分析しようとする。その意図にもかかわらず、「個人的欲求」からその欲求の個人的意識が形成され、個人的欲求が社会的欲求へと転化し階級闘争として発現していく過程についての彼の説明は、もっぱら欲求の不充足の論理とでも言いうる論理にとどまっており、必ずしも説得的な論理展開とはなりえているように思われる。

V おわりに

個人が主体的に生活をつくりあげていく側面をも含めて、今日の生活様式を把握するためには、いずれにしても個人の欲求ないし意識レベルの現実を、生活様式が社会的に規定される側面とかかわらせつつ分析することが重要である。最後に、こうした方向での今後の研究にあたって留意すべき点をあげて、本稿のしめくくりとしたい。

(1) 主体的志向性の諸次元

今までの研究は、率直に言えば（たとえばマルクス主義的理論潮流の場合）、資本主義社会における個人の主体性の展開が最終的には社会運動・階級運動のレベルへと向かわざるをえないという具合に、主体的志向性のある方向に一気に収斂させて理解する傾向があったように思われる。

(2) 多面的欲求主体としての市民

しかし、Vで検討した主体的志向性をめぐる四つの理論パターンが示していることは、個人の主体性の発達にもさまざまな次元が存在することである。個人が主体性を発達させていく次元には、私生活を中心に、現状の範囲で生活資料・サービスの選好と享受を通じて個性を發揮することを楽しむという形で、主体的な生活態度をつくりあげていく次元が存在するであろう。いわば、まずは私生活ないしマイ・ホー

ムの限りで、その快適と個性の確保を生活価値とする「消費者主体性」とでも言いうものである。この「消費者主体性」のうえに、私生活だけでなく地域の共同的な生活環境にまで視野を広げて、生活向上をはかろうとする「生活者主体性」という次元もあるだろう。¹⁶⁾あるいは自主的サークルや自主的協同による事業活動（親子文庫サークルから生活協同組合まで広い範囲で考えられる）の次元も存在する。地域住民運動、市民運動、労働運動などの社会運動による集団化の次元もある。

今日では諸個人の生活様式は、労働・生活・意識・文化の資本主義的社会化の傾向を通じて多様な社会的規定性を受けており、一人の個人は多様な欲求をいだかざるをえない。したがってそれの充足方法も、主体的生活に向けて、以上に類別したような多様な志向にもとづく行為として表出せざるをえないのであり、ある特定の一つの志向性に収束していくと考えるのは、困難であるように思われる。生活様式論の構成にあたっては、今日の諸個人を、まずは、「多面的欲求主体としての市民」として把握することを出発点にすべきであろう。

- 1) 消費構造研究会『消費構造変化の実態と今後の展望——「大衆消費」から「消費ルネサンス」へ——』大蔵省印刷局、1984年。
- 2) 山崎正和『柔らかい個人主義の誕生——消費社会の美学——』中央公論社、1984年。
- 3) 武藤博道/日本経済研究センター編『成熟型消費社会——1990年こう変わる日本人の生活——』日本経済新聞社、1984年。
- 4) 富沢賢治『唯物史観と労働運動』ミネルヴァ書房、1974年。
- 5) 江口英一/相沢与一『現代の生活と「社会化」』労働旬報社、1986年。
- 6) M. Aglietta, *A Theory of Capitalist Regulation: The US Experience*, NLB, 1979.
- 7) H. ブレイヴァマン, 富沢賢治訳『労働と独占資本』岩波書店, 1978年。
- 8) J. Hirsch, "The Fordist Security State and New Social Movements" in *Kapitalist-state*, 10/11, 1983.
- 9) 最近の消費社会論の動向については、角田修一「消費社会論の動向と課題」『経済科学通信』第52号, 1987年3月参照。
- 10) 消費構造研究会, 前掲書, 72~74ページ。な

- お山崎正和氏の「消費」概念は、生産をも含む「充実した時間の消耗」を目的とする概念である。しかし氏が個性的個人の形成を見いだす事例としてあげるのは、事実上、「多品種少量生産」と直接的な個人サービスの増大である。したがって個性化が私的消費の限りでのそれに過ぎない点は、山崎氏にも当てはまるであろう。
- 11) 山崎正和氏の理論に対する批判については、石井伸男『脱産業化社会』の夢と現実——山崎正和氏の現代社会像——東京唯物論研究会編『戦後思想の再検討——政治と社会——』白石書店、1986年参照。
 - 12) 園田恭一『現代コミュニティ論』東京大学出版会、1978年。松原治郎『コミュニティの社会学』東京大学出版会、1978年。
 - 13) 園田、前掲書、279ページ。
 - 14) 吉野正治『生活様式の理論』光生館、1980年。

同『あたらしいゆたかさ——現代生活様式の転換——』連合出版、1984年。橋本和孝「生活様式の計画化と生活協同組合の意義」『生活協同組合研究』第135号、1987年3月。

- 15) 成瀬龍夫「戦後日本資本主義と国民生活様式」講座・今日の日本資本主義』第9巻「日本資本主義と国民生活」大月書店、1982年。E. Preteceille, "Equipements collectifs et consommation sociale, in *International Journal of Urban and Regional Research*, Vol. 1, No. 1, March, 1977.
- 16) 守屋孝彦 / 古城利明編『地域社会と政治文化——市民自治をめぐる自治体と住民——』有信堂、1984年。

(たかはら あさみ 所員 立命館大学大学院)

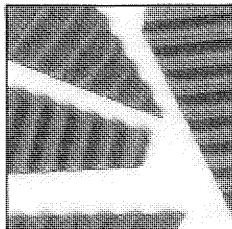
特集キーワード

生活様式 ライフ・スタイルとかウェイ・オブ・ライフとかいわれているもの、あるいはそれを科学的概念として把握する場合の用語。もっとも広い意味では、人間の生命過程のありようを示すものとして労働生活もふくめて理解されることもあるが、「生産者と生産手段との結合のしかた」という意味の生産様式に対応させて、「生活者と生活手段との結合のしかた」としてつかわれるのが普通。その場合、単に生活手段の購入と消費のしかたというだけでなく、主体となる個人や家族のありかた、地域生活、生活時間、環境、などをふくむ総体としての人間生活のありかたを指して用いられる。また生産様式との関わりでは、生活様式は生産とくに労働様式によって規定されるという側面をわざれてはならない。生活様式はある特定の構造をもつことから生活構造という用語もあるが、生活様式という用語では生活を人間の所産としてとらえ、実践的に変化していくものとして把握する。

(角田)

生活の社会化 一般的にいえば、個々人の生活の相互関連が増大していくこと。生活の社会化という用語の使用には、2つの経路がある。1つは、国民生活が、個人あるいは個別家族の消費生活の範囲にとどまらず、医療、交通、保健衛生、教育、福祉、住宅など、各種の社会的共同的生活手段とサービス労働によって支えられ、それらなしに個別生活も成り立たないという状況が進行していることからでてくるものである。もう1つは、労働者の生活が単に直接的な賃金で成り立つだけでなく、企業の福利厚生や社会保障、年金、社会福祉サービスなど、いわゆる間接賃金に依存する度合いが高まることからでてくるものである。この2つは重なりあう関係にあり、国家財政あるいは社会保障から接近してくる経路と、企業や産業における労働関係から接近してくる経路とが交わってきたということである。したがって、生活の社会化の意味するところは様々であり、注意が必要である。

(角田)



●特集——構造転換と日本の経済学

個人所得税の導入と社会主義の3つの型

田中 宏

1985年10月から87年3月までハンガリー世界経済研究所で主にコメコンに関する在外研究をおこなう機会に恵まれた。その折、所外の友人の紹介ではあるが、同研究所長であり、かつ国会の予算委員会の議長である経済学者、ボグナール・ヨゼフの「1945年、1965年、1985年」と題するニーブ・フロント（人民戦線）の文化講演会を聴きにいったことがある。ハンガリー語であったため、十分には理解することができなかつたけれど、興味深かったのは講演後の質疑応答に関してであった。若者がかなり多かったフロアから多数の質問が投げられ、そのなかで拍手と笑いをもって迎えられたのは二つの質問である。そのひとつは、経済学者は改革、改革といつもいっているけれど、いつまで経済改革は続くのか、どこまで改革はいこうとしているのか、というものである。そして経済改革は必要だが、政治改革なしの経済改革は意味をもたないのではないか、という主旨のものが第2の質問であった。ボグナールの応答は省略するとして、前者は経済改革の最終的目標に関するものであり、後者は政治改革と経済改革との関連性に関するものであり、これらにハンガリーメンも特別の関心をもっていることがわかる。この二つの質問は現在ペレストロイカが進行中のソ連、開放と改革をすすめている中国や改革をめざすその他の社会主義国にとっても避けて通ることのできない問いかけになるだろう。

ところで、発達した社会の分析の結果が後進的な社会の分析の基準になるべきだとする単線的発達史観とは別に、ある社会主義国の経済改革の長年の蓄積は、これから改革に取り組もうとする国の発展方向を考察する上で、ひとつの重要な材料を与えてくれることは確かである。この意味で、ハンガリーの経済改革の20年を反省することから、以下の順序で、上述の二つの

質問へ接近する議論をおこしていこう。

- I ハンガリーの経済管理制度改革の20年
- II ハンガリーとソ連の経済管理制度の底流を流れる共通性
- III 社会的剩余の支配・処分をめぐる現存社会主義の第1のタイプ、「ゴータ綱領批判」型社会主義
- IV 現存社会主義の第2のタイプ、自主管理型社会主義
- V 社会的剩余の支配・処分をめぐる社会主義の第3のタイプ、納税者主権型社会主義を求めて

I ハンガリーの経済管理制度 改革の20年

1968年ハンガリーは包括的な経済改革に着手した。¹⁾ それは、企業等のあらゆる経済、生産諸活動にたいして細部にいたるまで義務的な数量計画指標を中央が決定して、それを下達する、経済管理制度の物量指令経済モデル、いわゆる集権化モデルを放棄して、中央計画によって予測に基づき長期の国民経済構造の発展方向を決定し、企業に経済的自主性をあたえ、価格、税率、為替レート、利子率、賃金・所得などの経済レギュレーター等によって企業を間接的に中央計画の経済発展の方向に誘導していく誘導市場モデル、いわゆる分権化モデルへ移行することを課題としていた。今までの経験は、この移行が経済発展に即応するものであること、このモデルが作動可能であることを証明した。しかしながら、70年代から80年代の前半の内外経済の諸困難は経済改革の進展に否定的な影響を及ぼし、とりわけ市場の変動に対応する企業のコスト感応性を期待された水準まで引き上げ、育成することには成功することができなかった。その主たる要因は企業の予算制約のソフト化を改

善することができなかつた点に求められよう。²⁾

J. コールナイによれば、高い主観的確率で外部の援助を獲得できると意思決定者が期待できる場合には企業の予算制約はソフト化して、従つて、このソフトな予算制約症候群の下では費用を最小限にしようとする強い動機が企業には存在しない。ここに、企業は産出よりむしろ投入指向型の経営に流れ、各企業の投入指向性の普遍化は全体として不足の常態化を引き起こす、という現存社会主義の重要な特徴を読み取ることができる。³⁾ ところで、このソフト化は国家の「温情主義」によって補完されており、このソフト化と「温情主義」とは国家と企業との経済的結合の表と裏の関係を表わしている。さて、これら表裏の現象は、一方では、国家が福祉や成長など国家的経済利益に責任をもつ「保護者」になるべきだという社会の要求が増大しつつあり、かつそれがしばしば過度になるという傾向、他方では、官僚制度の自己強化傾向、とりわけ多くの基本的配分・選択過程が市場の手に委ねられておらず、官僚機構や政治勢力によって大きく影響されたりとりこまれたりする傾向、これらの傾向の相互に密接に関連しあっていることの産物であることにも注意しなければならない。⁴⁾

1980年から始まった第2次の経済改革は、効率原理の追求と市場メカニズムの純化、合理的な産業管理制度の追求、工場民主主義の強化、金融制度の改革、税制の改革（消費税と個人所得税の導入）を狙ったものである。総じていえば、企業の予算制約のハード化を追求するものといえる。そこで問題は、改革のこれらの方策

が、企業の予算制約のソフト化・シンドロームを真に克服する要素になりうるかどうか、である。この点で、第2次経済改革は第1次改革とは質的に新しいものを提供しているのであろうか。⁵⁾

II ハンガリーとソ連の経済管理制度の底流を流れる共通性

上記の問題は、次のように置き換えることができる。つまり、経済改革はソフト化、「温情主義」を支える物質的経済的基盤を壊崩すような機構を整備することができるのであろうか。この点で気がつくことは、これらの現象は1回かぎりのものではなく、年々再生産されていることである。では、その再生産の基盤がどのように作り出されているのか、以下に見ていく。

第1表は、ソ連の国民所得と国家予算の歳出入との関連を時系列的に表示したものである。ここでは次のような特徴を読み取ることができる。国民所得、つまり毎年新しく生み出される価値の半分以上が国家予算の統轄のもとに入り、この比率の増加傾向は1970年代に強まり、1980年代には65%の高水準に達している。にもかかわらず、近年の経済成長は停滞しており、それは明らかに中央の経済管理制度の機能不全を示すものとして注目される。さて、国民所得の半分以上を集中する国家予算の歳入はその70%から80%を社会化企業から吸い上げている点にも特徴がある。この比率の低下傾向は、ここでは表示しなかったが、国民からの租税や社会保険費の増加によるものである。ところで、国家予算の歳出は半分以上が基本建設投資、企業の流

第1表 ソ連の国民所得と国家予算の歳出入との関連の特徴

(単位：10億ルーピル)

| | 1940 | 1960 | 1970 | 1980 | 1983 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 国民所得 | 32.4 | 145.0 | 289.9 | 462.2 | 548.1 |
| 国家予算歳入 内訳 | 18.0 55.6% | 77.1 53.2% | 156.7 54.1% | 302.7 65.5% | 357.9 65.3% |
| 取引税 | 10.6 (58.7%) | 31.3 (40.7%) | 49.4 (31.5%) | 94.1 (31.1%) | 102.9 (28.8%) |
| 利潤控除 | 2.2 (12.1%) | 18.6 (24.2%) | 54.2 (34.6%) | 89.8 (29.7%) | 106.6 (29.8%) |
| 国家予算歳出 内訳 | 17.4 | 73.1 | 154.6 | 294.6 | 354.3 |
| 国民経済費 | 5.8 (33.5%) | 34.1 (46.7%) | 74.6 (48.2%) | 161.0 (54.7%) | 201.8 (57.0%) |

出所：ソ連国民経済統計年鑑（ロシア語）1983年版。

動フォンドにたいする支出、整備費、国家補助などの国民経済費用に使用されている。しかもその比率も増加傾向にあり、1983年には60%に迫らんとしている。

つぎに経済改革の最もすすんでいたハンガリーの国民所得と国家予算の歳出入との関係を見てみよう。ところで、この問題については既に平泉氏の貴重な研究成果があるので、以下の4点⁵⁾に要約することができる。

- 1) 国家財政の国民所得に占める割合は1969年の61.2%から1975年の78.7%へとむしろ経済改革以後大幅に増加している。
- 2) 資金の国家調達メカニズムは、企業からの源泉が80%から90%ぐらいをしめているが、取引税中心（1956年の57%から1968年の7%へ）から直接税中心（1956年の31%から1968年の76%へ）に転換が見られる。同時に、社会的剩余生産物をはるかに上回る資金が国家に吸い上げられており、その一部が企業の利潤形成の前段階で国庫から企業に資金還元される。
- 3) 本来的には国家資金であるが、直接に企業の自己資金として機能する還元資金を控除しても、なお国家に集中される資金は、第2表に見られるように、社会的純生産物の約40%弱、社会的剩余生産物の約80%を占めている。
- 4) 国家財政支出のうち経済建設に向けられる部分の割合は、1969年の50.4%から1975年の53.3%へと微増したにすぎず、経済改革によっても何ら本質的な影響を受けなかったと言える。

以上の分析は1975年までに限定されているの

で、1980年代のその動向を簡単に概観してみよう。第3表によれば、低下しつつあるとは言え、国家予算が国民所得の70%以上を集中し、その歳入の60%が企業を源泉とするものであり、直接税中心（表では社会化企業からの控除）は不变であるが、取引税の比率が少し伸びている。また、歳出においても、半分近くが投資、補助金、消費者価格補助などの経済費用として支出されている。なお、1985年のこの経済関連費用が比率を大幅に落としているのは、ハンガリー経済の危機的局面への対応として、国民生活を安定させる項目への支出の相対的な比率が政策的に増加したことの帰結である。

ソ連とハンガリーの国民所得と国家予算との関連の、これまでの検討は次のことを明らかにしている。社会主義国家は、一方では、社会化企業から課税や納入金で直接、間接に社会的剩余に相当する国民所得の半分前後を吸い上げて、他方では、この吸い上げに基づいて形成される国家予算の歳出によって経済的、非経済的企業の活動をファイナンスしている。前者は、国家が「温情主義」を持続するための経済的基盤をなしており、後者は、企業の予算制約がソフトな状態であり続けるための経済的基盤である。企業から社会的剩余を吸い上げることなしには、国家は企業に「温情主義」的態度をとることができず、国家予算の再分配なしには、企業は予算制約をソフト化することができないことは明らかである。企業はその生産活動の果実を国家に吸収されることの代償として、ソフトな予算制約に甘んじることができ、国家は企業にソフトな予算制約を許容する代償として、企業から

第2表 社会的純生産物と社会的剩余生産物の帰属

(単位: %)

| | 社会的純生産物 | | | | 社会的剩余生産物の国庫集中度 $b \div (a + b)$ |
|-------|---------|----------|------------|------------|------------------------------------|
| | 全 体 | 賃 金・個人所得 | 企 業 保 留(a) | 国 庫 収 納(b) | |
| 1968年 | 100 | 57.4 | 8.7 | 33.9 | 79.6 |
| 69 | 100 | 54.7 | 10.1 | 35.2 | 77.7 |
| 70 | 100 | 54.5 | 9.1 | 36.4 | 80.0 |
| 71 | 100 | 53.7 | 8.2 | 38.1 | 82.3 |
| 72 | 100 | 52.6 | 8.1 | 39.3 | 82.9 |
| 73 | 100 | 51.6 | 9.3 | 39.1 | 80.8 |
| 74 | 100 | 52.9 | 10.1 | 37.0 | 78.6 |
| 75 | 100 | 53.0 | 9.8 | 37.2 | 79.1 |

出所：平泉公雄「社会主義工業化と資本蓄積構造」65ページ。

第3表 80年代のハンガリーの国民所得と国家予算の関連

| | 1980 | 1985 |
|---------|---------------|---------------|
| 国民所得 | 582.9 | 842.3 |
| 国家予算歳入 | 447.5 76.8% | 593.5 70.5% |
| 内 訳 | | |
| 社会化企業から | | |
| 控 除 | 242.2 (54.1%) | 286.7 (48.3%) |
| 取 引 税 | 58.7 (13.1%) | 92.2 (15.5%) |
| 国家予算歳出 | 452.0 77.5% | 609.3 72.3% |
| 内 訳 | | |
| 投資費用 | 69.9 (15.5%) | 61.8 (10.1%) |
| 補 助 金 | 77.6 (17.2%) | 50.2 (8.2%) |
| 消費者価格補填 | 53.9 (11.9%) | 50.2 (8.2%) |

出所：ハンガリー小統計集（ハンガリー語）1980年、1985年。

の社会的剩余の吸い上げが認められるという表裏一体の構造がそこに定着している。つまり、実物経済における社会的剩余の支配処分の流れを基軸にして「温情主義」と「企業予算制約のソフト化」は相互補完の一体性を形づくっているのである。したがって、Iの最後の問題提起は、経済改革がこの一体性を突き崩す可能性を準備しているかどうか、という問題に転換することができる。⁸⁾

ところで、このような特徴は、ソ連とハンガリーだけのものでなく、その他の社会主义国にも共通してみられるものである。第4表は純物的生産に占める政府最終支出の比率を示したものである。ブルガリアそしてチェコスロバキア、ポーランドにおいても政府の最終支出が純物的生産の半分以上を集中していることがわかる。なかでも、ハンガリーの比率が1965年と1970年の間に54%から70%台に上昇し、他の社会主义国と比べて突出し続けていることは、分権化を推し進める筈の経済改革との関係で興味深い。

また、1980年ハンガリーのGDPにたいする政府最終支出の比率が62.7%であるのにたいして、イギリスの1980年のそれが22%，日本の1980年値が10%，ユーゴスラビアの1977年値が17.7%であることから、他の社会主义国と比較してユーゴスラビアの低水準が特に注目される。このことは、ユーゴスラビア社会主义を検討する場合には他の社会主义国とは別の理論次元の確定が必要となることを示唆している。

第4表 純物的生産に占める政府最終支出の比率

| | 1960 | 1970 | 1980 |
|----------|--------|------|------|
| ブルガリア | 66.7 | 49.6 | 64.5 |
| チェコスロバキア | 63.4 | 53.7 | 63.1 |
| ハンガリー | * 54.0 | 71.7 | 72.9 |
| ポーランド | 53.2 | 50.6 | 64.5 |
| ソ 連 | 49.94 | 52.5 | 64.3 |

*1965年の値。

出所：Statistical Yearbook, 1965. 1971. 1981.

III 社会的剩余の支配・処分をめぐる現存 社会主义の第1のタイプ、「ゴータ綱領 批判」型社会主义

IIでは、社会的剩余の支配・処分をめぐって、経済管理制度の物量指令モデルと市場誘導モデルをそれぞれ代表するソ連とハンガリーには統計的観点から共通性が存在することが確認された。では、この共通性をうみだすものの理論的根拠とはなにであろうか、それが次に問われなければならない。

ところで、以下に社会主义経済のタイプを考察し、それを類型化する上で、分析の俎上には社会主义国家、企業あるいは労働者集団、個人という3者の経済的主体しか登場しない。更に多くの主体の登場は相互の経済的諸関連を複雑なものにして、現存社会主义の抱える課題の解決をさぐる道程をかえって混乱させるものにしてしまうだろう。だから、必要最低限度の分析装置でとりあえず出発することにしよう。

一般的に言って、国家予算は国民所得の一部

が対価なしに収用されること、また、企業や市民に対価なしにそれが提供されるという関係を体化している。もちろん、この移転の背後には公権力が存在している。政治的・社会的・経済的・社会主義社会とが分裂している資本主義社会とは異なって、社会主義社会はそれが揚棄された社会であるため、社会主義的所有は所有と権力が直接に統合された国家的所有形態をとらざるをえない。従って、社会主義経済体制では、国家からの相対的自立性を有する企業で生産された生産物のある部分が分配の前段階で国庫に集中され、その後、市民や企業にそれが分配されるという論理がそこから生まれてくる。

この論理に関連して、マルクスは「ゴータ綱領批判」¹⁵⁾のなかで以下のように述べている。

この社会的総生産物からは、次のものが控除されなければならない。

第1に、消耗された生産手段を置き換えるための補填部分。

第2に、生産を拡張するための追加部分。

第3に、事故や天災による障害に備える予備積立または保険積立。

総生産物の残りの部分は、消費手段としての使用に当たられる。だが、個々人に分配される前に、このなかからまた、次のものが控除される。

第1に、直接に生産に属さない一般管理費。

第2に、学校や衛生設備等のようないろいろな欲求を共同でみたすためにあてる部分。

第3に、労働不能者等のための元本。

……ここではじめてこの「分配」、すなわち協同組合の個々の生産者のあいだに分配される消費手段の部分に達する。

ここには、控除する経済的主体、客体、あるいはその控除機構についての記述はない。だが、国家機関から相対的に自立した企業の存在を論理展開のなかに導入すれば、少なくとも個々の生産者からではなく、企業から全社会の利害を代表するはずの国家のレベルにそれらの生産物の一部が一端は集中され、そこから企業や市民に移転されると考えたほうが論理的に筋が通っている。¹⁶⁾ エンゲルスにおいても、レーニンにおいても、また、労働に応じた分配の原則に疑義¹⁷⁾を唱える今日の社会主義経済研究者においても¹⁸⁾

この点は疑問の余地のない前提として考えられている。そこで、このような原理にもとづいて機能している社会主義を「ゴータ綱領批判」型社会主義と名付けておこう。現代の社会主義経済制度を念頭において、国家—企業—生産者個人という3者の関係を単純化して図示すれば第1図のようになるだろう。

それは以下の特徴をもっている。

- 1) 国家は国家財政を確保すべく、国民所得の一部=社会的剩余を企業から租税や上納金の形で吸い上げている。
- 2) 企業は財やサービスの提供によってだけでなく、国家からの財政的援助、信用、国家投資によっても活動の維持、拡大を図っている。
- 3) 残りの社会的生産物に相当する部分は企業留保部分と賃金・報酬部分とに区分され、与えられた賃金表にしたがって生産者個人に分配される。

ところで、W. ブルスは経済管理モデルを構築する際に、社会主義制度におけるすべての経済決定を3グループ——1) 基本的なマクロ経済決定、2) 所与の所得のもとの個人の消費構造にかかわる決定、3) 企業の経常的決定——に分割したが、第3の決定グループがどの段階、つまり企業が中央のどちらに属するか、によって分権化モデルと集権化モデルとを区別した。¹⁹⁾しかし、ここではW. ブルスの「経済管理モデル」論の理論的問題点は触れないことにしよう。そこで、確認すべきことは、生産の社会化と消費生活の社会化、およびそこにおける社会的欲望と個人的欲望の相互に絡み合いながらの拡大、発展に究極的に規定されることはいえ、生産者として個々人に分配される生産物の支配・処分権は消費者にあり、個々人の選択のもとに置かれているから、社会主義制度のタイプの相違を判断する基準にはなりえない、点である。では、その基準とはなにか。それは、個々人に分配されるもの以外の社会的総生産物、とりわけ社会的剩余の支配・処分権に關係した経済決定の具体的帰属の諸連関にある、と考えられる。

「ゴータ綱領批判」型社会主義は、国家財政のインプット・アウトプットの両局面の決定に個々人が直接的に参加していないか、直接・間接的

参加が十分に制度化されていない、点に特徴がある。このことは、このタイプの社会主義では社会的剩余の支配処分権が国家を体現化する中央と企業との相互関係の中で意思決定される、ことを意味している。従って以下では、この相互関係を社会的剩余の支配処分をめぐる国家一企業ライン（略して、国家一企業ライン）と名付けておこう。

ところで、この国家一企業ラインを前提にすれば、以下のことが容易に導きだされる。もし、なんらかの理由により企業が社会的要求の実現や消費者の需要を満たすべき計画目標の達成に成功しないならば、もちろん中央はこの点を批判するだろう。だがこのことは、国家が企業にたいしておこなう融資や補助を中止することを意味するだろうか。企業に厳格な財政制限・予算制限を課すことは、既存のシステムのもとでは、状況を改善することにならず、質的にも、量的にも貧しい財やサービスの供給を一層悪化させることになろう。社会主義的倫理の擁護や財やサービスの社会的供給の責任から、国家一企業ラインにおけるバーゲニングにおいては企業側の勝利¹¹⁾と中央の敗北に究極的にはなることが常である。ここに、社会主義経済が投入指向型の経済となり、不足の経済の側面を持たざるをえない特徴がある。

さて、このような国家一企業ラインの理論的把握は、従来の「分権化」「集権化」モデル論などのような関係にあるのだろうか。それは次のように考えられる。国家一企業ラインは両者を媒介する主要な連結環の特徴の相違によって現存する社会主義経済管理制度の二つの型に対応している。ひとつは、国家財政のインプット・アウトプットがいわば価値的タームで、あるいは間接的経済的手段によっておこなわれるもので、「分権化」モデルがこれに相当する。他のひとつは、国家財政のインプット・アウトプットがいわば物理的タームで、あるいは行政的指令的手段によっておこなわれるもので、「集権化」モデルがこれに相当する。¹²⁾だが、ここでの、主要連結環の相違による型の摘出は、単なる経済決定権の帰属によるモデル区分とは異なり、たとえば、ポーランドの政治経済的危機を産み落とした経済管理制度のダイナミズムを解明する

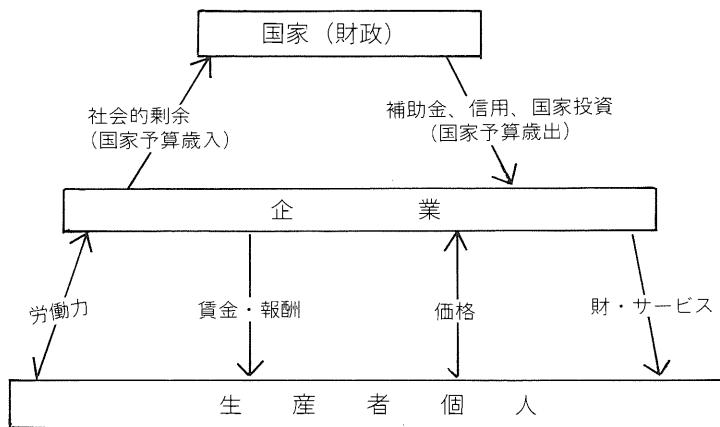
手掛かりを与えてくれるだろう。そしてハンガリーの経験によれば、「ゴータ綱領批判」型社会主義において注意すべき最大の点は、「集権化」モデルにしても、「分権化」モデルにしても、それらの経済管理制度の背後には伝統的な社会主義国家のヒエラルキーが存在して、官僚的調整が「分権化」モデル・システムのなかで再生産している、ことである。¹³⁾「分権化」「集権化」モデル論では、伝統的な国家ヒエラルキーと官僚的調整に改革の手をつける理論的射程をもちえないものである。

IV 現存社会主義の第2のタイプ 自主管理型社会主義

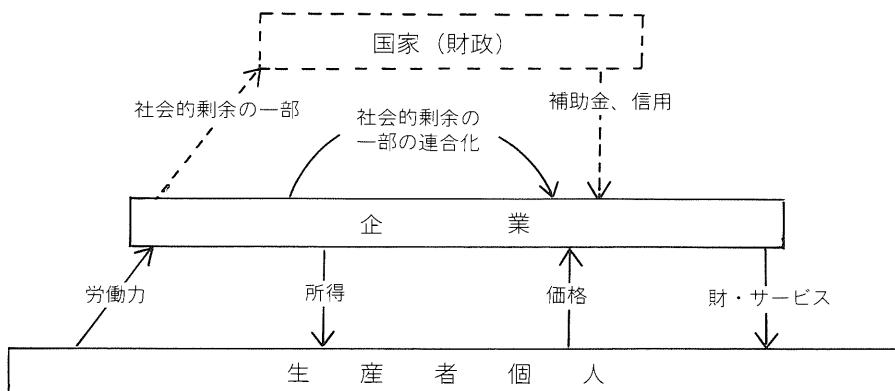
先のⅡでは、ユーゴスラビアを分析する際に、その他の社会主義とは別の理論次元を確定することの必要性が論じられた。では、別の次元とは何であろうか。ユーゴスラビア社会主義は、「実現所得から国家のあるいは政治的強制にもとづいて、まず蓄積部分と一般的社会的必要充足部分を分離し、残りの所得部分が個人所得として労働者に帰属すべきだ」とする、社会主義的再生産の国有的関係を否定している。なぜなら、この分離は一方ではテクノクラート=官僚的独占、国権主義的傾向を引き起こす源泉であり、他方では社会的資本の運命に対する個々の労働者の無関心の原因となるからである。¹⁴⁾ここには、ソ連をはじめとする社会主義の批判の中心を社会的剩余の支配処分における国家一企業ラインにおいていることは確かである。だから、そのほかの社会主义国を批判的に観る場合の視角をユーゴスラビアとわれわれは共有しているといえる。

さて、そこから導きだされる、新たな理論的地平線とは何であろうか。それは国家一企業ラインの排除、つまり社会的資本=生産手段の使用権・処分権が基本的には「連合労働組織」=自主管理企業に帰属すること、企業の内外の生産手段を管理するという労働者の権利を、国家を媒介にすることなく、各「連合労働組織」の所得の支出とからませて、下から連合・統合化していくこと、に求められる。企業とそこに働く生産者の積極的役割の連合化によって社会的剩余の支配処分における国家の役割を排除する

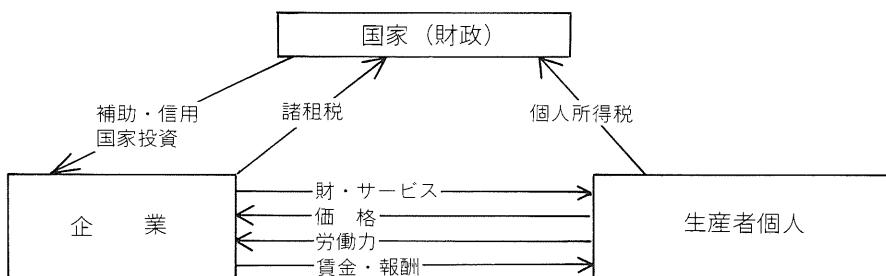
第1図 「ゴータ綱領批判」型社会主義



第2図 自主管理型社会主義



第3図 納税者主権型社会主義



方向性は、ここでの表現に即して言えば、社会的剩余の支配処分における企業一生産者個人ラインの復活ということができるだろう。そこで、この自主管理型社会主義における国家一企業一個人の3者の関係を図示すれば第2図のようになるだろう。

この第2図で注意すべきは、ユーゴスラビアの現存する社会主義を念頭に置くと、社会の現実は常にその社会の理念的コンセプトをこえてすんでいるという事態である。対外的には、現代資本主義の主導のもとに再編しつつ、発展している世界経済とそこでの急速な科学技術の発展、対内的には、地域間不平等をもふくめた革命前の社会の基本的特徴の継承に規定されながら、社会全体の再生産は共同的労働=所有の主体の細分化・分立化という構造を通じて進行している。だから、理念的意図とは別に、自主管理企業は高次の調整役なしに各利害の調整と全社会的利害の実現に成功することができてい²⁰⁾ない。²¹⁾国防等の必要性とは異なって、経済という座標軸上でも全社会的利害の調整者、実現者は必要であり、それを支えるために社会的剩余の一部が企業から吸い上げられなくてはならない。それが第2図で国家が点線で囲まれ、矢印が点線になっている理由である。

この図から明らかなように、「ゴータ綱領批判」型社会主義と同様に、自主管理型社会主義もまた、全社会的観点に立った社会的剩余の支配処分への生産者個人の直接的参入、つまり、理念的には消滅するはずの国家を支える財政のインプット・アウトプットへの個人の参加および連合される「社会的剩余」を全社会的観点から支配処分する過程への直接的参加を制度化するに至っていない。拡大再生産=蓄積資金や公共的消費、すなわち教育、科学、文化、医療、年金、国家行政などの共同消費手段と一般生産手段に充当される資金の配分の出発点は基本的には自主管理単位である労働者集団であり、個人ではなく、社会主義社会の成員個人が、企業や「連合労働組織」を離れて、国家予算の実現に直接かかわることを経済的に保証するような社会的剩余の実物の循環フローを構築していないのである。この意味から、ユーゴスラビア社会主義は正確な批判を出発点にしながら、その

他の社会主義のもつ最大の問題点である国権主義や官僚的諸関係を克服するという課題に現実の社会主義世界で労働し、生活している個人の人間性の全体性とその発展を起点として接近して行くことを現実的に展望するに至っていない。その点からいえば、自主管理型社会主義は、「ゴータ綱領批判」型社会主義とは同一座標軸上で、異次元の対称像を世界史のなかに生み落としたといつてもよいだろう。²²⁾

V 「社会的剩余」の支配処分をめぐる 社会主義の第3のタイプ、納税者主権型社会主義を求めて

Ⅳの検討から社会主義の既存の2タイプは今日の社会主義がかかえる課題に真に応えるにはなお距離があることが明らかになり、そこからつぎのような問題が出てくるだろう。つまり、「社会的剩余」の支配処分をめぐり、「ゴータ綱領批判」型社会主義とも、自主管理型社会主義とも異なる第3のタイプは存在しうるのか。すなわち、一方では、企業に自立性を与えつつ、全社会的観点にたってこれを上から統御し、他方では、「社会的剩余」の国家的集中を図りながら、それがテクノクラート=官僚的独占へ転化するのを防止する、略して言えば、二重の二律背反を同時に保障・制度化するような経済管理制度を構築することに成功するかどうか、である。更にいえば、この二律背反の一方の極に解消することなく、その矛盾とそこからでてくる潜在的利害の表面化を許す経済的システムが理論的にも設計でき、実践的にも構築することができるのかどうか、ということになる。

さて、ここではこの課題へは正面からではなく、いわば側面から接近することにしよう。

人間は社会の産物であり、社会の多面的な構造の各局面に対応して、多面的性格を持っている。人間のこの多面的な性格が社会経済制度のなかで、社会の歴史的発展の程度に応じて、展開され、実現されることなしには、人間は人間たる存在には成りえない。周知のように、現存社会主義研究においては、市場メカニズムの導入や分権化との関連でその構成員を2側面〈生産者と消費者〉から把握しようとする認識が増えている。²³⁾一般的に言って、人間の多面的性格、

側面は、それらが相互に矛盾しあおうと、その多面性のそれぞれの要素を体现する諸利害が顕在化するような社会主義経済システムが設計される必要がある。概して言えば、分権化は人間の生産者としての側面に關係しており、市場メカニズムの導入は消費者としての側面を反映している。革命前の資本主義の後進性のために労働者にとって企業内で生産者としての管理能力の形成が未成熟であったか、革命後の過度に中央集権的な経済管理制度でその形成、発展が妨げられている現存社会主義のもとでは、前者は、生産者としての管理能力の形成への道を切り開くだろう。そして、後者は、生産の社会化と科学技術の急速な発展のもとで管理能力を形成、発展させるのに適合した、消費生活を保証するものとなるだろう。だから、これらの成就是社会主義史にとって画期的な意義をもつことになるだろう。しかしながら、この2側面理解は、現存社会主義が抱える課題からすれば、まだ単純化されたものに留まっているといわなければならない。

社会主義における個人は、一方では、企業での生産過程を離れても、共同所有者として社会全体の生産手段に關係しており、他方では、全社会的利害を代表するはずの国家財政を物質的、経済的に支える社会的剩余の納入者として立ち現われる。この共同所有者・納入者の側面は「ゴータ綱領批判」型社会主義でも、自主管理型社会主義でも、国家一企業一個人の垂直的構造の中に埋め込まれており、独自の発現経路を持っているわけではない。つまり、間接的な納入者の姿で潜在化している。その上、この垂直構造の中では、個人の特殊な利害を企業レベルでまとめ、その部分的利害を下から自主管理的に積みあげても、それによって全社会の利害の実現を自動的に保証することにはならないし、中央の独自の判断による全社会的利害の実現の努力は個々人の特殊な利害の実現に保証を与えるものとはならない。この点は既存の社会主义制度の歴史から学び取らなければならない最大の理論的教訓である。そこで、全社会の一般的利害と個々人の特殊な利害が直接に結びつく経済的経路が経済管理制度のなかに内蔵されることが必要となる。共同所有者・納入者にかかるわ

る一般的利害はもちろん生産者や消費者の部分的利害によって代替することも、それらと混同することもできないからである。このことは次のことを意味している。一つ社会の全体の国民所得、とりわけ社会的剩余の支配処分や配分を究極的に消費者の選択が決定づける、いわば消費者主権型とも、また、同じく社会的剩余の支配処分や配分を究極的に生産者の選択が決定づける、いわば生産者主権型とも異なって、納税者の選択がそれを究極的に規定する、いわば納税者主権型の経済管理システムが社会主義経済を作動させる中軸にすわらなければならない。²⁴⁾

個人所得税の導入の成功は上に述べた、埋没している潜在的な利害を顕在化して、さきの2つのモデルでは企業（労働集団）を媒介にして国家に關係していた個人の位置を換え、社会的剩余の支配処分をめぐる国家と個人の直接的経済的関係を打ち立てるであろう。それは、「ゴータ綱領批判」型社会主義とも、自主管理型社会主義とも異なる、国家と個人との経済的関係となるはずである（個人一国家ラインの新生）。個人一国家ラインの新生に基づいて再編される国家一企業一個人の関係を略図化すれば、第3図²⁵⁾のようになる。

ここでは、この新しい税制の導入に関連する詳細を議論することはできない。以下の特徴を図から読み取ることに留めておこう。

個人所得税の納税者は、生産者、消費者としての部分的利害から解放されて、

- a) 国家予算の費用と便益の点検、
- b) 企業への補助と規制の費用効果の点検、
- c) 生産者としての自立性をさまたげ、消費者としての利益を損なう膨張した独占的経済・行政機構を全社会的觀点から再編成すること、
- d) 社会の社会経済的発展と科学技術進歩を妨げる諸制度と諸政策の除去、
- e) 新しい社会主義的倫理の形成と公共性の序列化、

そのための経済的手掛かりの重要な要素を獲得することになるだろう。このことは、一方では官僚的調整を排除する、企業の自主的な活動の範囲を明瞭にし、他方では、直接的、間接的管理手段を体系的、首尾一貫して適用して、全社会

的選好に沿って、企業を統御する中央の立場と正統性を強化することにもなる。国民と社会の需要する財やサービスを質的にも、量的にも満たすことのできない経済的、非経済的企業を改造、廃止すること、国の社会経済的発展に合致しない社会的分業を再編することは、社会的富の浪費を防ぐものとして、より強く社会的に受入られるようになるだろう。もっとも、ここでは、考察の制限の上から、企業における共同性や自主性の回復、地域におけるそれらの回復と再生、および両者の動態的相互関係、さらには国家と、いわば裸で関係している個々人を保護する制度、納税者意識と政治改革との関連、²⁷⁾ 負の個人所得税の導入、地方自治など多くの論点は触れることができていない。

さて、このタイプの社会主义に基づいて、経済改革の課題を改めて考え直せば、それは2重にあることが明瞭であろう。つまり、

- i) 相対的な経済的自立性をもつようになる企業と市場を全社会的選好に沿って、間接的に規制する包括的な経済管理システムを創出すること、
- ii) このシステムを統轄する国家を規制する経済的手段の体系を設計、整備すること、である。

従来の社会主义経済管理論は、i)のみを追求し、ii)を政治的民主化の課題とするか、あるいは、i)の課題の追求はii)の課題の解決を自動的に保障する、と考えるか、または、i)とii)との課題認識の未分化状態のものであった。²⁸⁾ 管見するかぎり、ハンガリーの経済改革はi)の領域において豊富で、先進的な理論的、実践的蓄積をもたらしているけれども、ii)の領域ではようやくその緒に就いたばかりで、将来の課題として残されている。この点では中国、ソ連、そしてポーランドなども同様の状態である。また、ユーゴスラビアにおいても逆の意味でii)の領域の体系の設計、整備は今日緊要な課題となっているといえる。経済学者の間ではあまり注目されていないけれども、個人所得税の導入は国家規制の経済的手段の体系の最重要環を準備するものとして、政治的民主主義の発展の経済的伏流として画期的な意義をもつことになるだろう。

- 1) この論文は1987年2月末に、ハンガリー共和国ピーチ市で開催された、「コスト理論と社会主義の一層の発展の展望」と題する国際会議に参加した際報告したものを、主に日本語文献を入れて大幅に加筆、修正したものである。
- 2) 斎藤稔「ハンガリー経済改革の現段階」『東欧経済改革の現段階』アジア経済研究所、所収。
- 3) Ivan Belyacz: Modernization, cost and Economic Efficiency, discussion paper, p. 4.
- 4) この点についてはコルナイ・ヤーノシュ著、盛田常夫訳『「不足」の政治経済学』『経済改革の可能性』を参照。
- 5) 同『経済改革の可能性』152ページ。
- 6) 門脇延行「ハンガリー IV 経済改革の展開」岩田昌征編『ソ連・東欧経済事情』206~215ページ。平泉公雄「ハンガリー経済改革の新段階」『アジア経済』XXI-7 (1980. 7) 同「ハンガリー経済改革の第3段階」『アジア経済』XXVI-8 (1985. 8)。盛田常夫「前掲『経済改革の可能性』解題」をそれぞれ参照。第2次改革の力点をどこに置くのかについて日本のハンガリー研究者の間には奇妙なずれが存在する。後述することから明らかかなように、拙稿はそのいずれとも異なる立場にある。
- 7) 平泉公雄著『社会主義的工業化と資本蓄積構造』アジア経済研究所、1979年、62~65ページ。
- 8) 1971年以降GDPにたいする国家歳入の比率は50~60%の範囲で変化なく、経済改革以前より高い水準を保っている。I. Hagelmayer: Concept of the state Budget for the New Phase in Hungary, Acta Oeconomica, Vol. 33 (No. 1-2) 1984. pp. 19~20.
- 9) 誤解をさけるために次のことを語っておこう。経済的現象を非経済的現象のロジックで説明しようとする場合、その説明をある種の局面に限定するか、その議論の前提条件の正否を考慮しなければならない。この限定や前提条件が正しく設定されなければ、アナロジー 자체が無意味になってしまふ恐れが生じる。コールナイが社会主义における国家と企業の関係を分析する際、国家を両親に、ミクロ組織を子供にたとえる。彼はこのアナロジーからくる重大な問題を正しく認識している。「明らかに、両親は彼ら自身が稼いだ物的財貨を子供達にあたえているが、國家がやっているのは再分配である」と述べたあと次のように語っている。「しかし我々はここでは、社会的富の起源や国家の一般理論についてではなく、国家とミクロ組織との関係の特徴に限定した問題について論じよう。」(Janos Kornai: Contradictions and Dilemmas,

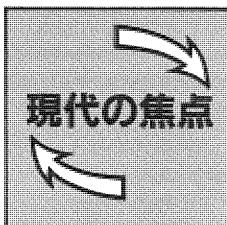
Bp. 1983, pp. 61–62)。

仮にミクロを経済組織が社会的富を生産する経済的単位でないなら、あるいは、子供たちが今日の社会の主要な労働力であるならば、このアナロジーは何も重大な問題を引きおこさないであろう。だが、経済学の主要な課題は社会的富の生産、(再)分配、消費過程における経済的主体間の社会経済的関係を合理的かつ体系的に記述することにあり、社会的富の起源論や国家論を包括している。実際、ミクロ組織は社会的富を生産する唯一の単位であり、両親—子供関係を比喩にして国家—企業関係の特徴を論じようとするならば、この点を考慮しなければならない。子供にたいする両親の愛情が子供を「温情主義」の対象にしているのであるのにたいして、国家行政と経済政策を支える基礎である、企業の生産する社会的富にたいする支配・処分権の独占が『ミクロ組織を「温情主義」の対象にしている。この点の視角が絶対に必要である。

- 10) 拙稿「経済改革と貿易の国家独占」『高知論叢』第21号、1984年12月、58~60ページ。
- 11) 宮本憲一『現代資本主義と国家』2ページ。
- 12) 『マルクス=エンゲルス全集』第19巻、18~19ページ。
- 13) 同上第20巻、320~321ページ。
- 14) 『レーニン全集』第25巻、502ページ。レーニンは『国家と革命』の中で「ゴータ綱領批判」に触れ、ラッサールの思想を批判して次のように述べている。「ラッサールのぼんやりした、不明瞭な、きまり文句のかわりに、マルクスは、社会主義社会はどういうふうに運営せざるをえないかを、冷静に計算している」(下線は引用者)。ここからは、レーニンがかなりの具体性をもって読みこんでいることが感じられる。
- 15) Bevend T. Ivan「社会主義と改革」(ハンガリー語)1986年、56ページ。
- 16) W. ブルス著、鶴岡重成訳『社会主義経済の機能モデル』1971年、105ページ。このモデル論にたいする批判は、芦田文夫『社会主義経済と国家』にかんする覚書(中の2)』『立命館経済学』第33巻第5号、1984年、668~676ページ。
- 17) Marton Tartos: Enterprise Behaviour, Enterprise Environment, Eastern European Economics, 1983–84. Part I – II.
- 18) 従来のモデル論とは、国家の拡張過程における戦略手段の転換としてみる点において基本的な相違がある。Ch・ビュン、グリュックスマン『グラムシと国家』1983年、第3部。

- 19) Marton Tartos: Development Program for Economic Control and Organization in Hungary, Acta Oeconomica, Vol. 28. (No. 3–4) 1982. p. 303.
- 20) カルデリ著、山崎洋・山崎那美子訳『自主管理社会主義と非同盟』130~136ページ。
- 21) 国家との関係でシステムの機能ではなく、システム自体の批判的分析が必要な段階にきていく。小山洋司『危機からの脱出を模索するユーゴスラビア』『社会主義経済研究』第8号、1987年4月、71~75ページ。
- 22) 岩田昌征はこれを「ブラック・ステイト」と称して本質をついている(『凡人たちの社会主義』49ページ)。
- 23) 岩田昌征『現代社会主義の新地平』80~88ページ。自主管理利益共同体SIZに関連して、ほぼ同一の問題対象をあつかいながら、ここでは異なる結論に達している。氏の「協議システム」がトータルシステムの統合原理たりえないという批判もある(井手啓二「計画的経済運営の領導理念と実践(現実)をめぐる覚書」『社会主義経済研究』第6号、1986年4月)。けれども、氏の「新地平」が約一世紀前のH.モーガンとF.エンゲルスの到達点だったことは更に興味深い(『マルクス=エンゲルス全集』第21巻、176~177ページ)。
- 24) たとえば、副島種典『社会主義の理想・現実・未来』(1984年)は「消費者としての労働者・勤労者」の章をおこしている。
- 25) 片岡信之『新しい社会主義』1979年、126~128ページ。
- 26) 1980年代に開始された第2次改革の波は、ソ連、ポーランド、ハンガリー、そしてベトナムにおいて税制の改革を含んでいる点に最大の特徴がある。とりわけハンガリーでは、一般消費税とともに、個人所得税の導入が1988年に予定されている。しかし、ハンガリーが納税者主権型社会主義になるかどうか、まだ確定できない。
- 27) 社会主義理論における税制——国家財政の位置については島恭彦『財政学概論』1963年、池上惇『管理経済論』1984年、を参照。拙稿は特に後者の成果に負っている。
- 28) 林田博史『ソ連邦における地方財政と利益共同体』『社会主義経済研究』創刊号、1983年9月、参照。
- 29) たとえば斎藤稔「社会主義諸国の経済改革の現段階」『経済』1983年4月号、195~197ページを参照。

(たなか ひろし 所員 高知大学)



新連載—第1回

日本経済のもうひとつの進路

——'87経済白書にふれて

柳ヶ瀬 孝三

I

急進する円高・ドル安、異常株高（暴落・乱高下）、マネーゲームの過熱、土地投機、途上国の債務返済不能宣言など経済の「異常」現象が目につくなかで「世界恐慌」への不安をめぐって内外の多くの識者がコメントをせまられている。その一端はすでに日本の代表的なふたつの経済週刊誌（『東洋経済』86-11-28号、『エコノミスト』87-6-29号）が相次いでそうした特集を組んだなかにも見ることができよう。

いうまでもなく恐慌不安を増幅させた直接のきっかけは、これまで国際金融不安の火種とみられてきた途上国の累積債務問題に追加された形となった、85年9月G5（プラザ合意）以来の「ドル高是正」の矛盾に満ちた「国際協調」路線の実行そのものにあったといってよいであろう。このなかでは、レーガン政権が立ち至った巨額の「双子の赤字」（経常収支、財政収支の双方の赤字）と高金利によるアメリカ経済の諸困難に対応することが、あたかも、国際化による各国の相互依存関係の深まりによって「不可避」となった「崇高な」国際協力であるかのように語られてもきた。しかしその本質は、簡単にいってみれば、アメリカ経済の困難を協調利下げや「構造調整」、需要創出分担などを通じて、日本を先頭とした諸外国・諸国民に負担を転嫁しようとしたものであったことは否定できない。とくに日本には「黒字国責任」論からその負担をすんで買って出るという役回りが割り当てられたのであったことはいうまでもない。しかし他面では、そのなかで日本の輸出競争力の秘密としての低賃金・長時間労働ならびに国民生活の充実の立ち遅れからの転換もまた「国民生活の豊かさ」のテーマのなかに少くとも抽象的には

含まざるをえなくなっているのである。

周知のように1985年は、基軸通貨国であるアメリカ自身が第1次大戦以来の債権国の地位を失い一転して債務国に転じる、という年となつた。86年末にはアメリカの対外純債務はすでに2600億ドル余に迫り、利子支払いだけでおよそ200億ドルともなっており、このペースでは、遠からず債務額が1兆ドルを超える、対外利子支払いも膨大なものにならうといった予測も各方面から語られてきた。そして、そのことはアメリカが対外利払いのために継続的な資本流入を不可欠とすることを意味しており、もしその資本流入がなんらかの事情によって途絶ないし急収縮する危険がおきた場合、「ドル暴落」そして「世界恐慌」は避けられないだろう、そうしたハード・ランディングが予測される事態のなかではそれを回避しソフト・ランディング（軟着陸）が追求されるべきだ、等々。こうしたある種の危機管理型の議論が、ドル高・高金利にあえぐアメリカ経済の負担の国際的調整（つまり負担転嫁）とアメリカ経済の「競争力回復」策登場の背景に語られたことのひとつであったことが思い起されよう。

もちろん、こうした国際的規模での政策調整はもともと過剰生産や過剰資本の膨張を急速に明るみに出すものであり、意図されたことからとびだす別の過程を伴う可能性を多分に内包していたことはいうまでもない。実際、円高、産業空洞化、地域経済の破綻、労働力流動化と家族の空洞化など矛盾に満ちたプロセスが日本経済を襲うとともに、他方では多国籍企業を中心とした投機社会化がすすみ、国際金融の上でも恐慌瀕戸際の局面を微調整しながら事態が曲折されつつ今日に至っているということができる。

今日の恐慌不安の異常現象のなかで、私たちは、それこそ国際化の土台の上に立って、資本

主義世界のゆくえとそのなかでの日本経済の進路選択ないしは恐慌の破壊的作用を弱めるための方策等々に大いに関心をもたざるをえなくなっているといつてよいであろう。

II

お盆をすぎた8月18日、例年より遅く1987年度の経済白書が発表された。それは副題を「進む構造転換と今後の課題」としており、「構造転換」の用語の使用は先に発表した基礎研の共同研究の成果が『講座・構造転換』ということでもあっただけに、私自身いつもより大目の関心を寄せてみたものであった。¹⁾

だが白書は、昨年来の前川リポートにもとづく構造転換が「緒につきつつある」との判断をうちだしている反面で、すさまないアメリカの「双子の赤字」解消は单なる「期待表明」に終わっている、という相変わらずの、対米姿勢が弱く、現状を甘く楽観的に評価する点で依然として官庁風の基調のなかにある。しかし、そうしたなかではあるが、「時間との勝負」つまりアメリカ経済の困難の打開がすさまないなかで危機=ハードランディングとの時間競争に入ってしまい、前川リポートにもとづく日本経済の内需主導型経済構造への転換はとり急がなければならぬ、とするものとなっていることは黙過できない。そして、こうした危機感を背後にすればするほど、「貿易摩擦」回避のためには「国民との摩擦」は回避すべきでない、とする本年度の白書の強い主張がその中心に据えられて語られていることに注意を払わざるをえないである。²⁾

白書は、今日の構造転換が、前川リポートに沿って「対外不均衡是正」を第1の目的としたものであることを明らかにしつつ、それには「市場経済機能を通じて実現する構造転換」と「規制緩和や新しい枠組みづくり等政策面からその制度を変更する構造改革」とのふたつの側面があるとしている。その前者の側面では、激しい企業構造の再編、リストラクチャリング、失業の増大と労働力の流動化、生産的投資とかげはなれた金融的・投機的投資の盛行、等々、経済の実態にみられる明らかな「不健全」現象

を伴ったものであることの一端が示されている。しかし白書はそれらの土台である「形骸化された市場」依存の構造転換をあくまで肯定的見えており、円高で貿易関連部門では企業の生産基地移転、産業空洞化、労働力流動化などが激しい矛盾のなかで進展していることを重大視していない。そしてそれを成果とみたてたうえでそれに順じて、後者の側面での「非貿易財」部門つまり農業、流通、金融、土地、などでは、さらに「構造改革」が急務であるとしているのである。

しかし、世界恐慌の不安や危機の脅威が語られれば語られるほど実は、それに対して個々の個人、企業、国家のデイレギュレーション型（つまり自由化型）のサバイバル競争促進策ではなくて、内外の平和的かつ民主主義的な構造転換の方策とそれを担う勢力の成長、発達の保障についていっそうの注意を向けることが真に必要ではないだろうか。こうした意味で、肝心の日本経済の進路選択という点では、本年度の白書もまた相変わらず、現代の資本主義世界での「日米安保」最優先の「サバイバル型適応」つまり、強者がますます強者となる激しい生存競争のなかにひとつを追いやりながらそのただなかで「新しい夢」を描け、というものとなっているのである。

恐慌への不安や危機感が語られる一方で、その回避の方途が労働者、国民の心身のすり減らしと生活の不安定、サバイバル発想による視野の狭窄等、夢を打ち碎くばかりであってみれば、そのような繰り返しが社会を不可避免に破滅と戦争に導くことにならざるをえないのは歴史の教訓である、といつても充分よいのである。

III

白書が今日の構造転換の特質を言い表わすうえで持ち出しているイデオロギー装置のなかで注目されるひとつに「国際公共財」という用語がある。たとえば、白書は、冒頭の箇所で次のように述べている。

「自由貿易なり国際通貨制度は一種の国際公共財であり、それを維持するには経済力ある国が負担する必要がある。しかし、こうした負担

はコストを意味し、それは国民が負担しなければならない。どのようにすればその負担が公正に配分されるかという問題はもはや避けて通れない」。³⁾

公共財とは、財政理論のなかで、国家や自治体による公共的なサービス供給、たとえば防衛、司法、福祉、教育などを指すものとして使用されているのであるが、それが「世界政府」が存在しない国際的部面でも語られるようになっている。この用語の普及に一役かっている坂本正弘氏によれば、「安全保障、国際通貨、国際通商などについての取り決め、……途上国援助、郵便、電信」などがその事例であるといふ。

白書は、この用語をもちだすことによって、異常円高、市場開放、構造調整などもまた、「自由貿易と国際通貨制度」という国際公共財を負担する行為であるとして正当化し、問題はその「負担の公正をはかる」ことであるとしているのである。そこでは、現存の国際秩序のありかた、なかんづくアメリカに特権的な地位を保障している今日の国際システムのありかたが絶えず不間にされており、他方、そのなかで低賃金・長時間労働を土台に輸出第1の蓄積活動にまい進してきた自動車や電気、鉄鋼、造船など輸出産業が、自らつくりだした貿易黒字は正の国際的調整によってこうむった「負担」をその他の産業や国民生活にも「公正」(?)に負担転嫁させることへと問題をすりかえることに役立っている。ここでは、「公共財」という用語は、市場矛盾を調整する「公共的なもの」という意味すらも与えられずに使用されているのである。

こうして白書は「社会的緊張」の高まりをも辞さない、「負担の公正配分」のための構造改革を推奨することとなっている。

『構造改革』は既得の権益に手をつけることとなり、それ故に社会的緊張はたかまらざるをえない。しかしそれなくしてわが国は国際的調和を保ちつつ新たな発展を期すことはできない。経済構造の再構築は我々がそれらの壁を乗り越えて実現しようとする最も今日的な国民的課題である。⁵⁾

ここで「既得の権益」とは、「市場競争」「民活」などを建て前として各種の恩典のなかにある大企業の活動やその投機的蓄積の弊害、つま

り市場競争を形骸化している独占や国家独占の問題ではない。それをあいまいにしたうえで、国民に向かって語られる、ということ明らかである。

つまり、国際公共財という用語がもちだされることによって、この場合、実際、問題が逆さまにたてられることとなっているのである。国民の購買力を拡大し、国民生活の必要を満たし、経済発展から取り残された産業、地域の立ち遅れを是正し、真に「公共的なもの」を拡充するということから出発するのではなくて、「国際関係」がなによりも最優先されている。しかもそれは日本経済の産業、地域の発展のアンバランスを著しく拡大させてきた「日米関係」そのものであり、それが事態の独立変数とされているのである。そしてさらに、アメリカ中心の国際秩序のもとでの「自由貿易と国際通貨制度」がそのまま「国際的に公共的なもの」とみなされ、今日の投機活動の主役ともなっている日米の多国籍企業や多国籍銀行の「営業の自由」を保障するものが「国際公共財」とみなされている。もちろんここでは明示されていないが、実質上の負担としてもっとも重々しく人々にのしかかっている軍事費そのものがこの「国際公共財」の中心的内容であることもここで忘れる訳にはいかないのである。実際、これでは、恐慌の条件をいっそう拡大再生産するものではあっても、恐慌不安への真の対処の方策とは到底なりえないといわなければならない。

IV

ところで、世界恐慌との関連で国際公共財の問題を重視して早くから論じているひとりに、⁶⁾キンドルバーガーがいる。

いうまでもなく、今日の恐慌不安が語られる際に絶えず念頭におかれているのは、やはり1929年の資本主義世界を大不況と第2次大戦に導いたあの世界恐慌との類似点や相違点である。総じてみれば、1929年恐慌前夜の状況との類似点が指摘される場合は、経済の実勢が悪化しているのに株式投機や企業買収が横行するアメリカや日本の現況が20年代と似ているとか、その際の巨額の債務とその国際的な債務の連鎖構造の

存在の共通性などがあげられている。

しかし、彼はこうしたなかで、「30年代の大恐慌があれほど長期に、しかも広範で深刻だったのは『責任をとる国』がなかったためである」として、主として国際システムの側面を強調している。彼の考えによれば問題の焦点は国際金融危機にあり、その場合、国際社会における「最後の頼みの綱となる貸し手」の存在の有無が重要であるという。ちょうど、1930年代はイギリスからアメリカへの世界の覇権の交替期にあたっていたため「有効な貸し手がないかったこと」があのような大恐慌と長期にわたる不況の深刻さを生み出した。現代ではアメリカが世界のリーダーとしての地位を揺るがせているが、その交代はそう簡単ではない状況にあり、その点で類似性が指摘できる、というのである。

これまで29年型の大恐慌再現の不安の表明に対しては、第2次大戦後の「自由化」体制や国際協力の存在がそれを打ち消す要素ないし当時との相違点として語られてきたといってよいであろう。しかし、キンドルバーガーの主張は、今日ではその側面においても不安が増大しつつあるのだ、という論点を強調するものとなっているのである。

国際政治学の分野において国際（世界）システム論がもてはやされるようになったのは70年代半ば以降のことであるといわれているが、そこで中心的な関心事のひとつとされたのは、やはりキンドルバーガーも注意をむけているアメリカの覇権ないしヘゲモニーの衰退もしくは経済力の低下といわれる問題である。⁷⁾

だが、それはいかなる問題なのであろうか。このような認識のなかでキンドルバーガーの議論もまた、日本を国民生活無視の「国際協調」や「国際公共財」負担増大に駆り立てる方向に一役買うものとして受け取られているといつてもよいのである。

確かに従来の国民経済の枠組みにおいて、たとえばGNPその他の国民経済単位で計量する指標からみれば、アメリカ経済の比重低下は明らかのようにみえる。また、ハイテク分野においても日本との摩擦も確実に増大しつつあるといってよい。また、何よりも、70年代におけるIMF金ドル交換停止、固定相場制の解体、ベト

ナム侵略の敗北、石油支配の後退などいわゆるパクス・アメリカーナが重大な危機に直面してきたことがある。また、アメリカの対外資本流入依存の体質など相互依存の拡大はアメリカ経済の脆弱性ともなっていることは確かであろう。しかし、にもかかわらずアメリカの経済的支配力は依然として大きく、また、軍事や通貨や研究開発などをめぐる各種の国際的協定や国際機関が相変わらずアメリカ金融資本にとって有利な競争条件を保障していることも確かである。

国際政治学会30周年を記念して『覇権喪失の神話』という講演を行なったスザン・ストレンジは、アメリカが覇権を喪失したとの認識を出発点にした覇権安定型の国際システム論に対して、そうした議論が他でもない、アメリカの学者を中心に唱えられていることにこの議論の警戒心をおこさせているとして、アメリカがもつ「構造的権力」という概念を用いて、アメリカの軍事力、生産機構の管理力、金融・信用制度の決定力、知識の独占力などの点で卓越しつづけていることを主張している。彼女は、世界の生産構造に対する政策決定力が依然、合衆国のなかにあることなどを指摘するとともに、国際通貨制度においても1971年8月の出来事も「ある8月の朝、報復や罰を恐れることなく、ドルの金との兌換を行なわないと決定することができるということは、大きな特権からさらに大きな特権へという前進にはなりません」と断じている。⁸⁾

言い換えれば、1971年8月にはじまる資本主義世界のありかたの無視しえない側面とは、戦後IMF体制のもとで多国籍企業として国際的な市場支配を拡大してきたアメリカ金融資本が、その国際的支配力拡大を土台として、その矛盾の深まりに対してかつての固定相場制という国際「貨幣カルテル」を解体して変動相場制に改め、「自由化」をすすめ、いわば世界恐慌の危険を高めることを代償とした新たなアメリカの支配と特権の再強化をめざしたものとみることができるということであろう。実際、アメリカは、それとあわせて「自由化」体制を維持する名目でその軍事的専制権を利用してSDIなどを通じた各国の技術開発力を動員したり、その費用負担や通貨安定の負担だけを日本その他に求めた

りすることとなっているのである。だが、それ故にまたアメリカ経済が急速に国内経済の空洞化や寄生性を強めることとなっていることも確かである。

現存の国際秩序における最大の問題は、ますます強大化するアメリカの特権、とりわけ膨大な軍事費と通貨金融力ならびにそれに寄生するアメリカ金融資本の特権を規制し、言葉の真の意味で国際的に公共的な、つまり軍縮と多国籍企業規制を含む民主主義的な国際秩序への転換に向かって歩みを始めることであろう。そして、とりわけ日本は、それとならんで真に国民生活の豊かさをつくり出すことができるような「仕事おこし」型内需拡大など臨調行革からの大転換を果たすことであろう。

ともあれ、かつて F. エンゲルスが「軍国主義滅亡の弁証法」について語ったように、パスク・アメリカーナが自動的に衰退の道を歩むと想定するのではなくて、その支配力がいっそう拡大されながらも、その矛盾や寄生性を強めるが故にこそその衰退の契機を育てるものであるという「歴史の弁証法」の解明が重要であると

いうことであろう。また、アメリカ的生活様式が各国の民族的発達を刺激したように、恐慌不安の矛盾激化のなかで、ひとびとはますます民主主義的な国際経済秩序への選択とその具体化の実践を担わざるをえないということである。

〈注〉

- 1) 基礎経済科学研究所編『講座 構造転換 第1巻 国際化のなかの日本』青木書店、1987年参照。本稿は、とくに新岡智氏による同書8章ならびにその作成過程における同氏との討論に多くを触発されている。
- 2) 1987年度経済白書、「はじめに」および「むすび」参照。
- 3) 同書、「はじめに」。
- 4) 坂本正弘「公共財としての国際システム」『世界経済評論』1987年6月号。
- 5) 経済白書、第Ⅱ部第1章。
- 6) C.P. Kindleberger,『日本経済新聞』87年6月1日号、その他。
- 7) 国際政治学における国際システム論の動向については『国際問題』86年6月号など参照。
- 8) Susan Strange,『中央公論』87年2月号。

(87年9月)

特集キーワード

ゴータ綱領 1875年5月、それまでラッサー派とアイゼナハ派の二つに分かれていたドイツの労働者組織はゴータ（ドイツ中部の小都市）で合同大会を開き、ドイツ社会主義労働者党（1890年、ドイツ社会民主党）が生まれた。この大会で採用された綱領をゴータ綱領といふ。

ロンドン在住のマルクスとエンゲルスはこの綱領には反対であり、マルクスは綱領草案を逐条的に批判した評注をドイツに送った。『ゴータ綱領批判』と呼ばれるこの評注は、共産主義社会の第一段階とより高度の段階の区別、それぞれの段階の特徴についての記述、資本主義社会から共産主義社会への過渡期の権力についての記述などを含んでおり、マルクスの理論的著作の中でもっとも重要なものの一つとされている。

（松野）

自主管理（社会主义経済管理における） 社会主義経済の本源的な管理主体は生産手段の共同所有者、すなわち自由に連合した労働者ないしは勤労者である。しかし、個人の〈分業への奴隸的従属〉の母斑が残っている段階では、経済全体や企業の管理において専門の管理者や国家的管理機構の主導的な役割が多くの点で前提され、これと本源的管理主体による自主管理との結合がはかられることになる。

現在のソ連その他では、自主管理の展開は労働組合や企業に設けられた生産協議会などによる大衆的〈管理参加〉が基本となっている。ユーゴスラヴィアは独自の〈労働者自主管理制度〉をとっており、労働者総会や労働者の選出する労働者評議会が企業の最高意思決定機関をなしている点でソ連その他と大きく異なっている。（大月書店『経済科学辞典』より）

●研究ノート

唯物史観と人間発達史観

——池上惇『人間発達史観』を読んで——

森岡 孝二

はじめに

労働する諸個人を現実的出発点とするマルクスの歴史観と経済学批判はその核心に人間の発達という思想をふくんでいる。マルクスの『資本論』、とくにその第1巻の労働時間と労働生活を取り扱った諸章は、たんに剩余価値論・搾取論としてだけでなく人間発達論として読まなければならない。

これらのことわざわれわれに教えてくれたのは池上氏の多くの著作と論稿であった。なかでも本誌の読者にとくに強く印象に残っているのは、第7号(1973年11月)から第14号(1976年1月)まで5回にわたって連載された「『資本論』研究入門」であろう。その印象そのままにこのたびの労作『人間発達史観』を手にした読者は、なんらかの戸惑いを覚えたに違いない。おなじく池上氏の最近の著書である『管理経済論』(有斐閣、1984年)や『情報化社会の政治経済学』(昭和堂、1985年)を媒介にすればまた別の読みようもありうる。しかし、さきの『『資本論』研究入門』や共著『人間発達の経済学』における池上氏の主張をもってこのたびの新著を読むと、はたと立ち止まって考えざるをえない。

はたして言うところの人間発達史観はマルクスにではなく、トマス・ペーンやアダム・スミスに発する歴史観であったのか、と。

I

『人間発達史観』の第1章は、主としてトマス・ペーンとアダム・スミスに照明をあてて「人間発達史観の形成と発展」を説いている。

『コモン・センス』(小松春雄訳、岩波文庫)と『人間の権利』(西川正美訳、岩波文庫)の著者として知られるT.ペーンは、社会と政府(あるいは国家)とをその発生から区別して、「社会

は〔相互の幸福を増進させるという〕われわれの必要から生じ、政府はわれわれの悪徳から生じた」と言う。そして、官職の独占と財政の紊乱を生む君主制に反対し、徹底した共和制の構想をもって、人権擁護の立場から、小さい費用による大きな福祉の実現を提唱する。ペーンの参加したアメリカ独立革命とフランス革命とはこの構想を実験する舞台であった。このペーンの「人間が……積極的に共同体をつくり、連合し、社会の寄生物をとりのぞいて、みずからを社会の主人公とし、福祉の充実によって社会が一人ひとりのより大きな幸福にすすむ、という構想は、まさに人間発達史観というふざわしい」(19ページ)。

ペーンの構想は、植民者が築いた小共同体が連合してついには独立国の建設にいたったアメリカの経験に立脚している。しかし、人間発達史観はひとりペーンだけのものではない。アメリカ独立革命の年に宗主国イギリスで『国富論』を公刊したアダム・スミスも人間発達のシステムに関心をもっていた。

スミスは『グラスゴー大学講義』や『国富論』のなかで、商工業の発展が人間の独立を助長し、分業や交換をつうじて人間諸個人の才能が社会の共同資産として結合される、という思想を述べている。そのさいスミスは分業が人間の視野を狭くし才能を一面化することを承知しており、商業社会における国民教育の必要性を説くことを忘れていない。交換・分配・流通といった経済関係を人間相互のコミュニケーションに連づけてとらえて、社会の「共同資産」としての人間の才能・情報・科学・教育・學習・知識等々が人間発達のシステムにとって不可欠の重要性をもっていることを認めたのはスミスの功績である。

「経済と人間の発達に関するスミスの認識は、現代における情報の生産や流通のネットワーク、『経済関係とかかわったコミュニケーション』

との関係を把握するうえでも、重要な示唆を与えており、現代社会を把握する方法としても、まことに示唆に富むものをもっていた」(28ページ)。

こう考えて池上氏はペーンとスミスとを人間発達史観の提唱者として位置づけているのである。

II

池上氏は、「アメリカ人トマス・ペーン」、「イギリス人アダム・スミス」という言い方をし、「ペーンやスミスのアメリカ・イギリス流の人間発達史観にたいして、唯物史観を確立したカール・マルクスや、フリードリッヒ・エンゲルスの主張は、はるかに『ドイツ的』であった」(28ページ)と述べている。

近代の諸思想をそれぞれの思想を生んだ国民的地盤から説明することは、マルクスやエンゲルスによってもおこなわれた。しかし池上氏の説明の仕方にはいささか疑問がある。

第1に「アメリカ人ペーン」という言い方について。ペーンが同時代人によって「アメリカ人」とよばれたのは確かである。しかし、ペーンはイギリスに生まれ育って37歳でアメリカに渡り、1年後の1776年1月に独立革命の急を告げたパンフレット『コモン・センス』を出版した。その後フランス革命にも身を投じたこの風雲児を、たとえば彼が知遇を受けたベンジャミン・フランクリン——ペンシルヴァニア植民地代表として2度にわたってイギリスに滞在した——と同じような意味でアメリカ人とよぶことはできない。

第2にペーンとスミスとをともに同一の思想的流れに位置させるには、「個人主義」・「自由主義」をめぐる現代の思想状況に照らして、もう少し説明がほしい。ハイエクは「個人主義」を二つのタイプに分け、市場と競争を絶対視して個人の自発性と社会的なものの自然発生性とに信を置く「真の個人主義」と、個人から出発しながら社会生活を人間の理性の制御下におくといふ「設計」理論をつうじて社会主義に導く「偽の個人主義」とを区別している(F.A.ハイエク『市場・知識・自由』田中真晴・田中秀夫

編訳、ミネルヴァ書房、1986年)。それによればマンデヴィル、ヒューム、タッカー、ファーガソン、スミス等は前者の流れに、デカルト、百科全書派、ルソーおよびフィジオクラートは後者の流れに位置づけられる。

ハイエク流の見方にしたがえば、個人原理から福祉社会を構想したペーンは、デカルトの流れを汲むフランスの「合理主義的個人主義」あるいは「社会契約論的個人主義」に立つ「偽の個人主義」を代表し、市場と分業をつうじたコミュニケーションに諸個人の意図せざる協同を見たスミスは、18世紀のイギリスの思想家たちの「真の個人主義」を代表する、ということになる。

池上氏はスミスの偉大さをハイエクの言とは違う意味でその「個人主義」が「社会主义」につうじているところに見て、スミスをペーンとともに人間発達史観の源流に位置させたと思われる。スミスにして社会主义につうじているならば、人権擁護の立場からはっきりと福祉の設計を説いたペーンはスミス以上に太い線で社会主义に結びついている。池上氏は語っていないが、ペーンが彼の祖国イギリスで今日どう扱われているかを知るには、ロンドンの場末にある国立労働史博物館に行くとよい。イギリス労働党の源流にさかのぼってイギリスの労働運動と社会主义運動の歴史を展示したこの博物館の入館者が最初に対面させられる人物は、J.S. ミルでも、ベンタムでもウェップ夫妻でもなく、池上氏が人間発達史観の源流に位置づけたトマス・ペーンその人である。

このようにみてくると、次のような言い方も可能となる。すなわち、ペーンとスミスに人間発達史観を見て、それとマルクスの唯物史観との対比を試みることは、現代的文脈においては、自然法的個人原理から福祉の設計を説くイギリス流の社会主义思想と、国家的所有と中央計画に重きをおくドイツおよびロシアの社会主义思想との対比を試みることでもある、と。

強引に読みこむなら池上氏は、社会主义思想の現代的再生の作業はたんにイギリスのフェビアン主義的社会主义に「ノー」を、ロシアのボリシェヴィズム的社会主义に「イエス」をいうことによって成し遂げられるものではない、と

いうことを示唆しているようにもみえる。

第3の疑問はここから生ずる。ここには社会主義の再生にかかわる大問題があるが、そこからは「ペーン・スミスの人間発達史観」と「マルクス・エンゲルスの唯物史観」との対比・対話という次元におきかえられるものではない。問題の所在が個人から出発する社会主義（アトミズム）と、社会から出発する社会主義（ホーリズム）との相互批判にあるかぎりでは、検討されるべきはマルクス自身の歴史認識である。マルクスは、社会のなかで労働する個人から出発し、労働と資本の対立の根拠とその解消の物質的・精神的条件を問うことによって、ブルジョア社会そのものの胎内にはらまれている人間解放の条件——人間の自立（個別性）と協同（普遍性）の現実的統一の条件——を探る、という方法をヘーゲルとの格闘をつうじて確立し、先行する諸思想における個人と市場にしがみつく立場（アトミズム）と社会と国家にしがみつく立場（ホーリズム）との対立を止揚した。ここからしても問われるべきはマルクス主義をホーリズムに退行させたマルクス後の諸思想の流れである。（この見地から行なわれた刮目すべきマルクス主義の原状回復の作業に、有井行夫『マルクスの社会システム理論』有斐閣、1987年がある）。

III

ハイエクもいいうように、「社会契約論的個人主義」はアメリカ・イギリス流の思想である以上フランスの思想である。ペーンの実践もそのことを物語っている。アメリカ革命のあとペーンは、フランス革命に参加して国民議会にも選出され、そのフランスで獄につながれ、晩年は祖国イギリスでも排斥され、アメリカの市民権も否定された。このように生涯世界市民であったペーンは、フランス人のコンドルセとも同志的関係を結んでいる。コンドルセはフランス革命下の立法議会の教育委員会、国民議会の憲法委員会で活躍した數学者・哲学者であって、ジャコバン政府に反対して死刑宣告をうけ、『人間精神進歩史』（原題『人間精神の進歩に関する歴史的展望の素描』、渡部誠訳、岩波文庫、品切れ）

を遺して自殺した。彼の夫人はアダム・スミス『道徳情操論』の仏訳者として知られている。ペーンについて何も語っていないマルクスは、コンドルセについても、『資本論』でマルサスの『人口原理』はコンドルセの革命的見解に対する反動として書かれたと指摘しているほかは、ほとんど語ろうとしていない。コンドルセも忘れられた思想家の一人であって、私自身も池上氏の『人間発達史観』に啓発されてはじめて『人間精神進歩史』を読んで、ペーンとともにたたかったフランス人の人間発達史観からペーン以上に強烈な印象をうけた。

コンドルセによればアメリカ革命とフランス革命の決定的相異は次の点にある。

「フランス革命はアメリカ革命よりも完全であり、したがって国内ではアメリカよりも静穏ではなかった。何となれば、アメリカ人はイギリスから受けて来た民法や刑法に満足し、不公正な課税制度を改革しようともせず、封建的暴政も、世襲的な身分上の差別も、富力または権力による特權的な組合も、宗教的不寛容の制度もこれを破壊しようともしなかったので、新しい権力を樹立し、これをもって、イギリス国民がアメリカ国民に対して従来行使して来たところのものと置換するだけに止どめていたからである。これらの革新においては、人民大衆が獲得したものは何もなかったし、個人の間に作られていた諸関係を変えたものは何もなかった。ところがフランスでは、これと反対の理由により、革命は社会の経済全体に及ばなければならなかつたし、すべての社会的関係を変えてしまわなければならなかつたし、政治的鉄鎖の最後の一環に至るまで浸透しなければならなかつた。また、自分の財産なり勤労なりで平穏に生活し、自己の思想上からも、職業上からも、財産や野心ないし名譽についての関心のうえからも、公の運動にたずさわることをしない人々にまでも、革命は浸透しなければならなかつたのである」（前掲訳書、211ページ）。

コンドルセの歴史観は一般に啓蒙史観として知られているが、ここには啓蒙史観をこえでた革命観がある。人間精神の進歩に関する考察においても彼は、人類の諸時代における科学や哲

学や教育や宗教の階級性をするとどく見ぬき、知識や学問はときの権力に従属したり少数者に独占されたりすると容易に堕落し、人を欺くものとなることをよく知っていた。彼にとって人間精神の進歩とは少数者のものであった学問や知識を民衆が自らのものにしていく歩みでもあった。それだからこそ彼は民衆教育にとっての印刷術の普及の意義と人間精神の発達にとっての自由の意義をあれほど強調しているのである。

IV

池上氏がペーン以外の人間発達史観につらなる様々な思想家の存在を承知しながら、ペーンをスマスとだけつないでいるのは人間発達の問題を経済学の地盤のうえで論じようとしているからである。かといってそれはルソーが『学問・芸術論』(前川貞次郎訳、岩波文庫)で論じ、コンドルセが『人間精神進歩史』で論じている科学や教育や学習や知識の問題が経済学の問題ではないと考えるからではない。そうではなくてそれらを経済学の問題として論じる視角をスマスから学ぼうとしているからである。

池上氏がスマスから学びとったのは、資本主義の市場機構の基礎上での「コミュニケーションと共同資産の形成」が「人間の発達と社会の制御」にとっていかなる意義を有するかという観点であった。ここで考察されるべきことは資本主義から社会主義への移行の問題に関連している。社会主義革命(建設)についての従来の見解は、基幹産業を国有化し土地をはじめとする生産手段の重要な部分を社会化することによって計画経済を実現するとしてきたが、人間発達史観の見地からは、社会主義は土地・生産手段などのハードな共同資産だけでなく、情報・知識などのソフトな共同資産が万人にアクセス可能なものとして「ひらくれて」いなければ、人間の発達を保障するシステムとはなりえない。

商品生産と貨幣経済は、資本主義のもとでは営利と投機の基盤となっているが、すべての人が必要な情報にアプローチでき、かつ資金力の私的独占が許されない場合は、共同資産としての情報あるいはコミュニケーションのネットワークの役割をはたし、計画原理を補う需給調節機構として作動する。その点で、「小規模の生産

単位における営業の自由とこれらの生産単位の『調整された連合』は、むしろ、新社会の特徴とさえなりうるであろう」(47ページ)。

資本主義社会では情報は高い利用料や大企業の営業の秘密や軍事秘密によって国民にひらくれたものとはなりがたい。「部分情報を生産現場で受容する労働者の身体的・知的能力は、『情報化』によって、ますます貧弱化し、生産の指揮者に集中される全体情報は、より正確に、より急速に増大し、指揮者の判断と制御の力量は、より増大する」(60ページ)。それとともに本来ならば社会の共同資産であるものが、利潤目的のための個別資産に転化され、「共同資産の個別資産化」がすすむ。

ではこのようなコミュニケーションの一面化と人間の部分機能への固定化に抗して、コミュニケーションの総合的発展と人間の多様性の承認をどうしてかちとるか。それは資本主義的大工業がつくりだす交通・通信網を物質的な基礎として労働運動と民主主義運動がみずからのマス・メディアと情報ネットワークをつくりだしていくことによって可能となり、労働時間の制限と短縮のための法制度、マルクスがイギリスの労働者階級の歴史的獲得物として『資本論』で特別な意義づけをあたえた工場法とその工場査察官制度によって、資本の横暴を取り締まると同時に、ほっておけば容易に非人間的状態においやられる労働者の職場生活の実態を広く公衆につたえ、人民がみずからの福祉を発展させるために社会制度をつくりかえていくことによって可能となる。

労働者階級の人権は、いまでは、労働時間と生活時間の区別を明確にして、この生活時間を計画的に使用しつつ、自己の労働をみつめなおす、文化水準を高め、労働組合運動や自治体運動のための時間と空間を拡大し、公正な公務員と生存、人格、生活、発達を支える各種の公共施設によってはじめて保障される」(70ページ)。

こうして再生する新しいコミュニケーションを担うのは、新しい共同資産、①工場法、工場査察官制度、社会保障制度、種々の法制度に支えられた知識・情報・経験の交流システム等の制度的な共同資産、②国会議事堂、査察用建物、学校、病院、保健所、交通・通信手段等の物的

な共同資産、③議員、工場査察官、教師、医師、看護婦、保健関係者等の人的な共同資産である。

この人間発達史観に立つ共同資産の経済学にあっては、社会的生産の共同的・基盤的諸条件を意味するインフラストラクチャにも新しい照明があたれ、上記の共同資産は人間のコミュニケーションと学習・発達の基盤となるインフラストラクチャとして位置づけられる。また、人間と自然の経済活動上の諸要素についての評価の問題が新しい視角からとりあげられる。

あとの点については池上氏は社会政策論争をふりかえるかたちで、労働力の個別の評価と社会的評価の問題をとりあげている。氏のいには、社会的政策論争は労働力に対する総資本の評価と総労働の評価とのギャップ、および個別資本による私的評価と、総資本・総労働などによる社会的評価との差異の存在、を示すものであった。生産過程における人間の健康の損傷について生ずる損失を原因者である私企業に負担させず、労働者または社会に負担させる資本主義費用負担を念頭において「社会的費用」概念を提唱したK.W. カップの場合は、総資本、総労働の立場を基準とした社会的評価とはちがって、民主主義と科学のルールに媒介された社会的評価、一種の「公共社会」ないし「公共機関」による人間の発達可能性や潜在能力を視野にいれた社会的評価の確立の必要性を示唆している。

総資本による労働力の評価は「労働力の保全」は認めて、「人間の発達や人格の形成」までを視野に入れることはできない。公共性を担いるのは、公共機関を運営する専門職員や科学者と協同した総労働による社会的評価である。とはいへ公共機関は、それが労働運動、民主主義運動によってたたかいとられたものであっても、資本主義的諸関係のもとでは容易に利権化、官僚化、権力装置化しやすく、資本と労働とのあいだでは公共機関のあり方をめぐって、また公共機関に支えられた全国的なコミュニケーションのネットワークの活用をめぐって、「官僚化」か「民主化」かのはげしいヘゲモニー争いがくりひろげられることになる。

V

池上氏の主張は氏のいう唯物史観の国家論にたいする人間発達史観からする問い合わせをふくんでいる。氏によれば唯物史観にもとづく国家論は、「暴力装置」としての軍事・警察機構とそれを支える徴税機構の成立過程に多大の関心をよせてきた。「ドイツ人の手によって、ドイツの土壤で生まれた唯物史観は、当時のプロイセン的な中央集権国家を念頭に浮かべつつ、これらの分析をおこなっている」(160ページ)。これにたいし人間発達史観による国家論は、アメリカ、イギリス、ドイツの南部地域を中心に発展してきた「都市自治と都市官僚制」に注目し、中央集権国家と地方自治の二方向から、国家論を開拓しようとするものである。

唯物史観に立つマルクス主義の国家論は、たしかに池上氏の指摘するとおり支配機構あるいは権力機構としての国家の諸問題を重視してきた。実際、国家は、エンゲルスの言うように、なによりも「相対抗する経済的利害をもつ諸階級が闘争において共倒れしないために衝突を緩和しそれを『秩序』のうちにおく権力」である。この権力はつねに支配階級から非支配階級に強制されるものとはかぎらない。しかしエンゲルスとレーニンの研究にそった今日までの国家論の展開にあっては、被支配階級の側から押しつけられて支配階級によって妥協的に制度化された権力、具体的には資本の專制に歯止めをかけるための公共機関や、労働者の生存権を擁護する法制度や、中央権力の專制に歯止めをかける地方自治などの意義は十分に検討がされてこなかった。そのことにひとびとの注意をうながすかぎりでは、唯物史観と人間発達史観とを対比し統合しようとする池上氏の構想は生産的意義を有している。

しかし、いまひとつ突っ込んで考えると、池上氏がやろうとしていることは唯物史観の否定的側面を人間発達史観の肯定的側面によって補うなどということではなく、マルクスその人の国家論の埋もれた部分を人間諸個人の発達という思想に照らして掘り起こす作業であり、またそうした作業として徹底されるべきだということ

がわかる。ここで念頭においているマルクス国家論の「埋もれた部分」とは、資本の專制に歯止めをかけ、労働者の生存権を擁護し労働者個人の市民としての自立と人間的発達を可能にする法制度に関するマルクスの議論のことである。

労働者階級の利益を反映した公共機関や法制度の古典的事例は、マルクスが『資本論』で特別に紙幅を費やした工場法、10時間法である。池上氏は現代の人間発達と社会福祉にとってのこの法律の意義をすでに本誌掲載の「『資本論』研究入門」において論じ、それを労働者階級がかちとった新しいタイプの「社会制度」と位置づけていた。氏はその後も『現代国家論』（青木書店、1980年）その他の著作でこの見地を発展させてきた。今度の『人間発達史観』の最も興味深い論点も、工場法の諸制度とそれに支えられた共同資産あるいはインフラストラクチャについての議論であった。

すでにこれも池上氏によって他の論稿で言及されていることであるが、マルクスは国際労働者協会への指示のなかで労働者階級を保護し労働者家族の人間的発達の条件を整備するための労働時間の制限（工場法）の意義にふれてつぎのように述べている。

「これは、社会的理性を社会的な力に転化することによってしかなしとげられないことであり、そして現代の事情のもとでは、国家権力によって施行される一般的法律による以外には、この転化を実現する方法は存在しない。このような法律を実施させても、労働者階級は政府の権力を強めることにはならない。それどころか、労働者階級は、現在彼ら自身にたいして行使されているこの権力を、彼ら自身の道具に転化するのである。労働者階級は、数多くのばらばらな個人的努力によっては、どれだけ多くの努力をはらって獲得しようとしてもむだなものを、一般的な一行為によってなしとげるのである」（マルクス・エンゲルス全集、第16巻、193ページ、強調はマルクス）。

この工場法で制度化された機構は、全体としての国家機構の一部を構成しながら、労働者階級の意志を資本家階級に強制する社会的力として機能する。この機構は社会からでて社会の上にたつ支配権力としての国家ではない。それは

悪徳から生じて自由を抑圧する政府と、必要から生じて愛情で結合された社会とを区別したトマス・ペーンにならっていようと、社会の一形態である。もちろんすでに述べたように、いかにその起源が人民の必要にあろうと、一度成立した公共機関は、國家が資本の国家として資本と労働の対立と抗争の統括者の位置にあるかぎり、容易に「官僚化」され、「権力装置化」されやすい。現代社会では公共機関の「官僚化」と「民主化」をめぐる資本と労働のヘゲモニー争いが日常戦化するゆえんである。

おわりに

革命によって8時間労働制や社会保障制度を一挙に創出したソビエト・ロシアのような国でも「民主化」のたたかいをぬきには人民的諸制度の前進はありえないといえば、イギリスや日本のように緩慢でジグザグな改革によってそれらを制度化してきた国では、人民的諸制度の「民主化」のたたかいは特別に重要な意義をもっている。これに近いことはフランス革命に殉じたコンドルセによっても洞察されていて、彼は『人間精神進歩史』のなかで、みずからが述べてきた「精神の動向」（①諸民族の不平等の打破、②国民の富・生存手段・教育における平等の進歩、③人間の真の完成）が一大革命を必至にしていると断じて、次のようにいう。

「この革命をもたらすには二つの方法があることは、容易に解るであろう。すなわち、人が哲学のおかげで貴重なものと考えるようになった理性と自然とについての諸原理を自ら樹立しなければならなかったか、あるいは政府が急いでこの原理を予見し、政府の歩みを世論の歩みと調整しなければならなかつたかのいずれかであった。これらの革命の一つはより全体的であり、より迅速であるが、比較的波乱が多い。他はより緩慢であり、より不完全ではあるが、比較的静穏である。一にあっては、一時的災難によって自由と幸福とを購わなければならなかつたが、これに対して他にあっては、災難は避けられたが、しかも革命が必然的にもたらすべき善のある部分は恐らくこれを長い間享受することができ

なかったであろう」(207ページ)。

ここでは二つのタイプの革命が区別されている。コンドルセはブルジョア革命について論じているが、現代のプロレタリア革命についても同様のことがいいうる。ロシア革命が第1のタイプに属するとすれば、いま高度に資本主義化した国で進行しつつある、あるいは今後進行するであろう革命は第2のタイプに属するであろう。

池上氏の『人間発達史観』が論じているのは、

人間発達論としても、社会福祉論としても、現代国家論としても、この第2のタイプの革命が第1のタイプの革命よりも現実性をもってきた国々での社会変革を構想するさい決定的に重要な諸問題である。そう考えることによってはじめて、本稿では取り上げえなかつたキャピタルゲイン論などの論点についても核心にせまる理解をもつことができるであろう。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

基礎研研究年報『労働と研究』

(第10号) 発売中

第1部 研究運動論

基礎研運動からみたイギリス

森 岡 孝 二

第2部 修了論文

高齢化社会と老人保健法

上 田 均

新国際情報秩序から新国際経済秩序へ

角 田 知 生

職場からOA化を考える

政 田 祐 瞨

第2臨調下の「合理化」と税務労働論

今 村 元

第3部 論文

現場研究者としての教員の主体形成

小 嶋 昭 道

第4部 活動記録

1986年春季合宿研究集会

第9回研究大会の報告

夜間通信研究科活動報告

1部 1200円（郵送料込み）。

バックナンバーもあります。

ご入用の方は基礎研事務所までご連絡下さい（075-255-2450）。

●研究ノート

貿易摩擦と農業問題

——関下稔著『日米貿易摩擦と食糧問題』を読んで——

江尻 彰

I

80年代に入って、わが国の農業をめぐる状況はこれまで以上に厳しくなっている。日米経済摩擦の激化とアメリカ農業の輸出不振は、アメリカによるわが国の農産物市場への自由化攻勢をいっそうエスカレートさせており、従来は「聖域」とされてきたコメの自由化要求にまで及んできている。また、マスコミの論調などでも多くは、「食管制度」廃止などの「自由化」は時代の流れであるとの風潮を強めている。

このような厳しい状況のなかにあって、農業関係者だけでなく、消費者も含めて、広くわが国の農業・食糧問題のあり方について考えていく必要に迫られている。現在おこなわれている日本農業の解体を促進するようなさまざまなマスコミの論調に対し、事実に基づく科学的な批判を行っていくことが重要であり、また現在および将来のわが国の食糧生産や流通・消費のあり方についての国民的な大学習運動を起こしていく必要があると思われる。

そして、その際に重要なことは、今日の日本の農業・食糧問題は、もはや農業だけを論じるだけでは不十分であり、わが国の政治経済全体とのかかわりでみていくことが不可決である。とりわけアメリカの農産物「市場開放」要求の口実となっている日米経済摩擦の本質について、わが国の極端な輸出依存型体质をもった経済構造のあり方やアメリカの「市場開放」要求の真のねらいについて正確にみておく必要がある。さらに、今日のアメリカのわが国への農産物「市場開放」要求が、現在、途上国を含めて世界の食糧分配をおこなっているアメリカを中心とする多国籍アグリビジネスの食糧戦略の一環であることについて理解しておく必要がある。世界の食糧の需給バランスで穀物が過剰だからとか外国の農産物価格が安いから輸入したほうが得

だとか、当面だけの近視眼的な見方に対して、厳しく批判していくことが重要である。(もちろん、今日の停滞を余儀なくされている日本農業のあり方についても現状をどう打開していくのかについて同時に論議されなければならないのであるが)

本書は、わが国の今日の日本の農業問題について直接に論じてはいない。しかし、前述したような今日の農業問題を論じていくうえで不可欠な日米貿易摩擦の本質や多国籍アグリビジネスの問題について正面から論じており、わが国の農業・食糧問題について勉強していくうえでおおいに参考になる好書であり、この問題に関心のある方は、是非とも一読されたい本である。

II

本書の内容は、第1部と第2部の大きく2つの部分にわけられている。第1部では、日米貿易摩擦問題の「ひな型」ともいえる自動車摩擦問題をとりあげている。著者によれば、この自動車問題は、アメリカ人にとってもっとも国民的関心が高い問題であり、その交渉から決着に至るまでの経過のなかで貿易摩擦問題でおこりうるあらゆるパターンがそのなかで生まれているといい、この問題の考察は他の分野での貿易摩擦問題を考える際の「ひな型」になるとして分析をすすめている。この第1部は、第1章から第5章までに分かれている。第1章が自動車問題についての総論部分にあたる。そして、第2章から第4章までは、アメリカ議会の委員会報告などで具体的な事実関係によって分析をすすめ、第5章では再び自動車問題をふくめ、より総括的に日米貿易摩擦問題について、歴史的かつ総括的に論じている。

第1部での著者の主要論点をまとめていうとおよそ次のように理解できる。日米自動車摩

擦が激化する1970年代後半にだされたアメリカ側の論理展開は、『第1次ジョーンズレポート』(1979年1月)の段階では、日米間の貿易不均衡の主因は日本の保護主義にあると主張していたが、これが『第2次ジョーズレポート』(1980年9月)の段階では、この考え方を大きく転換し、アメリカの貿易赤字の主因は、アメリカの産業の国際競争力の弱化にあるとしている。また、『ITC レポート』(1980年12月)などでもアメリカの自動車産業の不振の主因は、ガソリン価格の急騰による小型車への需要の転換にアメリカ自動車産業が対応できなかった点にあり、日本車の輸入急増が主因ではないという考え方たが承認された。しかし、それにもかかわらず、その後アメリカは日本に対して日本車の輸入規制を要求し、政治的な圧力を使って、それを日本側の自主規制という形で決着した。これは、従来のアメリカの自由貿易主義に立つ論理とはいえないものであるが、この問題の「政治化」による日本側の一方的な自主規制という形での決着の背景には、長期的にはアメリカの自動車産業の小型車=ワールドカー戦略による世界的規模での自動車産業の再編戦略があり、短期的にそれを政治の力で調整する点にあると著者は述べている。

そして、この自動車摩擦にみられる問題の評価については、戦後構築されたアメリカ中心の国際分業体制(パクス・アメリカーナの世界)が、日米間の代位・補完関係の再編が自動車のような代表的産業にまでおよび、その改編を迫るまでの段階にきており、ここで短期的な両者の調整が頻繁に必要となり、これが現在の厳しい日米貿易摩擦として現われていると述べている。アメリカの多国籍企業は、この危機をこれまで以上に企業内国際分業を世界のすみずみにまで張り巡らせることで、日本のやり方を駆逐し、世界大での猛烈な産業再編を行おうとしている。しかし、そのためには、短期的な調整が必要であり、経済問題の「政治化」が不可欠という構造が定着してきていると著者は述べている。

III

第2部は、今日の途上国の多くが直面してい

る食糧問題について論じている。第6章では、戦後アメリカによる世界の食糧支配の起点となつたPL 480(1958年農産物貿易開発援助法)について論じている。この食糧援助政策は、その当初の意図が、①戦後のアメリカの過剰農作物処理としての性格、②将来の農産物の商業的輸出の拡大のための手段としての性格、③ドル節約、防衛としての性格、④パクス・アメリカーナ構築のための重要な政治手段としての性格、など多様な目的をひとつに統合したものであった。このPL 480は、アメリカ政府による積極的、意図的な市場創造であり、その後のアメリカの世界の食糧支配に基盤を形成することになった。

しかし、1960年代になるとアメリカ農業の生産力は急速な発展をみせると同時に、徐々に深刻化してきたドル危機に対応するためアメリカ政府は、穀物メジャーなどの多国籍アグリビジネスの支援をえて、次第に食糧援助という形態から商業輸出の形態へと転換し、保護主義的な農業政策をとるECや日本などの先進資本主義国への農産物の市場開放を迫る政策をとることとなる。この商業輸出は、70年代の食糧危機のなかで大きな成功をおさめるが、この成功の基盤は、それ以前に展開してきたPL 480などによる食糧援助政策にあったと述べている。

第7章では今日の世界の食糧生産と流通を支配している主体である多国籍アグリビジネスの世界戦略の概観と、その実態分析を国連の調査報告書に基づいておこなっている。著者による今日までの多国籍アグリビジネスの世界戦略の概観は次のように整理できよう。まず穀物についていえば、ハイブリット種子開発を基軸とした高度な生産力の発展があり、輸出産業として農業が確立し、これを現実可能にしたのは戦後のPL 480による「世界中へのパン食化」の普及であった。しかも、穀物生産の高度な生産力の発展は畜産の振興を促進した。畜産部門でもブロイラーに代表されるようなハイブリット革命が進み、肉牛経営などでも企業的なフィードロットに代表されるようなハイブリット革命が進み、肉牛経営などでも企業的なフィードロット経営が普及する。そして、ここでもまた、アメリカは世界に「肉食化」を普及し、大量の飼料穀物

の輸出に成功する。こうしてアメリカは、「世界のパンかご」「世界の食糧庫」となるとともに世界中にアメリカ的し好とアメリカの食糧生産方法を強制し、各国はアメリカの穀物、種子、畜種、さらにはバイオ技術の恒常的な依存状態を余儀なくされる。これらの取引を担うのはアメリカの多国籍アグリビジネスであり、これこそアメリカの多国籍アグリビジネスの戦略であると述べている。

さらに続けて著者は、多国籍アグリビジネスの実態の分析を国連の主として食品加工部門にかんする報告書にもとづいて、詳しくその紹介をおこなっている。このような多国籍アグリビジネスの活動についての実態調査は従来ほとんどなかったので、貴重な成果である。(ただし、ここでは紙面の都合で紹介は割愛させていただく。)

そして、著者は最後に多国籍アグリビジネスの世界戦略がもたらす矛盾と制約について次のようにまとめている。①その巨大な生産力にもかかわらず結局のところ途上国の飢餓を救済できず、途上国での貧富の差を拡大していること、②彼らが押し進める「肉食化の進展」がわれわれ人類にとって必ずしもよりよい食生活とはいえないこと、③彼らの進めるハイブリット種子による単作化と連作化は、化学肥料と農薬の増投をすすめることとなり、それが人体への悪影響をもたらしていること、④彼らの戦略のもとで各国の農業生産は著しく自主性、独立性を失い、いっそうアメリカの食糧戦略と多国籍アグリビジネスへの従属を強めざるをえないこと、など今日の多国籍アグリビジネスの世界戦略がさまざまな問題を解決しえていないどころか、世界の食糧問題をいっそう激化させていると述べている。

IV

評者は、第1部の具体的な内容の是非については専門外であり、それについて論評する力量は持ち合わせていない。ただし、感想的に述べさせてもらうなら、近年の日米農産物貿易交渉の過程をみてみると、著者が指摘しているように、これは純粹に経済問題の議論というよりもかなり露骨に「政治化」が先行しているといふ

点ではまったく同感である。たとえばそれは、日本が世界でも有数の農産物輸入国であり、アメリカ農業の最大の顧客でありながら、「日本の農産物市場は閉鎖的」というアメリカ側からの非難にみられるし、さらには現在、問題になっているコメの自由化の問題についてみても、その直接的な契機となったのはRMA(全米精米協会)の提訴であるが、それが出されたのはアメリカの上院・下院の中間選挙直前であったことなどの事態をみてもわかる。

第2部については、著者のアメリカ食糧戦略についての歴史的な事実関係の整理は非常に明快でありまったくその通りであると思われる。また、多国籍アグリビジネスの実態についてもこれまで個別的なアグリビジネス企業の事例紹介はあったが、多国籍アグリビジネス全体の海外での活動については、ほとんどなかったようにおもわれる。これが初めて本書で詳しく紹介され、今後の多国籍アグリビジネス研究にとって貴重なものになると思う。それらを評価したうえで、この著書では残念ながら時期的に十分に入っていない80年代のアメリカ食糧戦略について、著者がどう評価されているのか、これについて是非、意見をうかがいたい。最後にこの点について評者の若干の意見をのべて終わることにする。

周知のように80年代に入って、アメリカの多国籍アグリビジネスの発展の基盤となってきたアメリカ農業は、その高い生産力にもかかわらず国際競争力を失いつつある。この低下をもたらしたのはレーガン政権の「ドル高」政策であり、カーター政権の対ソ穀物禁輸政策が直接的な原因であるが、それと同時にアルゼンチンやブラジル、タイなど農業生産力の上昇による国際農産物市場での競争の激化による国際農産物価格の大幅な低下がある。これらの国は本書にも述べられているように多国籍アグリビジネスの途上国での活動拠点であり、アメリカ的な農業生産様式がもっとも普及している地域である。それらの国にとって農産物輸出が「飢餓輸出」的であっても、輸出依存的なアメリカ農業・農民にとってはアメリカ農産物輸出の不振=農業不況となって現われ大変な脅威となっている。

このことは、本書ではあまりふれられていない

いアメリカの多くの家族経営的な農民と多国籍アグリビジネスとの間の矛盾を激化せざるにはおかしい。実際に穀物メジャーは、80年代に入つての「1930年以来の深刻な農業恐慌」のさなかに、アルゼンチンから秘密裏にアメリカ国内へ穀物を輸入しようとする事件も起こしており、ここでも自動車工業と同様に農業でも多国籍企業が、アメリカ農業の「空洞化」ともいえる現象をひき起しつつある。

現在、このアメリカ農業の「空洞化」を回避する方策は「1985年農業法」に示されている。それは、長期的には家族経営の解体による大経営への生産の集中によるより一層の生産力の向上にあるが、短期的には「ECや日本の農業保護主義」に対抗すると称して実施している「補助金付きの農産物輸出」の拡大である。後者の事態は、いまでもなくアメリカが60年代後半以来（現在でも建前はそうだが）主張してきた論理=自由貿易主義の論理とは明らかに矛盾するものであり、そこにもまた著者が述べているような例外的事態として「政治化」の論理が働き、強者の論理から弱者の論理への転換がみられる。

もちろん、アメリカ農業は今日でも多少弱く

なったとはいえ基本的には世界の「食糧庫」であることは変わりはない。また現在のアルゼンチンなど、途上国の農業生産の基本的な部分はアメリカの多国籍アグリビジネスが握っており、アメリカ農業の世界農産物市場輸出のシェアが低下しても、多国籍アグリビジネスが支配している農産物のシェアは拡大しているとみることができる。アメリカ農業の不況は、多くのアメリカの家族農場経営に打撃を与えたが、多国籍アグリビジネスへの被害はそれほど大きくはない。今後も彼らが、ますます世界の食糧の支配を拡大していく事態に変わりはない。そして、それはいっそ世界の食糧問題を混乱させ、アメリカや日本、EC、途上国での農民や消費者に打撃をあたえずにはおかしいであろう。また、多国籍アグリビジネスが中心となって現在、展開されている途上国での農業生産の発展の今後を考えても、それは決して楽観的にみることはできない。それはアメリカ的な地力収奪の農業方式の生産であり、このような農業がどこまで続くかおおいに疑問である。

（えじり あきら 所員）

『経済科学通信』バックナンバーのご案内(1)

現代社会の「構造転換」を考える

42号 84年6月

現代の消費構造の転換

43号 84年10月

現代の労働と情報化

44号 84年12月

今日の「構造転換」と経済学の課題

45号 85年4月

「構造転換」の中での労働時間と生活時間

46号 85年8月

日本経済の「構造転換」と「国際化」

47号 85年12月

地域・産業の「構造転換」

48号 86年3月

「金融革命」と国民生活

49号 86年6月

経済学の革新

50号 86年9月

軍拡と軍縮の経済学

51号 86年12月

文化の経済学

52号 87年3月

アジアと日本

53号 87年7月

在庫があります（1部1000円、45号まで800円——郵送料込み）。

ご入用の方は基礎研事務所までご連絡下さい（075-255-2450）。

●書評

R.ディグラス著/藤岡惇訳

『アメリカ経済と軍拡』 ミネルヴァ書房 2000円

本書は刊行後の反響が大きく、『毎日』7月13日付、『赤旗』5月25日付(木原正雄氏)、『日経』5月31日付(宮崎勇氏)、『日本の科学者』87年9月号(新岡智氏)、等によって取り上げられ、高く評価されているので、評者などが改めて書評するというのは若干気がひけるが、簡略に内容を紹介したい。

まず本書の大略であるが、第1章ではアメリカ経済に占める軍事部門の比重を国民経済、地域、労働力、その他の点から再確認する。「70年代に連邦政府が直接買い入れた財やサービスのなかで、軍事購入分は70%を占めていた」(12ページ)という「要塞国家」アメリカの現状が示される。第2章では国際比較を中心論拠にして、莫大な軍事費負担がアメリカの工業生産力の低迷を招いた主因であると主張する。第3章では軍事技術の波及効果が検討される。軍拡を支持する立場から、軍事技術を民生技術に転用することによって生まれる波及効果がよく宣伝されるが、著者は軍事関連研究開発は、初期効果はともかく、最終的には民生技術の発達を阻害している、と述べる。第4章においてはレーガン政権下での軍拡のもたらす経済的破綻、すなわち財政赤字、インフレの発生、その他の諸問題を取り上げ、軍拡経済からの脱却こそがアメリカ経済再生の基軸であると結論づける。

本書の優れた点は、結論自体よりも、その結論を可能な限り資料考証によって論証しようとする姿勢にある。もちろん書物も人間と同様、長所が短所になるのであり、データによる考証が主軸となれば、論理的解明は前面には出なくなるが、それは分析手法の違いとして

よい。むしろ評者が感じた本書の最大の問題点は「過度の単純化の弊害」にある。アメリカ経済の対極的存在として日本経済が賞賛されるが、日本の不均等発展の要因を結果的には軍事費負担の軽さだけに求めるのは単純すぎ、さらにいえば日本の急速な発展もアメリカの軍事力独占=パックス・アメリカーナに全面的に取り込まれることによって可能だったのではないか、という指摘が当然なされるであろう。また「不況脱出策としての軍事支出の有効性」という問題についても、ケインズ等の主張は「経済思想史の主潮流から孤立した特異な見地」(31ページ)にすぎず、「興味深い示唆が含まれていることは疑いない」(56ページ)が、事実とは相違する、とあっさり片付ける。しかし資本主義の根本的矛盾としての「全般的過剰生産」の問題は、リカード・マルサス論争以来、経済学の一大争点だったのであって、著者ディグラスの立場は余りにも「明快」すぎるといえる。

しかしこれらの弱点は、本書が民主党進歩派系民間団体「経済優先度評議会」の調査報告から出発している(訳者あとがき)、という経緯からすれば、やむを得ない限界とすべきであろう。それをふまえた上で特に秀れた叙述をあげれば、その一つは第3章の軍事技術波及効果分析のなかでのエレクトロニクスの事例研究である。エレクトロニクスは戦後最大の革命的新技術産業であり、かつ軍事技術波及効果の典型例であるとされてきた。ディグラスは事実を検証することによって、その通説的理解に反論している。軍事技術の波及効果については一般論にとどまら

ず、より具体的な事実に基づいた実証作業が必要なのであり、この叙述には説得力がある。またアメリカ軍需産業が国民経済の中に占める比重を分かり易く説明する多數の統計データも有益である。

総括的に述べれば、日本も本格的な軍拡に踏み切りつつある現在、わが国の進路を真剣に考える者にとって、パーロの『軍国主義と産業』、等に続いて必読の書になるとと思われる。表意文字に慣れた日本人には表音文字は非常に読みにくい。丁寧な翻訳作業をなされた訳者の御尽力に敬意を表する次第である。

さて書評も数番目になると読者の興が薄れる。そこで『経済科学通信』掲載の書評ということに関連し、若干の蛇足を申し上げたい。現在の世界的規模での軍拡の進展の問題は、経済学においても最大の課題の一つである。しかしそれだけ問題は複雑であり、解決策の提示は容易ではない。その中で本誌51号所収の「軍拡と軍縮の経済学」に見られるような共同作業の意義は大きい。しかしこの問題は経済学だけでは実は解決不可能である。たとえば「国民経済レベルから巨視的にみれば軍需産業はマイナスの効果しかない」といったところで、軍拡に利益を見い出す者には何ら説得力を持たない。そしてアメリカのみならず、ソ連においても、あるいはその他の国々においても、軍拡に利益を感じる相当広範な企業、労働者が存在していることが事態解決を極めて難しくしているのである。こうなると当然政治学からの解明が必要ということになる。さらには軍事技術、軍事思想、歴史学、労働論、社会意識論、等との共同研究が求められる。評者のみるところ、わが国ではこれらの共同作業は、外務省の外郭研究所「日本国際問題研究所」において一番進んでいると思われる。もちろん、これには外交政策、防衛政策をめぐる防衛庁と外務省とのナワ張り争いのた

めの理論的優位性確保の手段という側面がある。しかしその成果を吸収した上で、国民の立場からの政策提示が求められているといつてよいであろう。わが国の針路は、今後10~20年のタイム・スパンで見た場合、現象的には「町人国家の道」(すなわち政治的・軍事的にアメリカに従属し、一層高くなる対米コストを支払い続ける道)か、「NATO型国家の道」(軍事費をGNP比3%程度にまで増大し、アメリカとはEC並みに相対的に独立していく道)の二

つか選択肢がないようである。しかしあれわれの課題は、それ以外の道、つまり眞の平和の中で繁栄が可能である、という現実的展望を示しうるかどうかというところにあると思われる。本書の訳出が一つの契機となって、様々な分野で活躍しつつ研究するという基礎経済科学研究所の特質を生かし、説得力のある政策提示につながる作業が続けられることを期するものである。

(中村 達 鹿児島大学)

●書評

藤岡純一著

『日本経済の展開と財政』 文理閣 2900円

本書は著者の「財政に関する問題を、現代日本資本主義の発展過程との関わりにおいて解明することを課題とする」立場で書かれたものである。

構成は次のとおりである。

第1編 現代日本財政の確立と展開

- 第1章 現代日本企業税制とシャウブ勧告
- 第2章 行政事務再配分における総合化原則
- 第3章 高度成長下における財政の社会・経済機能

第2編 転換期の日本財政

- 第4章 スタグフレーションと所得・資産課税
- 第5章 地域的不均衡と府県財政

第6章 財政の経済的分類

第3編 80年代の日本財政と財政改革

- 第7章 所得格差の拡大・サービス経済化と現代税制
- 第8章 国債累積・「行政改革」と外需依存型経済

第9章 教育・文化費と地方

自治

第10章 國際化社会の国家財政

この構成と内容で気がつくことは、特に税制に関しては、現代の納税者(国民)が関心をもっているテーマをとりあげて、それを統計的にも解明し、回答を簡潔にまとめている点である。たとえば、第3章では高度経済成長財政の機能が、重化学工業独占の強蓄積を促進し、被支配階級を統合する機能をもっていたということを明らかにしている。税の仕事に従事しているとかえってトータルな視点を失いやすいが、この指摘には教えられる。

第4章では、所得税を見直す動きに対して、唯一累進性を保障できる税制として、それを税体系の基幹とすべきだと主張している。この観点が一般的には薄れがちなので、誰もが確認しておくべきだろう。

第7章は、直間比率見直し、大型間接税導入の動きを批判する内容となっている。その論拠としては次の5点を挙げている。(1)給与所得者の間においても1975年以降の低成長下においても所得の格差

が開いている。(2)不公平の是正でまず必要なのは、勤労者の人的控除を拡大することなのである。(3)高所得層においては分離課税などで実行税率が低くなっている。(4)低・中所得層では、給与所得者に比べて申告納税者の方が実行税率が高くなっている。(5)所得格差の拡大とサービス経済化は、付加価値税の持つ逆進性を深刻にする。これらのことと勤労者の多くが学び、世論となれば直間比率見直しの動きも封じられるものと思う。

いまみてきたように、本書の内容は時機を得たものであり、一読を薦めたい。

次に3点ほど気が付いた点を述べさせてもらう。

1. 税制研究の方法に関することがあるが、著者は、第1章をはじめとして、税制を研究するには資本主義の発展とかかわりで見ていくことが大事だと強調されている。それはその通りであるが、検討の中身としては、税制の変遷と各種の経済統計の数字を結合させている。こうした方法による結論は、論者と異なる見解を持つ者からは、結果論にすぎないと批判されやすいのではないかだろうか。

その税制が生まれた当時の、資本と勤労階級の税をめぐる対抗関係と運動を欠いては説得力を充分備えているとはいえないよう思う。最近の、売上税問題をめぐる様々な動きを見ていると、特にそう思える。

2. 第4章で70年代の租税構造について述べているなかで、「課税最低限に引上げがおこなわれないことは、一方での納税者数の増大と負担率の増大となってあらわれるが、他方で、申告納税者を中心とした異議申立て件数の増大としてあらわれる」(89ページ)とし、統計数字をあげ、原因として「インフレ増収に対する抵抗」(89

ページ)としているが、それもあると思うが、税務調査のあり方と、それに対する納税者の反応と見た方が、より妥当だと思う。通常は異議申立ての前段階として税務調査があり、異議申立てはその結果に対する“異議”だからである。

3. 第7章の「おわりに」で勤労者の重税感・不公平感について述べている部分に関してである。著者は、重税感・不公平感の原因として実質負担の増大、可処分所得の伸び悩み、人的控除の据置などをあげているが、不公平感を語るには、9.6.4論にもとづく、

給与所得者の業者(申告納税者)に対する不公平感に触れない、不充分ではないだろうか。表向きはともかく、これが大蔵省と国税庁の主要な分断の手段になっていることは周知のことであるし、残念ながら、それがかなりの「効果」を發揮している現実もあるのだから。

以上の3点はまとはずれで、些細なことかもしれないが、評者なりに、気にかかることなので指摘したい。

最後に、評者の関心領域と能力の制約により、紹介が税の分野に偏ったことをおわびしたい。

(大辯誠一 所員 国税労働者)

析」(ivページ)であり、その分野の特定課題を本書全体を通じて詳述するものではない。

次に、各章の配列であるが、第1章(援助の金融化と債務累積)は、国際開発金融の歴史的性格規定を行うとともに、今日の累積債務の構造的特質を鳥瞰することが課題となっており、累積債務を「体制維持コストとしての援助の金融化」(2ページ)としてとらえることの重要性が強調される。第2章(国際的過剰貸付資本と債務累積)は、債務をファイナンスした貸付資本の2つの源泉(オイルマネーとスタグフレーション・マネー)を検討する。そして債務累積の起動力は国際的過剰貸付資本の側にあったと結論する。第3章(大恐慌下のデフォルト問題)は、戦間期のデフォルト問題を分析することにより今日の状況との比較を試みている。第4章(IMF体制と債務累積)の課題は、「IMF体制が債務累積過程に如何に関わり、発現した債務累積危機にIMF体制が如何に対処しているかを論じることである」(93ページ)。第5章(多国籍銀行の動向と日本の債権大国化)では途上国の債務累積問題とアメリカの債務国化を世界のマネーフローと多国籍銀行の分析によって明らかにされる。第6章(ラテンアメリカNICsの債務累積)は、債務国経済の現状と開発政策、それにリスクケジュールの実態をL.A.に即して分析し、末尾にキト宣言とカルタヘナ合意に言及される。第7章(韓国の経済発展と債務累積)は、「韓国の債務累積問題は、その工業化自体に内在するメカニズムという側面を強くもち、また80年代の世界的環境の変化によって顕在化されたもの」(212ページ)と結論づけている。第8章(ヘゲモニーの後退とアメリカの債務累積)では以下の指摘がなされている。「米国が活路を見出すべき金融・サービス面の優位はdeindustrializationあるいは製造業の競争力の低下と表裏をな

●書評

中村雅秀編著
『累積債務の政治経済学』 ミネルヴァ書房 2200円

この数年、南北問題、発展途上国に関する優れた論文、著書が多く刊行、出版されているが、本書もその一つであることを誰もが承認するであろう。と同時に、冒頭において指摘しておきたいことは以下のことがある。

編者の下で30歳台前半の若手研究者が「集団」として形成され、優れた本書を完成させたことに対し、われわれは注目し、また、このことの意義を考えざるをえない。研究者が成長していく過程において、大学院入学時からの約10年の期間が特に重要なことは言を俟たないが、本書は執筆者たちにとって、この期間に自分たちの研究環境をどのように作っていくかという、評者にとっては不十分だった課題の達成の一里程なのである。

I
話しが書評から離れた。元へ戻

そう。まず、本書の枠組・構想からみることにしよう。

本書の構想はきわめて遠大である。すなわち、途上国債務危機が70年代以降の資本主義世界体制の危機の一環として、つまり、その「帰結そのものの総体」としてとらえられ、本書は債務危機の分析によって今日の危機構造の全体を逆に照射することをねらっている。このことについて「まえがき」は次のように述べている。

「われわれの言う累積債務問題とは、世上語られる途上国そのだけを決して意味しない。70年代型危機の三重の論理の帰結そのものの総体としてのそれといつてもよいであろう。…(中略)…本書は、こうした意味から、累積債務問題を軸にして、今日の危機構造を世界体制に逆照射しようとするものである」(ivページ)

したがって、本書は途上国債務累積問題の「総括的視野からの分

して進行している」(241ページ)。「アメリカの再々にわたる政策転換の余波を受けて多くの他の債務国が破綻の淵に追いやられる危険性は……去ったとはいえないであろう」(同)。終章(1986年もう一つの危機)では、「援助の金融化」の帰結たる「国際的危機管理システム」の破綻がフィリピン革命によりながら展望される。

II

以上、各章の配列とキーポイントをみたが、途上国債務危機が「70年代型危機の帰結」であるという本書全体を通じる論理は、各章の展開によってほぼ論証されたと思われる。

このように、今日の債務危機を資本主義世界体制の構造から明らかにし、その鳥瞰図を描いた類書は見当らない。この意味で本書は先駆的業績であると言わなければならぬ。こうした優れた著書が刊行されたのは、8人の新進気鋭の研究者が「若手集団」として、長期にわたり十分な論議がなされたうえのことであると思われる。

以上の評価とともに、しかし、苦言もいくつか呈しておかなくてはならないだろう。

ひとつは、国際金融市场の分析は割愛してもよかっただろうかということである。過剰資本の形成と資金フローの分析(第2、5章)でそれが穴埋めできるものとは思えない。債務危機が金融不安、金融恐慌として発現するメカニズムを明示しないからである。第2に、債務危機と管理システムに対する途上国側の対応については第6章においてキト宣言、カルタヘナ合意に言及されているが、もう少し突っこんだ分析が必要だったのではないか。「途上国の正面舞台への登場」(11ページ)がますます展望されるのであればなおさらのことと思われるのだが。さらに、些細なことかもしれないが用語に問題を感じるところが数ヵ所見うけられる。たとえば、第4章の表題。「IMF体制と……」なのだろうか。

以上、3点苦言を述べたが、これで本書の価値が損われることは決してない。本書で強調された「総括的視野」を大事にしながら、われわれは本書の執筆者とともに、債務累積問題についてのさらなる探求の道を歩まねばならない。

(奥田宏司 所友 大分大学)

●書評

吉田文和著

『マルクス機械論の形成』 北海道大学図書刊行会 4500円

(1)著者は本書の目的を、第1に近年入手可能になったマルクスの「機械と大工業」論に関する諸草稿と諸抜粋を検討することを通して新たな水準から一定の整理・総括を行なうこと、第2に以上のことをふまえ現代技術の経済学的分析の方法論を問い合わせ今日のME革命といわれる新たな技術展開に対する分析視角・分析用具を準備することとしている。

この目的と関わる問題意識として、氏は序文冒頭においてME革

命といわれる事態が「経済・社会に与える影響は計り知れず、現代資本主義・社会主義の経済的分析にとって、それをたんなる事件にとどめているとしたら、破滅的な報復をこうむるだろう」と述べている。従来の、ME化を資本主義のたんなる事件ととらえ、その経済・社会への影響を述べるにすぎなかつた論議に対する批判の意をこめたものといえ、著者の問題意識といえるものだろう。この点を氏は「労働過程」論の従来からの

把握の不十分性にもとめ検討を試みられた。

1857~58年の『経済学批判要綱』における「労働過程」論から資本論におけるその課題と位置を明らかにし、その後資本論成立史上における『草稿』の「労働過程」論の位置解明をおこなっている。氏は、ME化の進展の中ですます重要性を増している物神性批判の課題を提起され、まずこれとの関わりで労働過程の考察をくわえられる。この考察は「労働過程」論の位置づけ、その理論的抽象度およびその性格理解であるとされている。労働過程論の位置づけとして「貨幣の資本への転化」論の一部において、またその理論的抽象度として「労働過程一般」と「現実の労働過程」の区別において考察をおこなっている。「現実の労働過程」については技術学の対象および資本による労働能力の消費という二側面においてとらえられる。またこれらと「労働過程一般」の区別およびこの「現実の労働過程」の価値増殖過程との統一的把握は本書の重要な論点である。

物神性批判については、『草稿』とくらべて資本論は「労働過程一般」と「資本のもとでの労働過程」との区別・分離が徹底していると述べ、このことが資本主義のもとの労働過程の歴史的性格をうきぼりにしていると述べられている。重要な指摘である。つまり資本家は労働過程を支配・包摶するが労働過程の「一般的な本性」を変化させはしない。それゆえ資本が単純な労働過程一般の契機と混同され同一視される物神性の事態が発生することになる。労働過程の一般的な本性はマルクスにおいて「資本のもとでの労働過程」においてより強調される。したがって氏のいいうように「現実の労働過程」「資本のもとでの労働過程」の考察が重要となる。

「現実の労働過程」はテヒノロギー(技術学)として考察される側面と価値増殖過程との統一にお

いてとらえられる労働過程の側面を意味するとされ、一般的契機＝労働過程一般は、素材の学としての技術学および形態規定としての価値増殖過程をへて、「現実の労働過程」・「資本のもとでの労働過程」に到達するとされる。

次にヘーゲルの「理性の狡智」論を技術学また労働手段との関わりで問題とされる。諸物を他の物に働くさせる「威力の手段」として作用させるために、「自然力、自然法則を利用して自然が自分で働くように仕向ける」。手段は主觀とは別に客觀として独立に存在する。ヘーゲルはこの手段の無限累進性を目的との関わりでとらえており、これを氏は技術論の立場から手段の体系性（システム）の問題とみる。このことは今日の情報システムにおいて重要な論点といえる。

(2)第Ⅱ部についてはME化との関連に限っていくつかの論点を紹介する。

ニアが資本は科学の助けによって労働者に服従を強要すると述べつつ他方物理＝機械科学が社会に与えた恩恵と人類の運命を改善するために用意している手段が強調されないことに憤慨しているという点を、「資本の頭の愚かな矛盾」を示す「素朴さ」とマルクスは述べていると紹介している。今日のME化の評価にも関わる論点であろう。すなわちニアの述べる両面を前者が資本主義的充用の側面で後者が機械の側面と区別すれば事足りるのであろうかということである。

バビジは機械の成立を、労働そのものの簡単化——労働手段（道具）への対象化——労働手段（道具）の側での簡単化——その労働手段（道具）の再結合——一つの動力に駆動という道じをへて説明する。この内容を生かしたマルクスは機械を「分業の反定立」、「細分された労働」の統一を回復する総合と考えるのはばかげたこととしている。ME化についてもこの観点が重要であろう。またバビジ

の「精神的作業の分業」さらに構想と実行の分離から「管理労働の分業」、「提案制度」を含む「労使共同体」構想の提起などを考察されていて興味深い。

技術学としての、マルクスの「発達した機械」・「機械の連鎖体系」・機械の「空間的集合」の規定と関わっての『諸国民の産業』の考察、マルクスが労働者の代わりに一つの機構をもつくるためのウィリス『機構の原理』の継承性の考察、機械——テヒノロギー——科学の相互関係についてのボッペ『テヒノロギーの歴史』の考察、ダーウィンの「テヒノロギー」用語に関する理解のための社会の人間の生産的諸器官および特殊な社会組織の物質的土台の形成史と動植物の諸器官の形成史との対比およびその源泉を中心にしての『種の起源』の考察等は現代的な問題意識をもって読み込めばME化の分析につながる内容であろう。

(3)第Ⅰ部第一章において新たな分析視角の課題を「労働過程」論の考察としておさえながら、それと第Ⅰ部第二章との関わりがわかりにくいものとなっている。また第Ⅱ部の新たな水準からの整理をふまえた上での方法論的考察の深化がどの点においておさえられるのか読みとりにくく、そして以上の理由でME革命に対する氏のいう新たな分析視角・分析用具の準備としての第Ⅱ部全体の考察の意義は、第Ⅰ部第一章での鋭い理論的提起とのかかわりに限ってみれば不明確である。しかし本書が、氏のいう「技術の問題を経済学的分析の対象として本格的に取り扱った業績は少数の先駆のそれをのぞき無きに等しい」という状況を開拓する本格的刺激になることは間違いなさそうである。

(重本直利 所員 大阪経済大学)

●書評 スティーブン・マリス著/大来佐武郎監訳/坂本正弘・安田靖訳

『ドルと世界経済危機—日・米・歐は何をすべきか—』 東洋経済新報社 3800円

本書はOECDの経済総局一般経済局長、OECD事務総長特別顧問であったスティーブン・マリスによる80年代世界経済の診断と处方箋を描いた基本文献である。

著者によれば80年代の世界経済の不均衡はアメリカにおいて財政赤字が大幅に増大している一方で、アメリカ以外の世界の構造的財政赤字が減少し、しかも十分な貯蓄があったということが大きく影響しているという。つまり「アメリカと他のOECD諸国とによってとられた全く逆の政策の相互作用の結果なのである」ということになる。アメリカが大幅な財政赤字によって経済成長を促進し、金利を上昇させたことと他のOECD諸国が財政赤字削減政策をおこす始めたことが、80年代前半にドルを

高くし、アメリカの大幅な経常収支赤字をもたらした原因だといふ。

著者によれば、このまでいくと、1990年にアメリカの経常収支はGNPの5%となり、84年から90年までの6年間に必要とされる資本流入額は1兆3000億ドルに達し、その結果、86年中に世界最大の債務国になり、1990年には対外債務が1兆ドルを超えることになると予言する。ドルは現在の経常収支赤字が増えるのを防ぐだけでもかなり長い間低下しなければならない。原著書が85年10月と、G5の1ヶ月後という時点に完成されていることを考えると、この指摘は実に注目すべきである。日本語版への序文において著者はドルが大幅に過剰に下落し、1ドル130円を

超えるまでになることがあるという。

したがって、不均衡に対する正しい解答は、ドルが急激に下がることと同時に、アメリカとそれ以外の国の成長率格差が逆転することの両方が必要だということになる。アメリカに要請されるのは財政赤字の削減であり、日本に要請されるのは内需拡大を実現する一時的な財政赤字政策である。吉富勝の主張するような内需拡大抑止論は厳然と批判される。ここには80年代中盤からのサミットでの政策合意が正確に見通されている。というより国際経済研究所の政策研究である本書の主張が、現実に採用されているのではないかと考えたくなってしまう。

このように本書は実に明解な現代世界経済分析と政策提言からなっているが、評者の眼から見ればいくつかの疑問が浮かんでくる。

その第1は、本書が不均衡の原因を政策的なものに求めて、バクス・アメリカーナの崩壊という構造的原因を見過しているのではないかということである。アメリカ経済の低迷は多国籍企業による空洞化と生産性低下にある。このことが軍事費突出の財政大幅赤字

と経常収支赤字、いわゆる「双子の赤字」の背後にある。この事実の認識がなければ、現代の世界経済の把握は困難であろう。

第2に、政策提言であるアメリカの財政赤字の削減の方法であるが、軍事費突出の事実に目をつぶっているために、ガソリン消費税増税というような「税制改革」の枠に留まってしまっている。

第3に、日本の内需拡大であるが、この点では、日本の社会資本の立ち遅れと来るべき老齢社会の到来を踏まえ、現在の貯蓄の余剰は経済的・社会的インフラストラクチャ、すなわち、住宅、運輸、健康、文化、レジャー、レクリエーションの施設などの改善を主張している。このほか投資優遇税や住宅促進を進める税制の実現などを主張している。この点については新岡智の批判がある。つまり、「資本と労働」における不均衡、換言すれば、実質賃金の伸び率が生産性上昇率にくらべて著しく低く、また労働時間の長さが他の先進国にくらべて著しいことである（新岡智「国際化の費用負担と経済自主権」基礎経済科学研究所編『講座・構造転換・国際化のなかの日本』青木書店、1987年）。こうし

た不均衡の改善方法を摸索すること抜きには、内需拡大も軍事大國化、産業基盤整備の財政赤字政策に終わって、生活基盤の改善へとは進まないであろうし、税制改革も「資本と労働」の不均衡を拡大再生産するような方向へしか向かわないであろう。

第4に、90年にかけてアメリカの経常収支赤字と日本の大幅黒字、そして低開発国の累積債務問題という構図が変わらないとすれば、日本の経常収支大幅黒字を、単なる機関投資家による対米投資と直接投資による日本経済空洞化に終わらせずに、いかにして低開発国に還流させるかが、問われなければならないはずであるが、残念ながら本書にはそうした政策への指向が見られない。

このように本書にはいろいろ疑問の余地の残るところが多いが、70年代末から80年代初頭を分析した吉富勝の『レーガン政策下の日本経済』（東洋経済新報社、1984年）と並んで、政策担当者の現代世界経済診断がどの辺にあるかを教えてくれる貴重な文献であることは疑いない。

（向 壽一 所員 横浜国立大学）

『経済科学通信』バックナンバーのご案内(2)

● 53号特集「アジアと日本」

日本・アジア・環太平洋

日本型多国籍企業とアジア

日本資本の東南アジア進出が問い合わせるもの

食糧・農漁業問題におけるアジアと日本

ASEANと日本

アジア NICs と日本経済をめぐる諸論点

藤原 貞雄

佐々木 建

和田 幸子

森井 淳吉

西口 清勝

田中 祐二

在庫があります（1部1000円——郵送料込み）。

ご入用の方は基礎研事務所までご連絡下さい（075-255-2450）。

連載第1回
研究所
訪問

人間発達研究所

— 本号から新しい企画として、〈研究所訪問〉が始まります。その第1回目は、大津市内に事務所をもつ人間発達研究所(田中昌人所長)です。この研究所は1985年11月に設立されたもので、学問領域でいえば教育学や心理学での発達研究を土台とし、実践的には障害者運動に深い関わりをもった方々が担っておられます。

私たち基礎研がこの研究所に大きな関心を寄せるのは、その名もすばり「人間発達」を正面に掲げている点にあるからですが、そのことは名前だけではありません。日本での発達保障論の形成・発展にとって、障害者問題や運動との関わりを抜きにすることはできませんが、実は故糸賀一雄氏に導かれた近江学園での実践と理論活動の発展のなかで、発達保障論が生み出され、全国障害者問題研究会の誕生の大きな契機が作られる、さらには地域的な保健医療の発達保障システムとして全国的に注目をあびている障害乳幼児対策・乳幼児健診大津方式が作られており、これらの実践に携わってこられた方々がこの研究所の設立と運営の中心を担っておられるからです。いわば発達研究の「本家本元」の研究所という訳です。

この研究所を、9月3日の夜、訪問してまいりました。—

研究所の事務所はJR大津駅の裏、国道1号線を横切ってなだらかな坂道を少しのぼったところの梅田ビル3階にありました。応対してくれたのは、運営委員長(実質的な責任者といえるでしょう)の加藤直樹さん(滋賀大)と事務局長の中村隆一さん(大津市民健康センター)。私どもの訪問のためにわざわざ時間をとって事務所に集まっていたいただきました。

事務所は、基礎研の3分の2ほどでしょうか。専従事務局員を2名置いているとのこと。私た

ち基礎研と同じくバックとなる組織ではなく、所員費・所友費のみで支える協同組合組織で、財政的にはかなりの苦労をされているようです。

研究所の活動の概要については、加藤さんから、研究所設立の経過、その目標とするもの、現在の到達点、および今後の課題、抱負についてまとめて話しがありました。

それによりますと、設立の契機となったのは、全国障害者問題研究会の本部から滋賀のメンバーに委嘱される形で行った過去4年4回におよぶ「発達診断講座」の開催だそうで、全国から非常に多くの参加希望があったこと、さらにはまだ多くの未解明な課題についても継続的に取り組める常設の研究組織が必要なことを痛感するなかで、発達研究の拠点となる協同組合を作ろうと決意されました。

設立準備のなかで検討を重ねられたという研究所のめざす方向は、次の三つに整理されています。一つは、これまで発達研究ということでは、個人の発達として、乳幼児期中心に行なわれてきたが、人間の生涯、ライフサイクルを見渡した発達理論についてはまだ手がつけられていなかったこと。したがって、乳幼児期、児童期、青年期、成人期、さらには高齢期を一貫した過程としてとらえた発達研究とその理論化をすすめること。二つめは、自然科学、社会科学など他の領域と手をつなぎた発達研究を総合的におこなうこと。そして、三つめは、保育・教育などの実践現場から問題提起を受けそれをまた実践現場に返していく研究活動を行なうこと。

設立から3年間は基礎づくりということだそうで、現在の研究所の到達点は、人の面では到達目標の8割程度(所員78名、所友375名、団体所友6)、共同研究の継続を保障するための研究基金づくりではほぼ目標通りの進行、研究・調査活動では「青年・成人期障害者の人格発達」

「乳幼児の発達診断」「重症心身障害児」「病・虚弱児」のそれぞれに関する研究が始まられているところということです。

今後の課題ということでは、共同研究のチームをたくさん作るなかで所員・所友を量的に増やしていくこと。共同研究のチームでは、乳幼児期と青年・成人期をつなぐ児童期、思春期、さらには高齢者の発達研究に手をつけていきたい。そのためにも、教育や心理の関係のものだけでは到底できないので、医学や社会科学の分野の人の協力が是非ともほしいこと、などを思っているとのことでした。

なお、研究所の組織としてはまだブランチ（地域支部）がなく、遠隔地の所員・所友をどのように結集するのか、本づくりで共同執筆や通信員になってもらうことはできるが、それ以上の

手に困っている。運営スタッフに院生クラスの若手を加えたいが、それも困っていることだ、など私たち基礎研にも一定共通する問題を抱えているそうです。

いろいろと話をうかがい、また意見も交換しましたが、社会の発達と個人の発達をつなぐ位置にある集団の発達についてつっこんだ検討を深めることが必要であること、そして、発達研究をめぐって自然科学、社会科学、人間科学を一同に会した総合的なシンポジウムを協同で開催していく必要ではないか、などの点を相互に確認しあい、今後とも協力しあっていふことを約束して、研究所を後にしました。

（文責 小沢修司）

現代資本主義研究会のご案内

以下の通り、現代労働過程プロジェクト第2回研究会を開催致します。年末の忙しい時期ですが、年納めの研究会——『通信』読者の方も自由にご参加下さい。

日時：12月20日(日) 午後1時30分～5時

場所：京都学生センター（京都・百万遍）

内容：技術と組織、労務管理など（報告者交渉中）

- ①現代労働と管理をめぐって（浪江巖氏）
- ②労働の変化と生涯学習権（市川日佐志氏）
- ③労働現場を見る視点（安満弁吉氏）

参加無料。

詳しくは基礎研事務所まで（075-255-2450）。

●基礎研だより

第10回研究大会の報告

さる7月10日から12日にかけて、神戸市北区道場町の関西地区セミナーhausで基礎研第10回研究大会が開催されました。今回は第10回という節目の大会であり、これまでの基礎研と経済学の理論的到達点および今後の発展方向を明らかにするため、「今、経済学を問い合わせる」というテーマで行なわれ、3日間にわたり、約80人の参加がありました。

第1日目は平日の1時30分からということもあり、参加者の出足は悪かったのですが、二つの分科会に分れて、一方では「アメリカの科学技術移転と国家」(新岡智氏),「現代国際分業に関する一考察」(小林世治氏),「発展途上国の経済開発と人間発達」(田中裕二氏)が、他方では「所得格差の拡大・サービス経済化と税制改革」(藤岡純一氏),「コスト感受性と社会主義における個人所得税の導入——経済管理メカニズムの型にあたえるインパクト」(田中宏氏・本誌所収),「60年代日本の『産業政策』に関する一考察」(寺田隆至氏)が報告されました。

5時から7時まで入浴・食事等の小休止をはさみ、続いて「シンポジウム——次期プロジェクトをめぐって——」が行なわれました。ここでは林堅太郎企画事業部長より、これまでの出版事業の総括、特に今回の新講座の取組みについて報告がされ、それに関わり「中長期プラン」の具体化として全員参加型の基礎研活動の展開の重要性が議論されました。そして現在進められている出版計画として、基礎セミナーのテキスト、『通信』の英語版、また今後の計画として、翻訳、今回の講座を継続的に発展させたもの、さらにより長いスパンをもつての労働過程から現代資本主義の分析を試みる事業について報告がありました。夜はホールで懇親会が行なわれ、20名ほどの参

加で、久々に見る顔に近況報告が交わされて、また基礎研についてそれぞれの思いが語られ、特に青年論に熱がこもりました。

第2日目は、午前中はリクレーションで(昨晩の残業がたたってか誰もやれていなかったが)、午後からは全体集会として、宮本憲一氏、植田和弘氏、和田幸子氏によるシンポジウムが行なわれました。宮本憲一氏は「現代経済学における国家論の課題」として、市民革命期からの国家論の展開について概要を述べられ、現代の国家論の課題について報告されました(本誌所収)。植田和弘氏は「環境保護運動と現代資本主義」として実際の運動とその理論的課題について報告され(本誌所収)、和田幸子氏は「1980年代アジア諸国における〈資本主義化〉の概要と問題点」というテーマで現地取材をもとに報告していただきました。これを受けて、横田茂氏、青木圭介氏、仲野組子氏から質問がされました。また宮本氏は会場からの質問を受けられて、資本論を学ぶこと、マルクスの命題の重要性について語されました。会場ではアジア・アフリカ連帯委員会によるニカラグア産コーヒー豆の出張販売・サービスも行なわれ、コーヒーの香りのただようシンポジウムでした。

5時から入浴・食事等の小休止をはさみ、第1分科会では「現代日本の資本家階級」(森岡孝二氏)、第2分科会では「『新しい社会運動』としての生協運動」(的場信樹氏),「生協組合員と地域」(江尻彰氏)、第3分科会では「生活様式論の方法」(高原朝美氏・本誌所収)、「社会福祉財源の検討」(武田宏氏)、第4分科会では「構造転換と京都乙訓地域の産業動向」(山田昇氏)、「深夜業禁止と紡績業の合理化」(坂本悠一氏)がそれぞれ行なわれました。

夜は懇親会が開かれ、土曜日の

夜ということもあり、何と50名近い参加で、「さすが基礎研」という声が聞かれました。さらにいくつかのグループに分れて深夜まで語り明かされたようです。

最終日は朝9時から分科会で、少しバテぎみの方もおられましたが、各分科会とも熱心な議論がなされました。その報告は以下のとおりです。

第1分科会:「都市経済の構造転換と中小企業」(井内直樹氏),「日・米鉄鋼業における経営多角化戦略」(十名直喜氏),「労働組合における文化活動の位置付け」(水野喜志彦氏)。

第2分科会:「アメリカ経済とSDI」(藤岡淳氏),「公害の階級性」(岡宏一氏)。

第3分科会:「国際的人格の発達と外国语教育」(角田知生氏),「国民資産と固定資産税」(矢野末雄氏)。

第4分科会:「生活論の現状と課題」(川口民記氏),「教育問題と教育における共同化」(高橋直樹氏)。

第5分科会:「経済計画への代替モデル研究の経過と展望」(大西広氏),「経済統計活用における諸問題」(市橋勝氏),「再生産表式へのサービス部門の導入」(伊藤国彦氏)。

報告の領域の広さは、まさに基礎研の特徴ですが、特に今回は生活をめぐる報告が多く、それに関する報告に多くの参加者が集まり、関心の高さを示していました。

午後から1987年度基礎研定例総会が開かれ、理事会による活動報告・事業報告・会計報告、および役員改選がなされ、満場一致で採択・承認されました。最後に森岡理事長からこれまで基礎研が果たしてきた役割について、そして最近の運動の広がりとこの研究大会の成功について語られて幕を閉じました。

(文責 高山 新)

読者の声

「経済」をきちんと研究したいのですが……

53号をはじめて紹介されて読みました。具体的に1980年代の流れと日本の多国籍企業のアジアへの進出の状況がよくわかりました。めまぐるしく変化していく日本の経済社会の中で、自分なりの展望をつかみたいと思っていますが、学部を卒業して20年もたちますと基本的な学習を忘れてしまします。二部の聴講生になろうかとも考えたのですが、時間的に無理。働きながら学ぶのには、やはり、『基礎研』ですね。「経済」をきちんと研究したいというのが、学生の頃からの夢だったのですが、現実は…。

特集「日本とアジア」のすべての論文、特に「日本型多国籍企業とアジア」(佐々木建氏)「日本資本のアジア進出」(和田氏)「食糧・農漁業問題」(森井氏)が参考になりました。ひきつづき「アジアと日本」を追究してほしい。もう一つ産業空洞化の克服も。

(大阪市 松本千賀子 教員)

マルクス主義経済学も自己批判が必要?

「為替の完全自由化以来、従来の経済学は十中八、九意味がないんですよ」とは、あの大前研一氏の言葉ですが(『PLAY BOY』9月号)、こういう経済学の自己批判はいわゆる近代経済学の側でむしろさかんなようで……。「従来の経済学」の中にはマルクス主義経済学も入ると思いますが、みなさんはいかがお感じですか?

藤原貞雄先生「日本・アジア・環太平洋」——日本の企業主義帝国主義の実態がよくわかりました。国鉄「改革」の歴史的意義を取り上げて下さい。
(京都市 藤井秀樹 近畿大学)

協同組合運動集会への参加を

7月24日付『朝日新聞』でも紹介されました。7月25、26日の2日間、伊東で、「いま『協同』を問うプレ集会」と銘打った協同組合運動関係者の交流集会が開かれました。これは、「『協同』の心で活動している、あらゆる団体の人びとが集まろう」といことで、中高年雇用・福祉事業団(労働者協同組合)を中心とした団体・個人で構成する実行委員会が呼びかけて、200人をこえる人々が集まったもの。参加者は生協、農協、労金から自主管理生産の東芝アンペックス、劇団「ともしび」まで、本当に幅広く集まりました。職場(労金)の人といっしょに参加しましたが、改めて協同組合運動の到達点と可能性を知りました。今後も本「集会」等が予定されていますが、基礎研としても参加してみてはどうでしょうか?

(東京豊島区 細川孝 団体職員)

52号と53号の批評

52号は、触発される論文が比較的多かった号であると思います。木津川論文のイブニング文化の話は、宮本憲一さんが主張されている「演劇をみない経済学者と労働者はロクな者ではない」という論を思い出させてくれました。また、終わりの部分での基礎研の研究者に対する期待には、やはりわかりやすい『通信』の現実への期待が込められていたと思います。平野論文では、著者も生協と協同作業所に注目されていると知り、大いに共感しました。井上(英)論文でも、親子教育文化運動への期待が出されており、また、政治的有力

と文化的有力との関係についての問題提起は、非常に実践的だと思いました。井上(純)論文はなぜ掲載されたのか理解できませんでした。水野論文は、労働者らしく強い実践的関心に裏打ちされた好論文でした。企業主義的な労働運動を克服する課題、労働運動・学習運動・文化運動をどう織り上げていくか等々の多くのことを私達に投げかけてくれました。また、広瀬論文もその掲載の意義は理解できませんでした。

次に、53号は52号に比べて、内容的刺激の面がやや落ちる出来だったと思います。テーマの「アジアと日本」自体は、たいへん魅力的なのですが。問題は、佐々木論文が最後で言っていたように、「理念と政策提言能力」や「いくらかでも展望を与えるものでなければ、その存在理由を問われる事になるだろう」という点に尽きるのだろうと思います。その中にあって和田論文が、現地でのヒアリングに多くの紙幅を費やした点は、実態を直視する前にこれまで書かれた本や論文だけを読んで問題に取り組む態度に対し、みごとなアンチ・テーゼになっていたと思います。また、赤間論文は難解で問題の所在すら私には理解できませんでした。

辛口の批評になってしまいまが、『通信』の発展を大いに期待しております。

(長文でしたので前半部分を割愛させていただきました——編集局)。

(札幌市 井上晃 札幌市役所)

投稿歓迎

『通信』に対する卒直な感想をお寄せ下さい。掲載分には薄謝(図書券)を進呈します。

編集後記

・本号の発行が予定より2カ月も遅れてしまい、執筆者と読者の皆様に深くおわびいたします。

その原因は、報告のテープおこしの処理のミスに端を発し、編集局内の不注意、一部の所員原稿の遅れなどにありました。今後このようなことのないよう深く反省しています。

これによって、次号(55号)は来年1月発行になりました。ご了解下さい。

・特集タイトルの「構造転換と日本の経済学」はたいそう大きなテーマですが、今回は、ちょうど本研究所編『講座 構造転換』全4巻がいっきに刊行されたことと、7月の第10回研究大会報告特集とがひとつにあわさり、いずれも今日における経済学のあり方を革新する内容となつたことから、このようなタイトルにいたしました。情勢の急展開にふさわしいものであると自負しています。

・インタビュー「研究者群像」は、前号の杉原四郎先生に続いて、坂寄俊雄先生にご登場いただきました。足のケガにもかかわらずご協力い

ただいたことにあらためて感謝しますとともに、回復のすみやかならんことをお祈りします。

・新しい連載企画「現代の焦点」をはじめました。年4回発行という制約の中で、できるだけホットなテーマを追及いたします。ご意見や感想をおよせ下さい。

・書評についても力作を掲載しています。

・今回、『講座 構造転換』計8冊が当たる「特別モニタープレゼント」を企画しました。おみのがしなく、どしどしあ申しこみ下さい(次ページ参照)。

・次号は、「経済民主主義の国際的展開」と題して、日本および世界の動きを特集します。本号で宮本氏が言及されていますように、国際化の進展があたらしい国際連帯の枠組みを必要としています。さらに、あたらしい連載企画もスタートできるよう準備しています。ますます充実する内容の本誌を、ぜひ周りの方におすすめ下さい。

・では少し早目ですが、皆様にとって1988年が良い年ありますように。

(角田)

経済科学通信 (季刊) 第54号 1987年12月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)
振替京都 8-1972 TEL (075) 255-2450

編集局

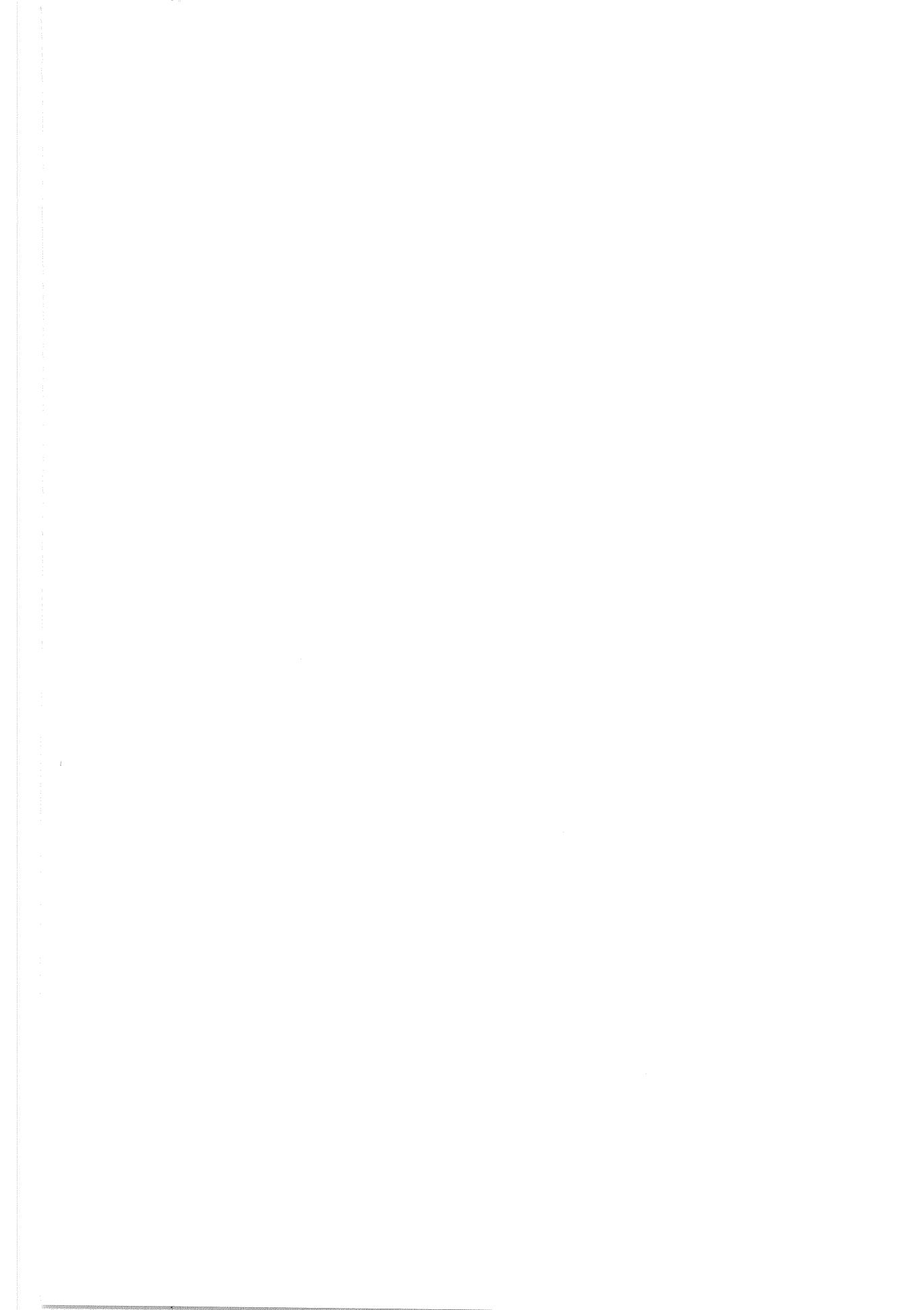
芦田 亘 梅原 英治 江尻 彰
角田 修一 小倉 信次 坂本 悠一
重森 曜 高橋 信一 高山 新
竹味 能成 中谷 武雄 西田 達昭
松野 周治 横山 寿一

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL (075) 661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)



研究集団の英知をあつめて、大転換の渦中にある日本の現在を照射・解明！

講座 構造転換 全4巻

基礎経済科学研究所 編

A5判上製
各巻=定価2200円

1 國際化のなかの日本

M.E技術の急速な展開、金融革命や財テクなど投機的蓄積、公共部門の解体と再編、戦後国際秩序の転換の諸様相を分析し、国民生活の真のゆたかさと平和・民主主義の発展を求めて、日本経済の民主主義的転換を担う協同のネットワークと公共性再建の展望を探る。

2 変わる労働と生活

経済大国・生活小国といわれる日本！情報化・高齢化・国際化の波のかで国民の生活が大きく変わろうとしている現在の日本！本巻では、生活の構造転換のトータルな把握にもとづいて、日本の貧困からの脱却と真のゆたかさの回復の途を多面的に追求する。

3 人間発達の民主主義

情報化・再都市化・国際化……いま進行している構造転換は、人間の労働や生活の衰退と、科学・文化・余暇などの享受をめぐって新たな格差を生み拡げつつある。本巻は、現代の民主主義に問われている課題をみすえつつ、諸個人の自主と協同をめざす人間発達の民主主義への展望を探る！

4 経済学の新展開

経済社会の構造転換は経済学の論題転換をもひきおこしている。マルクス経済学も近代経済学もその理論と方法を鍛え直さずには現実が提起する新しい分析課題をまことに生き残ることはできない。本巻ではこの認識から出発し、かつ各分野の新しい研究動向をふまえ大胆な試論を提示する！

柳ヶ瀬孝三／小林世治

林堅太郎／田井修司

斎藤雅通／小森治夫

江尻 彰／佐々木雅幸

新岡 智／青木圭介

執筆

湯浅良雄／成瀬龍夫
松原豊彦／佐藤卓利
山西万三／武田 宏
横山寿一

重森 晓／布川日佐史
宇田綾生／的場信樹
川瀬光義／森岡孝二
梅原英治／藤岡 悅
芦田 巨

執筆

執筆

森岡孝三／大西 広
小林正人／角田修一
佐々木秀太／寺西俊一
中西一正

東京神田神保町1-60 青木書店 電話・03(292)0481